

561

110

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始





帝國財經通信社理事  
元司 稅官

武本宗重郎君著



業收益稅法詳解

附

資本利子稅法

印紙稅法

要覽

東京稅務調查會藏版

大正  
15. 12. 24  
內交



## 例言

一本書の目的は改正營業收益税法の各條項の意義を闡明にし之が運用を如何にせば克く立法の趣旨に副ひ納税の義務を完全に履行し得べきかに付研究を試みむとするに在り故に深く法理に涉りて論究することは特に之を避けたる所なり。

一本書は省覽に便ならしむる爲索求上簡明なる題目を選び之を章節款項に區分して營業收益税法の逐條に配列し税法各條の次に關聯の施行規則を配し旁ら解説に便ならしめたり。

一本書各款項説明の末尾に關係法令及舊營業税法に關する行政實例、行政裁判例を掲載し關係法令に付ては其の關係文のみを掲載し行政實例、行政裁判例に付ては從來起りたる問題にして營業收益税の解釋上參考となるもののみを簡明に摘録したり。

一本書は實際の運用に資せむとするに在るを以て規定の精神を叙すると共に其の疑問と爲るべ



き事項に付ても一々之を掲げて解決を試みむことを希望せしも公務の餘燈下匆卒の編述に係るを以て其の盡さざるものあるを遺憾とす若し夫れ著者の淺陋寡聞なる其の誤謬不備等の點に至りては一に識者の高教に俟ち他日之を修補せむことを期す。

東都小日向臺にて

著 者 識

實務 營業收益税法詳解  
參考

目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第一編 緒 論                  | 一頁 |
| 第一章 緒 言                  | 一  |
| 第二章 營業收益税の性質             | 三  |
| 第三章 營業收益税の我邦租税上に於ける地位    | 八  |
| 第四章 營業收益税の沿革             | 一〇 |
| 第五章 營業收益税法施行地域           | 六二 |
| 第二編 本 論                  | 六三 |
| 第一章 課税の範圍                | 六三 |
| 第一節 法人營業に對する課税の範圍(税法第一條) | 六三 |

目 次

一



|  |     |
|--|-----|
| 第二節 個人營業に對する課税の範圍(税法第二條).....                        | 一六七 |
| 第二章 課税標準及其の計算方法.....                                 | 一六八 |
| 第一節 課税標準(税法第三條).....                                 | 一六八 |
| 第二節 課税標準の計算方法.....                                   | 一七〇 |
| 第一款 法人課税標準の計算方法(税法第四條、第五條、規則第一條).....                | 一七三 |
| 第二款 個人課税標準の計算方法(税法第六條、規則第六條、第七條).....                | 一七五 |
| 第三章 課税外の營業.....                                      | 一四一 |
| 第一節 特別の規定に依りて營業收益税を課せざる營業.....                       | 一四三 |
| 第二節 營業收益税法の規定に依りて營業收益税を課せざる營業(税法第七條).....            | 一五六 |
| 第四章 營業收益税の免除.....                                    | 一六三 |
| 第一節 營業收益税法の規定に依る營業收益税の免除(税法第八條、規則第十條、第十一條、第十二條)..... | 一六三 |
| 第二節 他の法令に依る營業收益税の免除.....                             | 一六七 |

|  |     |
|--|-----|
| 第五章 課税最低限(税法第九條).....                              | 一七〇 |
| 第六章 税率及税額の計算(税法第十條、規則第二條、第三條、第四條、第五條、第八條、第九條)..... | 一七一 |
| 第七章 營業收益税の附加税.....                                 | 一八〇 |
| 第一節 附加税の意義.....                                    | 一八一 |
| 第二節 附加税の課税範圍.....                                  | 一八三 |
| 第八章 營業收益税に關する申告及申請(税法第十一條、第十二條、規則第十三條、第十四條).....   | 一八九 |
| 第九章 純益金額の決定(税法第十三條、規則第十六條).....                    | 一九三 |
| 第十章 調査委員會(税法第十四條、第十五條).....                        | 一九四 |
| 第十一章 決定通知(税法第十六條、規則第十六條再出).....                    | 一九六 |
| 第十二章 救済方法.....                                     | 一九六 |
| 第一節 審査請求(税法第十七條、規則第十七條).....                       | 一九九 |
| 第二節 審査決定(税法第十八條、規則第十八條、第十九條).....                  | 二〇一 |



|   |     |
|---|-----|
| 第三節 減損更訂(税法第十九條、第二十條、第二十三條、規則第二十條、第二十一條)..... | 二〇四 |
| 第四節 訴願及行政訴訟(税法第二十一條).....                     | 二〇五 |
| 第十三章 納期(税法第二十二條).....                         | 二二二 |
| 第一節 定期納期.....                                 | 二二三 |
| 第二節 隨時納期.....                                 | 二二五 |
| 第十四章 納稅地(税法第二十四條、規則第二十二條、第二十三條).....          | 二二五 |
| 第十五章 營業に關する權限及義務.....                         | 二二七 |
| 第一節 收稅官吏検査質問の權限(税法第二十五條、規則第二十四條).....         | 二二七 |
| 第二節 同業組合に對する諮問權及調書提出の義務(税法第二十六條、規則第十五條).....  | 二三〇 |
| 第十六章 脫稅の防止(税法第二十七條).....                      | 二三一 |
| 第十七章 罰則(税法第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十一條).....        | 二三三 |
| 第十八章 附 則.....                                 | 二三八 |

|               |     |
|---------------|-----|
| 資本利子税法要覽..... | 一一三 |
| 印紙税法便覽.....   | 一一五 |



實務  
參考  
**營業收益税法詳解**

武本宗重郎著

**第一編 緒論**

**第一章 緒言**



國民の生存は國家に依りて始めて其の全を得るものにして國民の安寧幸福は國家の施設に待たざるべからざるは論を俟たず。而して國家の施設には相當の財源を要するが故に國民たる者は宜しく各々其の能力に應じて租税の負荷に任じ財源を國家に提供する責務を有することは憲法の章條に炳として瞭なり即ち其の第二十一條は日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有すと規定し臣民の義務中特に其の重大なる所以を明にせり。

夫れ斯の如く納税は臣民の重大なる義務にして而も此の重大なる納税義務の宿るべき源泉は



其の負擔者たる國民の經濟に在るを以て國民經濟の消長は延て國家の隆替に關し國民經濟ありて茲に租税ありと謂ふも敢て過言にあらず曾て獨逸の財政學者は租税と國民經濟との連鎖を論じて租税は國民經濟的ならざるべからずと謂へり。是蓋し租税制度と國民經濟との調和は租税政策上財務當局者の最苦慮する所にして學者爲政者の共に論議研究を怠らざる所以なり。凡そ我國民經濟政策の農本主義に據るべきや抑亦商工業を以て基礎とすべきやは茲に深く問ふを須ひず苟も國民經濟に直接の關係を有し其の主要部分たる商工業の収益に課税する營業收益税が國民經濟上に及ぼす影響の甚大にして之が研究は國民の一日も忽諸に附すべからざること敢て余輩の説くを要せざる所なり。然らば營業收益税の經濟上に及ぼす影響の如何又其の利害得失に關する論究を試みんは頗る重要にして興味ある問題なりと雖姑く之を専門學者及政治家の考究に譲り余輩は唯改正營業收益税法の各條項に就きて其の意義を闡明し之が適用を如何にせば能く立法の精神に副ひ納税の義務を履行し得べきかに付攻究するに止めんとす。

職として稅務の局に當る者の稅法を明にすべきは更に言を須ひず。世の商工業者も亦之を講究するの要あるなり法律學者言へるあり凡そ人民は國法を知るの必要あり又義務ありと然れども總ての法律を知悉せむことは殆んど企及すべからざる所なるを以て之を専門家に委するも或

は可なるものあらん獨り營業收益税法の如く廣く一般の商工業に直接關係を有するものに至りては之を他の講究に委すべきに非ず若し之が納税義務者たる商工業者にして稅法上の知識を缺かんか徒らに煩累を招くこと多く延きては累を國家に及ぼすことなしとせざるなり特に營業收益税法は課税の基礎を納税義務者の申告に依るべき法意なるを以て納税義務者は能く法意の存する所を究め誠實以つて義務の履行を怠らず當路者は懇切以て納税義務者の意志を尊重し共に其の施行に任ずべきものなり然らざれば爲に官民相互の間に意志の疏通を缺くの因となるのみならず不知不識の間税法の規定に依る義務を履行せずして法律上並に德義上の罪人と爲り又時に適當の救済を求め得るに拘はらず其の途に出づる能はざる場合なきを保せず是余輩が世の商工業者と共に營業收益税法の研究を試みむとする所以なり。

## 第二章 營業收益税の性質

營業收益税は營業の収益に課する所の租税にして地租家屋税と共に普く行はれたる收益税の一種なりとす。而して營業收益税の性質を説明せむとせば先づ營業其の物の意義を明にするの必要あり蓋し廣く營業と謂ふときは營利の目的を以て常業として營む所の經濟行爲を總稱すと



雖營業收益稅課稅の客體たる狹義の營業とは大體に於て資本を基礎として營む所の經濟行爲を謂ふ。元來營業收益稅は近世商工業の發達に伴ひ一般的に賦課せむとする必要より設けられたる制度にして各國既存の租稅制度に依りて制限せられ必ずしも一律に之を論すべからずと雖本稅發達の歴史に鑑み之を觀察するときは第二の定義を以て適當と爲すべきに似たり。此の說は營利の事業を別ちて二と爲し資本を基礎として營む所の經濟行爲を營業と謂ひ腦力（精神的勞力）及體力（身體的勞力）を以て營む所の經濟行爲を職業と謂へり。蓋し此の區別は普通に慣用せらるゝ所にして此の說に従へば商業工業及或種の職業は營業收益稅の課稅物件たることを得べしと雖一般の職業即ち資本を基礎とすることなく學術技藝又は勞役に依る事業は總て之を營業收益稅の範圍外と爲すものなり。

職業を營業より分離し之に營業收益稅を賦課せざるの理由如何。蓋し營業收益稅は營業の收益に賦課するものにして其の營業收益は（一）資本の利息（二）營業上の危險に對する保證（三）營業者の勤勞に對する報償を得るに止まり他の二者は極めて微少なるか或は全く之れなきことあり、故に職業に對しては營業收益を基礎とする營業收益稅を賦課せざるを通例とす、而して職業收入に對しては營業收益稅の外に別に一種の收益稅として職業稅を存するものなきに非ず。

例へば獨逸聯邦中に於て之を見る然れども職業收入は他の收益と大に其の趣を異にし之に對する課稅は名は收益稅と稱するも其の實體の特別所得稅たること殆ど疑を容れず、又佛國に於ては學術的事業即ち醫師、辯護士、公證人等の高等職業にも營業收益稅を賦課せり、是蓋し特別な歴史上の理由に出でたるものにして例と爲すに足らざるなり。

又此の說は自然の生産物を採收して之を販賣するも營業と爲さず、例へば漁業其の他に類する採取業の如し、是其の收益を生ずるは主として勞務に依り、資本を交ゆること甚だ少なければなり。而して農業及林業も亦營業收益稅の範圍外と爲す。蓋し農業及林業は資本としての土地を利用し之に勞力を加へて收益を圖るものにして理論上營業と爲すを當然とし之に營業收益稅を課する國無きに非ずと雖土地は經濟未發達の時代に於ける最重要なる貨物たりしが故に古來の沿革に依り農業は別に地租を負擔すること普通にして地租を賦課すべき收入中には土地より生ずる地代、企業の利潤及勞力の報酬等をも包含するを以て更に營業收益稅を賦課する時は二重稅の弊に陥るを免かれざるべし此の故に各國多くは農業及林業を營業收益稅の外に置くことゝ爲せり。

鑛業も又營業の一種にして之に營業收益稅を課すべきは當然なるが如しと雖曾て鑛業は君主



の特權に屬し別に特許料より進化したる鑛業税の存するを常とするが故に二重課税の不公平を避けんが爲めに多くは之を營業收益税中に加へざるを各國の例とす。

營業收益中には資本の利子及營業者の勞務の報酬をも包含す故に主として資本の利子のみより成る收益には營業税を課すべきに非ざること明なり、土地及家屋も亦資本の一種なりと見るときは地主の小作料収入、家主の家賃収入は共に資本の收益たり、而して土地に付ては自ら農業を爲す者と共に地租の課せらるゝあり、家屋には別に家屋税を存す、尙此の種收益として算すべきものに公債社債の利子等營業に使用せられざる動産資本の收益あり若し之等の收益に對し營業税を課せざると同時に何等の收益税をも課せざるときは他の收益に比し負擔の均衡を失するものと謂はざるべからず是獨逸諸國に於て専ら行はるゝ資本利子税の存する所以なり。

我營業收益税に於ても亦以上の理論を認め専ら資本を運用して爲す所の營利的事業及主として資本を運用せざるも商取引に屬する營利的事業を以て其の範圍を限定し職業に屬する事業即ち醫師、辯護士、公證人、代書人、特許代理人等及農林業、牧畜業、漁業、採藻業、鑛業の如き原始産業は總て之を課税の範圍外と爲したり。而して動産資本の收益に關しては明に商業の部類に屬すべき金錢及物品の貸付業に付其の種目を設けて之に營業收益税を課し公債社債其の

他一般貸付資本(營業に使用せらるゝものを除く)の利子に付ては大正十五年三月法律第十二號を以て資本利子税法を制定し別に資本收益税を課税し營業資本と區分したり。

營業收益は土地收益、家屋收益、資本收益等と共に畢竟所得を形成すべき分子たり。蓋し所得とは各種の收益を所得者に總括し之を主觀的に觀察したるものにして收益は之に反し客觀的に各種收益源より生ずる収入を指したるものなり、之を租税制度の沿革に徴するに收益税の制は其の發達所得税よりも早く各種收益毎に別種の租税を存したりと雖收益税にはもと主觀的分子を參酌すること不十分なるが故に眞に能く納税者の負擔能力に應じ公正なる課税を爲すことを得ず是に於てか理論の要求に従ひ一般所得税の制度を見るに至れり而して一般所得税の傍向收益税を保留する所以のものは等しく所得と稱するも之を組成する收益の種類に依り其の負擔能力の間に著しく等差あるものなればなり例へば土地家屋又は營業の收益は之を勞銀等に比するに収入頗る安固にして従て負擔力も亦大なるものと謂ふべきなり。我國の現行所得税は嚴正なる意義に於ける一般所得税に非ず少くとも第一種及第二種の所得に付ては收益税たる性質を有し而して所得税の外に國税として地租、營業收益税及鑛業税等の收益税を存す而して之が制度の可否に付ては敢て余輩の深く論究することを欲せざる所なり。



直接税と  
間接税と

營業收益税の收益税たるは前に述べたる所にして收益税とは物の利用又は事業の經營に因る經濟的變化に基きて其の之より生ずる收益に課する所の租税を謂ふなり即ち營業收益税は營業收益を標準として營業者に課する所のものなり従て本税は直接税たるべく負擔を第三者に轉嫁すべき間接税に非ざるなり蓋し直接税と間接税との區別は納税者に於て直接に其の税を負擔する之を第三者に轉嫁し第三者をして負擔せしむるに因ると雖納税者自ら租税を負擔するや或は之を第三者に轉嫁するやは營業の種類に依り又は經濟界の状態に依りて一様ならず故に事實上に於ける租税負擔の如何に依りて營業收益税の直接税なるや否やを論ずべからず唯立法の目的如何を見るべきのみ而して營業收益税は營業收益に對して營業者に賦課するものにして消費税の如く物品其の物の上に賦課し之を使用消費する者に課せむとするものに非ず故に直接税間接税の區別よりして論ずるときは其の直接税たること論を俟たざるなり。

### 第三章 營業收益税の我邦租税上に於ける地位

營業收益税は大正十六年一月一日より施行せらるるものにして其の収入額は之を確知するを得ずと雖營業收益税は從來の營業税の名稱を變更し課税の標準を營業收益に改めたるに過ぎざ

營業收益  
税の我邦  
租税上に  
於ける地  
位

るを以て租税上の地位も亦營業税に代るべきものと解して大過なかるべし。我邦の歳入中其の大部分は租税の収入にして大正十五年度歳入經常部合計一、三六五、四九〇、九九五圓中租税収入は八〇五、〇六〇、九六三圓にして其の五割九分に相當せり。

而して營業收益税の前身たる營業税は五九、四七七千圓にして地租、酒税、砂糖消費税に次ぎて歳入中の重要地位を占むるものなるのみならず。國運の發展、商工業の勃興するに伴ひて漸次増加すべき弾力性を有するの點に於て所得税と共に他の租税に勝るものあり又其の性質上營利の目的たる經濟行爲に基きて之より生ずる收益に課するものなるを以て其の収入は比較的確實なりとす。

論者或は營業收益に對しては所得税の賦課せらるるあり、若かず之を地方の財源に移すか又は全部之を廢止すべしと爲す者あり、蓋し此の説たるや直接國税を根本的に整理統一せんとするの理想としては大に研究すべきの問題たりと雖我國現行の租税制度上に於て地租が農業者の收益に課する負擔として所得税の外に現存する以上は營業者の收益に課する營業收益税は其の權衡上缺くべからざるは明かなりとす、特に軌近商工業の發達は昔日の比にあらず其の負擔力益、増大を來すに於ては各業負擔の公正を期する爲地租に對する營業收益税は亦實に特別の必



要ありと認めざるを得ず。

#### 第四章 營業收益税の沿革

營業收益  
税の沿革

營業收益税法は大正十五年三月法律第十一號を以て制定せられ之と同時に從來の營業税法は廢止せられ大正十六年一月一日より施行せらるることとなり。從來の營業税は課税の標準として多くは外形的標準を採用せりと雖順次改廢せられ今回の改正に依り總て營業の收益を以て課税の目的となし名實共に收益税たるの要件を具備するに至れり。故に營業收益税と營業税とは其の名稱を異にするも實質上同一なるを以て其の沿革を叙せむとするにも營業税として之を視るを妥當とす。

歐洲に於て營業税の始めて起りたるは十四世紀の頃に在りて伊太利の一都市に於て賦課したるを嚆矢とするも消費物課税、市場税、商店税等にして間接税の性質を有するものを包含し嚴正なる意義に於ける營業税に非ず。漸く十七世紀以後に至りて營業課税の問題は財政學者の講究する所となりたりと雖十八世紀以前に於ては資本の收益に付ては財産税の形式に依り營業者の勞働の報酬に付ては人頭税の形式に依りて賦課せられ又各國に於て盛に行はれたる免許料よ

り進化したるものなり當時人民は營利事業を營むに當り免許料を納め始めて其の事業に着手するの特權を得たりと雖漸次自由思想の勃興するに及び免許料の徴收は營業の自由を束縛するものなりとの非難漸く喧しく加之商工業の發達するに従ひ事業の大小を問はず一定額を賦課する免許料の負擔上不公平なるは漸く明らかなるに至りたるが故に各國相踵で之を改め現今に於ては佛蘭西、巴威里、ウエルテンベルヒ、奧地利、匈牙利、露西亞、和蘭、葡萄牙等は何れも營業又は職業に對して一般的に賦課する國稅營業税を採用するに至れり尙亞米利加の一部等に於ては免許料的の制度を採用するものなきに非ず。

我國に於て營業税の淵源する所は遠く中古庸調の制に在り、後鎌倉時代を経て徳川氏の末葉に至り雜税と稱して其の種目八百餘種の多きに至れり、明治維新の初めに於ても税制は一に舊に依り當時未だ國税と地方税との間に劃然たる區別あらざりしなり、後明治八年二月布告を以て從來の雜税を廢し其の取締上必要なるものは地方に於て適宜徴收することゝ爲し次で同年九月布告を以て從來の租税並賦金を國税及府縣税に二分し前者は全國一般に賦課して國費に供し後者は地方に於て之を賦課し地方の費用に供するものとせり、然れども是等の府縣税は各地其の名稱を異にして従て賦課の程度に至ても大に其の趣を異にするものあり是に於てか明治十一

我國に於  
ける營業  
税の沿革



年七月布告を以て地方税規則を定め從來の府縣稅及區費を改めて地方稅とし地方稅は地租五分の一以内(二)營業稅並雜種稅(三)戶數割の三種に限り營業稅雜種稅の種類及制限は別に布告を以て之を定むることとし其の年十二月布告第三十九號を以て地方稅中營業稅雜種稅の種類及制限を定め其の徵收の範圍及支辨費目の制限等を明定せり是實に各府縣の營業稅に關し劃一なる規定を設けたる初なり後明治十三年四月布告第十七號及明治十五年一月布告第三號を以て其の種類及制限を改正せり。

以上述べたる如く營業稅の制度は維新以來種々の變遷を経たりと雖要するに明治八年以前は専ら舊慣に依違し各地各、其の制度を異にし同年以降は單に地方稅として各府縣限り之を課徵し國稅として一般營業者に課稅するの制度なかりしなり。然るに後明治二十七八年日清戰役及戰後の經營上歲計俄然膨脹するに至り歲入増加の爲新財源を得るの必要を生せり是に於てか政府は課稅上彈力に富み其の收入確實なる營業稅を以て最好個の財源と爲し新に國稅中營業稅を設けて歲入補填に充るの計畫を定めたり。而して當時營業稅を制定したるの理由は單に歲入増加の目的のみに止まらず他に注意すべき理由の存するものあり其の一は從來の地方稅中營業稅雜種稅の賦課各地頗る均一を缺けるを以て國稅として營業稅を設け地方稅は其の附加稅として

營業稅法  
の制定

一定の率に依り之を徵收し負擔の公平を期するに在り其の二は從來の國稅中徵收費多額にして且施行上營業者の最苦痛を感じたる菓子稅煙草營業稅醬麴營業稅の如きは之を廢し又納稅資力の微弱なる者と雖其の負擔を免れざる船稅、車稅、牛馬賣買免許稅等の如きは之を府縣の財源に移し以て國稅の整理を圖るに在り其の三は從來農民は地租の負擔頗る輕からざるに反し商工業者は未だ國稅として一般的に之が負擔に任じたるものあらず爲に其間頗る負擔の公平を失し租稅の原則に反するのみならず之が爲に商工業者は公權を享有すること少く土地所有者に比し頗る不公平の嫌ありしを以て其の負擔を公正にし從て營業稅の納稅者は衆議院議員選舉法並貴族院多額納稅議員互選規則等に於ける參政權享有の資格を有せしむるの必要ありしに由るなり營業稅法案は明治二十八年第九議會に提出し些少の修正に依り其の協賛を経て明治二十九年三月法律第三十三號を以て公布し翌三十年一月一日より之を施行せり其の後明治三十二年三月法律第三十二號同三十五年三月法律第十八號を以て一部分の改正を爲せり。

然るに明治三十七八年日露戰役の發生に依り戰費支辨の目的を以て制定せられたる明治三十七年三月法律第三號非常特別稅法及同三十八年一月法律第一號同法の改正に依り營業稅法に定めたる稅額の外非常特別稅を増徴したり。



營業税は斯の如くして税法制定當時僅々四百萬圓に過ぎざりしが殖産興業の發達と税率の加重とに依りて明治四十三年に至りては二千六百萬圓の巨額に達し我邦財政上有數の大財源と爲るに至れり然れども日露戰役以後其の負擔激増し殊に戰時中急遽税法を制定したるの結果として負擔上衡平を失したると經濟上の變遷に伴ひ其の改廢を要するものあり戰後經營の一大要務として一般税制の整理と相俟て營業税整理の必要は朝野の等しく認むる所となれり。茲に於て政府は其の改正案を第二十四議會に提出したるも不幸にして議會の容るゝ所とならず故に政府は更に第二十六議會に對し負擔の輕減を計ると共に課税の公平を保たしむる趣旨を以て其の改正案を提出せり然るに議會は課税の公平を保たしむるよりも一般に負擔を輕減するを以つて急務なりと認め各業體に付き税率を低減することに修正し其の協賛を経て明治四十三年四月法律第四十五號を以て公布し同四十四年一月一日より之を施行すると同時に非常特別税法中營業税に關する規定は之を廢止したり其の結果税額約二百萬圓を減するに至れり後明治四十四年三月法律第三十九號を以て一部改正を加へたり。

然れども仍行政並財政の兩整理を斷行して以て國民の負擔を輕減するの必要なるは一般輿論の趨向なりしを以て政府は第三十議會に其の改正案を提出し衆議院は之を通過したるも會期切

# 欠



# 欠

○法律第三十三號（明治二十九年三月）

## 營業税法

第一條 左ニ掲クル營業ヲ爲ス者ニハ營業稅ヲ課ス

- 一 物品販賣業
- 一 銀行業
- 一 保險業
- 一 金錢貸付業
- 一 物品貸付業
- 一 製造業
- 一 運送業
- 一 倉庫業
- 一 運河業
- 一 棧橋業
- 一 船渠業

第一編 緒論 第四章 營業收益稅の沿革



- 一 船舶碇繫場業
- 一 貨物陸揚場業
- 一 土木請負業
- 一 勞力請負業
- 一 印刷業
- 一 寫真業
- 一 席貸業
- 一 旅人宿業
- 一 料理店業
- 一 公ナル周旋業
- 一 代辨業
- 一 仲立業
- 一 仲買業

第二條 營業稅ヲ課スヘキ物品販賣業ハ一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ物品ノ卸賣又ハ小

賣ヲ爲ス者ヲ謂フ

左ノ諸業ハ前項ニ該當セサルモ仍物品販賣業ト見做ス

- 一 一定ノ製造場ナク職工ヲ使役スルコトナク原料ヲ供給シ工錢ヲ支拂ヒ物品ヲ製造セシメテ販賣スル者
  - 二 一定ノ製造場ヲ設ケス店頭ニ於テ物品ヲ製造シ主トシテ小賣ヲ爲ス者
  - 三 牧場ニ非サル場所ニ於テ飼料ヲ購求シ家畜又ハ家禽ヲ飼養シ之ヲ賣リ又ハ鶏卵、牛乳等其ノ產物ヲ販賣スル者
  - 四 魚介類ヲ養殖シテ之ヲ販賣スル者
  - 五 動植物其他普通ニ物品ト稱セサルモノヲ販賣スル者
  - 一箇年ノ賣上金額千圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス
- 第四條ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ヲ販賣シ及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセス

第三條 營業稅ヲ課スヘキ金錢貸付業及物品貸付業ハ一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ貸付ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ普通ニ物品ト稱セサルモノ、貸付ヲ爲スモ亦同シ



資本金額五百圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第四條 營業稅ヲ課スヘキ製造業ハ一定ノ製造場ヲ設ケ職工勞役者ヲ使用シテ物品ヲ製造シ又ハ物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ

瓦斯電氣ノ供給ヲ爲ス者及器物、器械ノ修理ヲ爲シ又ハ穀物ヲ精白搗碎シ又ハ染物、洗濯ヲ爲ス者ハ前項製造業ト見做ス

資本金額五百圓未滿ノ者又ハ職工勞役者ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業稅ヲ課セス

第五條 運賃又ハ手数料ヲ受ケテ旅客貨物ノ運送ヲ爲シ又ハ其ノ取扱ヲ爲ス者ヲ運送業トシテ營業稅ヲ課ス但シ雇人二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業稅ヲ課セス

第六條 倉庫ヲ備ヘテ貨物ヲ預リ倉敷料其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受クル者ヲ倉庫業トシテ營業稅ヲ課ス

第七條 印刷業寫眞業ニシテ職工雇人ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者及土木請負業、勞力請負業ニシテ請負金額一箇年千圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第八條 賃料又ハ其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受ケ客室又ハ集會場ヲ貸ス者ヲ席貸業トシテ營

業稅ヲ課ス但シ建物賃貸價格五十圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第九條 營業稅ヲ課スヘキ旅人宿業ハ飲食物ヲ供スルト否トニ拘ラス旅客ヲ宿泊セシメ又ハ人ヲ寄宿セシメ雇人三人以上ヲ使用スル者トス但シ木錢宿ニハ營業稅ヲ課セス

第十條 營業稅ヲ課スヘキ料理店業ハ雇人三人以上ヲ使用シ客室ヲ設ケテ飲食物ヲ販賣スル者トス

第十一條 左ニ掲クル營業ニハ營業稅ヲ課セス

- 一 政府ヨリ發行スル印紙、切手類ノ賣捌
- 二 自己ノ探掘又ハ採取シタル礦物ノ販賣
- 三 度量衡ノ製作、修覆、販賣

第十二條 營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

| 業名     | 課稅標準 | 稅率                    |
|--------|------|-----------------------|
| 物品販賣業  | 賣上金額 | 卸賣ハ 萬分ノ五<br>小賣ハ 萬分ノ十五 |
| 建物賃貸價格 | 從業者  | 千分ノ四十<br>一人毎ニ金一圓      |



|   |                               |                              |
|---|-------------------------------|------------------------------|
| 銀行業、保險業、<br>金錢貸付業、物<br>品貸付業               | 資本金額<br>建物貸賃價格<br>從業者         | 千分ノ二<br>千分ノ四十<br>一人毎ニ金一圓     |
| 倉庫業                                       | 資本金額<br>建物貸賃價格<br>從業者         | 千分ノ二<br>千分ノ二十<br>一人毎ニ金一圓     |
| 製造業、印刷業、<br>寫真業                           | 資本金額<br>建物貸賃價格<br>從業者         | 千分ノ一<br>千分ノ四十<br>一人毎ニ金一圓     |
| 運送業、運河業、<br>棧橋業、船渠業、<br>船舶碇繫場業、<br>貨物陸揚場業 | 職工勞役者<br>從業者ノ内<br>資本金額<br>從業者 | 一人毎ニ金三十錢<br>千分ノ二半<br>一人毎ニ金一圓 |
| 土木請負業、<br>勞力請負業                           | 請負金額<br>從業者                   | 千分ノ二<br>一人毎ニ金一圓              |

席理店業 建物貸賃價格 千分ノ六十  
 一人毎ニ金一圓

旅人宿業 建物貸賃價格 千分ノ四十  
 一人毎ニ金一圓

公ナル周旋業、  
代辨業、仲立業、  
仲買業 報價金額 百圓毎ニ金一圓  
 從業者 一人毎ニ金一圓

第十三條 此ノ税法ニ依リ納稅義務ヲ有スル營業者ハ毎年一月三十一日迄ニ業名及課稅標準  
 ヲ詳記シ政府ニ届出ヘシ但シ新ニ開業シタル者ハ其ノ際本條ノ届出ヲ爲スヘシ  
 營業者廢業シタルトキハ其ノ際政府ニ届出ヘシ

第十四條 同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキハ第十二條ノ課稅標準ニ依リ各別ニ營業稅ヲ  
 課ス但シ課稅標準トナルヘキモノヲ共通シテ使用スルトキハ其ノ一二就テ計算ス其ノ稅率  
 異ナルトキハ重キニ從フ

第十五條 物品販賣業、土木請負業、勞力請負業、席貸業、旅人宿業、料理店業、公ナル周  
 旋業、代辨業、仲立業、仲買業ハ各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ營業稅ヲ課ス



前項ニ掲ケサル營業ニシテ店舗其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ其ノ資本ヲ區分シタルモノハ各別ニ營業稅ヲ課ス其ノ資本ヲ區分セサルモノハ合算シテ之ヲ課ス

第十六條 第十三條ニ依リ届出ヘキ課稅標準ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ計算ス但シ新ニ開業シタル者ハ豫算ヲ以テ之ヲ定ム

一 賣上金、請負金及報償金ハ前年中ノ總額ニ依ル但シ前年中ニ開業シタルモノハ豫算ニ依ル

二 資本金及建物賃貸價格ハ前年中ノ平均額ニ依ル

三 從業者ハ前年ニ於ケル最多數ノトキニ依ル

資本金額ノ算定方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 營業者ノ申告シタル資本金額ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ營業ノ收入金額ヲ調査シ相當ノ營業費ヲ控除シ其ノ殘額ノ二十倍ヲ以テ資本金額ヲ算定スルコトヲ得

第十八條 建物賃貸價格ハ店舗其ノ他營業用ノ土地家屋ノ借料ニ相當スルモノトス但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ同一區域内ニアリテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ス

借家ノ場合ニ於テハ何等ノ名義ヲ用ウルニ拘ラス土地、建物ノ賃借上借主ヨリ貸主ニ支拂フモノヲ以テ建物賃貸價格ヲ計算ス

借家ニ非サル場合ニ於テハ近傍借家ノ借料ニ照準シテ建物賃貸價格ヲ定ム近傍ニ照準スヘキ借家ナキトキハ其ノ土地、家屋ノ時價ヲ各別ニ算定シ土地ハ其ノ百分ノ五、家屋ハ百分ノ十ヲ以テ其ノ賃貸價格ヲ定ム無償ノ借家ニ付テモ亦同シ

營業者ノ申告シタル賃貸價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ前項ノ算定方法ニ依リ其ノ賃貸價格ヲ定ムルコトヲ得

第十九條 名義ノ何タルヲ問ハス總テ營業ニ從事スル者ハ從業者トシテ之ヲ計算ス但シ營業者ノ家族ヲ除ク

第二十條 營業稅ハ年額ヲ二分シ其ノ年五月、十一月ヲ以テ納期トス但シ廢業スルトキ未納ノ税金ハ即納トス

第二十一條 新ニ營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ其ノ營業稅ヲ徵收ス

左ニ掲ケル營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ尙三箇年間其ノ營業稅ヲ徵收セス但シ此ノ稅法施行以前ヨリ營業スル者ニシテ其ノ開業ノ翌年ヨリ三箇年ニ滿タサルトキハ本項ニ準



據スルコトヲ得

銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇  
繫場業

第二十二條 同一ノ場所ニ於テ六箇月以内ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スル者ハ其ノ月  
ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十三條 營業ヲ繼續シ又ハ營業繼續ト認ムヘキ事實アルトキハ納期ニ於テ現ニ營業スル  
者ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十四條 營業者廢業スルトキハ其ノ廢業ノ月迄營業稅ヲ徵收ス但シ他ニ其ノ營業ヲ繼續  
スル者アルトキハ前條ニ依ル

第二十五條 第二十二條及第二十三條ノ場合ニ於テ前ノ營業者第二十一條ノ期間内ニアルト  
キハ其ノ期間ハ後ノ營業者ニ及フモノトス

第二十六條 政府ニ於テ營業者ノ申告ヲ不相當ト認メ資本金額又ハ建物賃賃價格ヲ算定シタ  
ルトキハ之ヲ營業者ニ通知スヘシ

第二十七條 前條ノ算定ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申立テ再

審査ヲ求ムルコトヲ得但シ此場合ニ於テ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

第二十八條 第十八條第三項ノ建物賃賃價格算定ニ付異議ノ申立アリタルトキハ評價人ヲ定  
メ之ヲ評價セシム評價一致セサルトキハ其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム

評價人ハ四人トシ二人ハ政府ヨリ之ヲ命シ二人ハ土地建物所在地市町村長之ヲ選定ス但シ  
費用ハ本人ノ負擔トス

前項市町村長ノ職務ハ特別市制ヲ施行スル市ニ於テハ區長、市制町村制ヲ施行セサル地方  
ニ於テハ戸長、沖繩縣ニ於テハ役所長之ヲ行フ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ營業者ハ政府ニ其ノ由ヲ申立ツルコトヲ得

一 課稅ノ標準タル資本金額、賣上金額、請負金額、報償金額又ハ建物賃賃價格半額以上  
ヲ減シタルトキ

二 課稅ノ標準タル從業者ノ人員届出人員二分ノ一以下ニ減シタルトキ

第三十條 政府ハ前條ノ申出ニ由リ營業者ノ狀況ニ照シ營業稅ヲ減額スルノ必要アリト認ム  
ルトキハ翌年一月迄税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第三十一條 政府ハ第二十九條ノ申出ニ對シ翌年一月ニ於テ課稅標準ヲ查覈シ左ノ場合ニ該



當スルモノアルトキハ税金ヲ減額スルコトヲ得

一 課税ノ標準タル賣上金額、請負金額、報價金額ハ前々年中ノ總額資本金額、建物賃賃價格ハ前年中ノ平均額ノ半額ニ達セサルトキ

二 課税ノ標準タル從業者ノ人員其ノ最多數ノトキニ於テ届出人員ト二分ノ一ニ達セサルトキ

課税標準ノ課税最低限以下ニ減シタル場合ニ於テモ仍其ノ割合ヲ以テ税金ヲ徴收ス

第三十二條 第一條ニ掲クル營業者ハ貨物ノ仕入、賣上、受入、貸付、廻送、從業者ノ人員及營業ニ關スル金錢ノ出納ヲ明ニスル爲帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事實ヲ記載スヘシ

第三十三條 收税官吏ハ營業ニ關スル帳簿、物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得

第三十四條 第十三條ノ届出ヲ爲サス若ハ虚偽ノ届出ヲ爲シ又ハ故意ヲ以テ第三十二條ノ帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス其ノ脱税シタル者ハ脱税金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十五條 此ノ税法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不諭罪、減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス

三

第三十六條 府縣ハ此ノ税法ニ依リ納税義務ヲ有スル營業者ノ營業ニ對シ本税十分ノ二以内ノ附加税ヲ課スルコトヲ得此ノ附加税ノ外府縣税又ハ地方税ヲ課スルコトヲ得ス

#### 附則

第三十七條 此ノ税法ハ明治三十年一月一日ヨリ施行ス

第三十八條 明治二十九年度ニ屬スル府縣税又ハ地方税ハ第三十六條ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラス明治二十九年度ニ屬スル府縣税又ハ地方税ノ賦課ヲ受ケタル業體ニ對スル此ノ税法ノ營業税ハ明治三十年ニ限り年額四分ノ三ヲ徴收ス

第三十九條 第二十條五月ノ納期ハ明治三十年ニ限り七月トス

○法律第三十二號(明治三十二年三月)

明治二十九年法律第三十三號營業税法中左ノ通改正ス

第十五條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ内國ト外國トニ涉リ店舗其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ資本ヲ區分セサルモノハ内國ニ於ケル各店舗其ノ他ノ營業場ニ於テ使用スル資本金額ヲ見積リ内國ノ分ニ限り各別ニ之



ヲ課ス

第三十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第四十條 第十五條第二項但書ノ規定ハ此ノ法律施行地ト此ノ法律ヲ施行セサル地トニ涉リ  
店舗其ノ他ノ營業場數箇所アル場合ニ之ヲ準用ス

○法律第十八號(明治二十五年三月)

營業税法中左ノ通改正ス

第一條第十三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 鐵道業

第五條ヲ第五條ノ一トシ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五條ノ二 私設鐵道法ニ依リ運送業ヲ營ム者ヲ鐵道業トシテ營業稅ヲ課ス

第十條ヲ第十條ノ一トシ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十條ノ二 營業稅ヲ課スヘキ公ナル周旋業、代辨業、仲立業、仲買業ハ一箇年報償金額百圓以上ノ者トス

第十二條業名、課稅標準及稅率表中「運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業」ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

鐵道業 收入金額 千分ノ十

從業者 一人毎ニ金壹圓

同條中「公ナル周旋業、代辨業、仲立業、仲買業」ノ稅率「百圓毎ニ金壹圓」ヲ「千分ノ十五」ニ改ム

第十六條第一項第一號中「賣上金」ノ下ニ「收入金」ヲ加フ

第十七條 納稅義務ヲ有スル營業者第十三條ノ届出ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ届出タル課稅標準ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其課稅標準ヲ算定スルコトヲ得

第十八條第四項ヲ削ル

第二十一條第二項中「船舶碇繫場業」ノ下ニ「鐵道業」ヲ加フ

第二十六條中「營業者ノ申告ヲ不相當ト認メ資本金額又ハ建物賃貸價格」ヲ「課稅標準」ニ改ム

第二十七條中「再審査」ヲ「審査」ニ改ム

第二十八條ヲ左ノ如ク改ム



第二十八條ノ一 前條ノ請求アリタルトキハ營業稅審查委員會ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス

第二十八條ノ二 各稅務管理局所轄内ニ營業稅審查委員會ヲ置ク

審查委員ノ定數及審查委員會ノ會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

審查委員ハ商業會議所代表者及納稅義務ヲ有スル營業者中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

第二十八條ノ三 收稅官吏ハ審查委員會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十八條ノ四 營業者第二十八條ノ一ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ

提起スルコトヲ得

第二十九條第一號中「賣上金額」ノ下ニ「收入金額」ヲ加フ

第三十一條第一項中「賣上金額」ノ下ニ「收入金額」ヲ加フ

附則

本法ハ明治三十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○法律第三號(明治三十七年三月)

非常特別稅法

第一條 臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ依リ地租、營業稅、所得稅、酒稅、砂糖消費稅、醬油稅、登録稅、取引所稅、狩獵免許稅、鑛區稅及各種ノ輸入稅ヲ增徴シ毛織物及石油ニ消費稅ヲ課シ民事訴訟用印紙ヲ增貼セシム

二 營業稅 營業稅法ニ依ル稅額十分ノ七

附則

地租、營業稅、所得稅ニ關シテハ明治三十七年分ヨリ本法ヲ適用ス

○法律第一號(明治三十八年一月)

非常特別稅法中左ノ通改正ス

第一條 臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲本法ニ依リ租稅ヲ增徴シ若ハ賦課シ又ハ印紙ヲ增貼シ若ハ貼用セシム

第二條 左ニ掲クル租稅ニ付テハ關係法規ノ定メタル稅額ノ外左ノ割合ノ稅額ヲ增徴ス

二 營業稅 營業稅法ニ依ル稅額十五割



附則

地租、營業稅、所得稅、賣藥營業稅ニ關シテハ明治三十八年分ヨリ本法ヲ適用ス

○法律第四十五號(明治四十三年四月)

營業稅法中左ノ通改正ス

第一條中「一船渠業」ヲ削リ「一勞力請負業」ヲ「一請負業」ニ「一公ナル周旋業」ヲ「一周旋業」ニ「一代辨業」ヲ「一代理業」ニ「一仲買業」ヲ「一問屋業」ニ改メ「一印刷業」ノ次ニ「一出版業」ヲ「一問屋業」ノ次ニ「一信託業」ヲ加フ

第三條中「資本金額」ヲ「運轉資本金額」ニ改ム

第四條中「器物器械」ヲ「物品」ニ「染物、洗濯」ヲ「染物」ニ改ム

第七條中「印刷業」ノ下ニ「出版業」ヲ加ヘ「土木請負業、勞力請負業」ヲ「請負業」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

出版業ニシテ新聞紙法ニ依ルモノニハ營業稅ヲ課セス

第十條ノ二 營業稅ヲ課スヘキ周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ一箇年報償金額

百圓以上ノ者トス

第十二條 營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

| 業名             | 課稅標準                    | 稅率  |
|----------------|-------------------------|---|
| 物品販賣業          | 賣上金額<br>建物賃賃價格<br>從業者   | 卸賣ハ萬分ノ十二<br>小賣ハ萬分ノ三十六<br>千分ノ九十<br>一人毎ニ金二圓 |
| 銀行業<br>保險業     | 資本金額<br>建物賃賃價格<br>從業員   | 千分ノ五<br>千分ノ九十<br>一人毎ニ金二圓                  |
| 金錢貸付業<br>物品貸付業 | 運轉資本金額<br>建物賃賃價格<br>從業者 | 千分ノ六半<br>千分ノ九十<br>一人毎ニ金二圓                 |



|        |        |         |           |                           |      |        |
|--------|--------|---------|-----------|---------------------------|------|--------|
| 製造業    | 印刷業    | 出版業     | 寫真業       | 運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繋場業、貨物陸揚場業 | 倉庫業  | 鐵道業    |
| 資本金額   | 建物賃賃價格 | 從業者     | 從業者內職工勞役者 | 資本金額                      | 資本金額 | 從業額    |
| 千分ノ三、七 | 千分ノ九十  | 一人毎ニ金二圓 | 一人毎ニ金五十錢  | 千分ノ六                      | 千分ノ五 | 千分ノ二十五 |

|      |         |         |        |         |        |         |         |         |
|------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|
| 請負業  | 席貨店業    | 料理店業    | 旅人宿業   | 周旋業     | 代理業    | 仲立業     | 問屋業     | 信託業     |
| 請負金額 | 建物賃賃價格  | 建物賃賃價格  | 建物賃賃價格 | 報償金額    | 報償金額   | 報償金額    | 報償金額    | 從業者     |
| 千分ノ五 | 千分ノ百三十五 | 一人毎ニ金二圓 | 千分ノ九十  | 一人毎ニ金二圓 | 千分ノ三十五 | 一人毎ニ金二圓 | 千分ノ三十七半 | 一人毎ニ金二圓 |

營業者ヲ除クノ外從業者中十五歲未滿ノ者ニ付テハ前項稅率ノ二分ノ一トス



第十五條中「土木請負業、勞力請負業」ヲ「請負業」ニ「公ナル周旋業、代辦業、仲立業、仲買業」ヲ「周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業」ニ改ム

第二十一條中「船渠業」ヲ削リ「印刷業」ノ下ニ「出版業」ヲ加フ

第二十八條ノ二中「各稅務監督局」ヲ「各稅務署」ニ「商業會議所代表者及」ヲ「五名乃至七名トシ」ニ改メ「審査委員ノ定數及」ヲ削ル

附則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中營業稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

○法律第三十九號(明治四十四年三月)

營業稅法中左ノ通改正ス

第五條ノ二中「私設鐵道法」ノ下ニ「及輕便鐵道法」ヲ加フ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前私設鐵道法ニ依ル鐵道ニシテ輕便鐵道法附則ニ依リ輕便鐵道ニ指定セラレタルモノニ對シテハ其ノ指定ノ日ヨリ本法ヲ適用ス

○法律第二十號(大正三年三月)

營業稅法中左ノ通改正ス

第二條中「千圓」ヲ「二千圓」ニ改メ第二項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 一定ノ製造場ヲ設ケス物品ヲ製造シテ販賣スル者

第三條中「五百圓」ヲ「千圓」ニ改ム

第四條中「使役」ヲ「使用」ニ「五百圓」ヲ「千圓」ニ「二人」ヲ「三人」ニ改ム

第五條ノ一中「雇人二人」ヲ「從業者三人」ニ改ム

第五條ノ二中「及輕便鐵道法」ヲ「輕便鐵道法又ハ軌道條例」ニ改ム

第七條中「職工雇人ヲ通シテ二人」ヲ「從業者三人」ニ「千圓」ヲ「二千圓」ニ改ム

第八條中「五十圓」ヲ「百圓」ニ改ム

第九條及第十條ノ一中「雇人三人」ヲ「從業者四人」ニ改ム



第十條ノ二中「百圓」ヲ「二百圓」ニ改ム  
第十二條 營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

| 業名            | 課稅標準          | 稅率  |
|---------------|---------------|---|
| 物品販賣業         | 賣上金額<br>從業者   | 卸賣 甲 萬分ノ八<br>乙 萬分ノ十一<br>小賣 甲 萬分ノ二十<br>乙 萬分ノ三十 |
| 銀行業<br>保險業    | 資本金額<br>從業者   | 千分ノ四、五<br>千分ノ七十<br>一人每ニ金二圓                    |
| 金貨貸付業<br>錢貨付業 | 運轉資本金額<br>從業者 | 千分ノ六<br>千分ノ七十                                 |

|                           |                             |                                      |
|---------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 製造業<br>印刷業<br>出版業<br>寫真業  | 資本金額<br>從業者<br>從業者ノ内職工勞役者   | 千分ノ三<br>千分ノ七十<br>一人每ニ金二圓<br>一人每ニ金五十錢 |
| 運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚場業 | 資本金額<br>從業者<br>從業者ノ内職工勞役者   | 千分ノ五<br>一人每ニ金二圓<br>一人每ニ金五十錢          |
| 倉庫業                       | 建物賃賃價格<br>從業者<br>從業者ノ内職工勞役者 | 千分ノ八十<br>一人每ニ金二圓<br>一人每ニ五十錢          |
| 收入金額                      |                             | 千分ノ二十                                |

第一編 緒論 第四章 營業收益稅の沿革



|      |       |            |          |
|------|-------|------------|----------|
| 鐵道業  | 從業者   | 從業者ノ内職工勞役者 | 一人毎ニ金二圓  |
| 請負業  | 請負金額  | 從業者ノ内職工勞役者 | 一人毎ニ金五十錢 |
| 席貨業  | 建物貨價格 | 從業者        | 一人毎ニ金二圓  |
| 料理店業 | 建物貨價格 | 從業者ノ内職工勞役者 | 一人毎ニ金五十錢 |
| 旅人宿業 | 建物貨價格 | 從業者        | 一人毎ニ金二圓  |

三

|                     |      |         |
|---------------------|------|---------|
| 周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業 | 報償金額 | 千分ノ三十   |
| 從業者                 |      | 一人毎ニ金二圓 |

物品販賣業中米、麥、豆、石油、肥料、鹽、煙草、薪炭ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣、小賣共ニ甲ノ稅率ヲ適用シ繭、白絹絲、白絹布、棉花、綿、白綿絲、白綿布、白麻絲、白麻布、紙、麥稈眞田、經木眞田、花筵、砂糖、麥粉、燐寸、銅鋼鐵地ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣ニ在リテハ甲、小賣ニ在リテハ乙ノ稅率ヲ適用シ其ノ他ノ物品ヲ販賣スル者ノ賣上金額ニハ卸賣、小賣共ニ乙ノ稅率ヲ適用ス

第十三條 納稅義務アル營業者ハ毎年一月三十一日迄ニ營業名及課稅標準ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ第二十一條ノ期間内ニ在ル營業者及他ノ法令ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受クル營業者ニ付テモ亦同シ

新ニ開業シタル者ハ其ノ際前項ノ申告ヲ爲スヘシ

第十三條ノ二 納稅義務アル營業者廢業シタルトキハ其ノ際政府ニ申告スヘシ

第十五條第二項但書ヲ左ノ如ク改ム



但シ内國ト外國トニ涉リ店舗其ノ他ノ營業場數箇所アルモノニシテ資本ヲ區分セサルモノハ内國ニ於ケル課税標準ヲ見積リ主タル店舗其ノ他ノ營業場内國ニ在ルトキハ合算シテ之ヲ課シ内國ニ在ラサルトキハ各別ニ之ヲ課ス

第十六條中「資本金」ヲ「資本金、運轉資本金」ニ「資本金額」ヲ「資本金額及運轉資本金額」ニ改メ第一項第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 從業者ハ前年中各月ニ於ケル最多數ノ平均ニ依ル但シ一人未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ一人トス

第十七條 製造業ノ資本金額カ前年ノ資本金額ニ對シ五分ノ一以上増加シタルトキハ其ノ増加額ハ二年間之ヲ課税標準ヨリ控除ス但シ二年繼續シテ資本金額ヲ増加シタル場合ニ於テ前々年ノ資本金額ニ對シ五分ノ一以上増加シタルトキハ其ノ年ニ限り前前年ニ對スル増加額ヲ控除ス

第十八條 課税標準ト爲スヘキ建物賃賃價格ハ貸主カ公課、修繕費其ノ他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ店舗其ノ他營業用ノ土地建物ヲ賃賃スル場合ニ於テ貸主ノ收得スヘキ金額ノ前年中ノ平均額ニ依リ之ヲ算定ス

同一區域内ニ在ル土地建物ト雖直接又ハ間接ニ營業ニ使用セサルモノハ賃賃價格ニ計算セ

第九條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ營業者ヲ除クノ外十五歳未滿ノ者及營業者ノ家族ヲ除ク

第二十條中「其ノ年五月、十一月」ヲ「第一期ハ其ノ年六月一日ヨリ三十日限第二期ハ其ノ年十一月一日ヨリ三十日限」ニ改ム

第二十六條 課税標準ハ營業税調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

調査委員會閉會後納税義務アルコトヲ申出テタルトキハ政府其ノ課税標準ヲ決定ス

第二十六條ノ二 稅務署長ハ毎年納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ノ課税標準ヲ調査シ其ノ調査書ヲ營業税調査委員會ニ送付スヘシ

第二十六條ノ三 各稅務署所轄内ニ營業税調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ調査委員會ヲ置クコトヲ得  
調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス



第二十六條ノ四 調査委員ハ調査委員選舉人之ヲ選舉ス

第二十六條ノ五 調査委員ノ選舉區域ハ調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ調査委員選舉人ノ選舉區域ハ市町村及北海道、沖繩縣ノ區ノ區域ニ依ル但シ東京市、京都市及大阪市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第二十六條ノ六 選舉區域内ニ於テ營業シ前年營業稅ヲ納メタル者ニシテ第十三條ノ申告ヲ爲シタル者ハ調査委員選舉人ヲ選舉シ又ハ調査委員、補闕員若ハ調査委員選舉人ニ選舉セラルルコトヲ得但シ左ニ記載シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者及家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレ復權ヲ得サル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ

受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六 第三十四條ノ二ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者

營業繼續ノ場合ニ於テハ前ノ營業者ノ爲シタル納稅又ハ申告ハ命令ノ定ムル所ニ依リ後ノ營業者ノ納稅又ハ申告ト看做ス

調査委員ニ當選シタル者又ハ第一項但書ニ該當スル者ハ法人ノ代表者タルコトヲ得ス

第二十六條ノ七 調査委員選舉人ノ定數ハ其ノ選舉區域内ニ於ケル前年營業稅ヲ納メタル者ニシテ第十三條ノ申告ヲ爲シタル者十人ニ付一人トス但シ申告者二百人以上ナルトキハ二十二人ニ止メ申告者十人未滿ナルトキハ一人トス

第二十六條ノ八 調査委員選舉人ノ選舉事務ハ市區町村長又ハ戸長之ヲ執行シ調査委員ノ選舉事務ハ稅務署長之ヲ執行ス

第二十六條ノ九 稅務署長ハ調査委員選舉人ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戸長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ



第二十六條ノ十 選舉ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル但シ選舉區域ヲ異ニシ各別ニ營業稅ヲ納ムルトキハ選舉區域毎ニ一人トシテ計算ス

選舉人ハ自ラ投票所ニ至リ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ但シ前項但書ノ場合ニ於テハ代人ヲシテ投票セシムルコトヲ得

第二十六條ノ十一 選舉ハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ十二 調査委員選舉人ノ選舉終了シタルトキハ市區町村長又ハ戸長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十六條ノ十三 稅務署長ハ選舉期日ヲ定メ少クトモ七日以前ニ公示シ調査委員及之ト同數ノ補闕員ノ選舉ヲ行ハシムヘシ

前項ノ選舉ニ關シテハ第二十六條ノ十及第二十六條ノ十一ノ規定ヲ準用ス但シ投票ニ記載スヘキ被選舉人ノ數ハ調査委員又ハ補闕員ノ定數ノ二分ノ一トシ一人未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ一人トシテ計算ス

第二十六條ノ十四 調査委員及補闕員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第二十六條ノ十五 一人ニシテ數選舉區ニ於テ調査委員又ハ補闕員ニ當選シタルトキハ當選シタル者ノ選擇スル所ニ依ル

第二十六條ノ十六 調査委員又ハ補闕員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十六條ノ十七 調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉ノ日ノ屬スル月ヨリ四年トス但シ其ノ選舉區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ終了スルモノトス

第二十六條ノ十八 調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第二十六條ノ十九 調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二十 補闕員ヨリ調査委員ト爲リタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

選舉區域ノ變更ニ依リ新ニ選舉セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ選舉ノ日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス



第二十六條ノ二十一 調査委員又ハ補闕員ニ選舉セラレタル者第二十六條ノ六第一項但書各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ其ノ選舉區域内ニ於テ納稅義務ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第二十六條ノ二十二 調査委員會ノ開會日數ハ三十日以内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二十三 調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十六條ノ二十四 調査委員會ハ毎年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スヘシ

第二十六條ノ二十五 調査委員會ハ定數ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條ノ二十六 調査委員ハ自己又ハ其ノ代表スル法人ノ營業ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第二十六條ノ二十七 五月三十一日迄ニ調査委員會成立セサルトキハ政府其ノ課稅標準ヲ決定ス

調査委員會開會ノ日ヨリ第二十六條ノ二十二ノ期間以内ニ又ハ五月三十一日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ課稅標準ヲ決定ス

第二十六條ノ二十八 政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査ニ付シタル日ヨリ七日以内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ課稅標準ヲ決定ス

第二十六條ノ二十九 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十六條ノ三十 調査委員ニハ手當及旅費ヲ支給ス

第二十六條ノ三十一 政府ニ於テ課稅標準ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第二十七條 納稅義務者政府ノ通知シタル課稅標準ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出審査ヲ求ムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ政府ハ税金ノ徴收ヲ猶豫セス

第二十八條ノ一 前條ノ請求アリタルトキハ審査委員會ヲ開キ其ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定ス



第二十六條ノ二十八ノ規定ハ之ヲ審査委員會ノ決議ニ準用ス

第二十八條ノ二 各稅務監督局所轄内ニ營業稅審查委員會ヲ置ク

審査委員會ハ收稅官吏三人調査委員四人ヲ以テ組織ス

收稅官吏ヲ以テスヘキ審査委員ハ大藏大臣之ヲ命シ調査委員ヲ以テスヘキ審査委員ハ稅務

監督局所轄内ノ調査委員之ヲ選舉ス

審査委員ノ選舉及審査委員會ノ會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ十七、第二十六條ノ十八及第二十六條ノ二十ノ規定ハ審査委員ニ之ヲ準用ス

第二十九條中「資本金額」ヲ「資本金額、運轉資本金額」ニ「以上」ヲ「未満」ニ「從業者ノ人

員届出人員二分ノ一以下」ヲ「從業者各月ニ於ケル最多數ノ平均人員前年各月ニ於ケル最多數

ノ平均人員二分ノ一未満」ニ改ム

第三十條中「翌年一月迄」ヲ削ル

第三十一條中「資本金額」ヲ「資本金額、運轉資本金額」ニ「從業者ノ人員其ノ最多數ノトキニ

於テ届出」ヲ「從業者各月ニ於ケル最多數ノ平均人員前年中各月ニ於ケル最多數ノ平均」ニ改

ム

第三十三條中「尋問」ヲ「質問」ニ改ム

第三十四條中「届出」ヲ「申告」ニ改メ「其ノ脱稅シタル者ハ脱稅金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス」ヲ削ル

第三十四條ノ二 營業稅ヲ遁脫シタル者ハ脱稅金額高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首スル者ハ其ノ稅金ヲ追徵シ其ノ罪ヲ問ハス

第三十四條ノ三 營業稅ノ調査又ハ審査ニ參與シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フ

第三十五條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

#### 附 則

本法ハ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○法律第二十五號(大正四年六月)

第一條中「一保險業」ノ次ニ「一無盡業」ヲ加フ



第十二條中「保險業」ノ次ニ「無盡業」ヲ加フ

附則

本法ハ大正五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○法律第九號(大正十二年三月) 本文略之

○營業收益税法 (大正十五年三月法律第十一號)

第一條 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業收益  
税ヲ課ス

第二條 本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ掲クル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營業收益税ヲ  
課ス

- 一 物品販賣業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ販賣ヲ含ム)
- 二 銀行業
- 三 無盡業
- 四 金錢貸付業
- 五 物品貸付業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ含ム)

- 六 製造業(瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム)
- 七 運送業(運送取扱ヲ含ム)
- 八 倉庫業
- 九 請負業
- 十 印刷業
- 十一 出版業
- 十二 寫真業
- 十三 席貸業
- 十四 旅人宿業(下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マス)
- 十五 料理店業
- 十六 周旋業
- 十七 代理業
- 十八 仲立業
- 十九 問屋業



- 第三條 營業收益税ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス
- 第四條 法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル  
法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨ  
リ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス
- 第五條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法  
人ノ純益ニ付營業收益税ヲ納ムル義務アルモノトス
- 第六條 個人ノ純益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ前年  
一月一日ヨリ引續キ爲シタルニ非サル營業ニ付テハ其ノ年ノ豫算ニ依リ計算ス  
相續シタル營業ニ付テハ相續人カ引續キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ純益ヲ計算ス  
資本利子税ヲ課セラルヘキ資本利子ハ之ヲ純益ニ算入セス
- 第七條 左ニ掲クル營業ノ純益ニハ營業收益税ヲ課セス
  - 一 政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌
  - 二 度量衡ノ製作修覆又ハ販賣
  - 三 自己ノ探掘シ又ハ採取シタル鑛物ノ販賣

- 四 新聞紙法ニ依ル出版
  - 五 本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ爲ス營業
  - 六 法人ノ漁業又ハ演劇興行
  - 七 個人ノ自己ノ收穫シタル農産物、林産物、畜産物若ハ水産物ノ販賣又ハ之ヲ原料トス  
ル製造、但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク
  - 第八條 勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年  
及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業收益税ヲ免除ス
  - 第九條 個人ノ純益金額四百圓ニ滿タサルトキハ營業收益税ヲ課セス
  - 第十條 營業收益税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス
    - 法人 百分ノ三・六
    - 個人 百分ノ二・八
- 法人カ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該  
事業年度ノ營業收益税額ヨリ之ヲ控除ス
- 個人カ其ノ營業用ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業收益税額



ヨリ之ヲ控除ス

五

前二項ノ場合ニ於テ控除スヘキ地租又ハ資本利子税ハ純益計算上之ヲ損金又ハ必要経費ニ算入セス

第十一條 納税義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十二條 納税義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十三條 法人ノ純益金額ハ第十一條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ個人ノ純益金額ハ所得税法ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後個人ノ純益金額ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調査委員會閉會後個人ノ營業ニ付納税義務アルコトヲ申出テ又ハ純益金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ純益金額ヲ決定ス

第十四條 稅務署長ハ毎年個人ノ營業ニ付納税義務アリト認ムル者ノ純益金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 所得税法第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ純益金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス  
第十六條 第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知スヘシ

第十七條 納税義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徴收ヲ猶豫セス

第十八條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得税法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得税法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 個人ノ營業ニ付納税義務アル者純益金額二分ノ一以上減損アルトキハ此ノ限ニ在ラス



純益金額決定後營業繼續ニ因リ純益金額ノ減損シタル場合ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第二十條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ純益金額ヲ查覈シ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第二十一條 納稅義務者第十八條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 法人ノ營業收益稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

個人ノ營業收益稅ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第二十三條 第十九條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第二十四條 個人ノ營業收益稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ主タル營業場ノ所在地ヲ以テ納稅地トス但シ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル者ニ在リテハ所得稅ノ納稅地ヲ以テ營業收益稅ノ納稅地トス

第二十五條 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢查シ又ハ營業者ニ質問スルコトヲ得

第二十六條 政府ハ同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ營業收益稅ニ關スル事項ヲ諮問スルコトヲ得

前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ提出スヘシ

第二十七條 所得稅法第七十三條ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ檢查ヲ妨ケ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ提示シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ營業收益稅ヲ遁脫シタル者ハ其ノ遁脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ個人ノ營業ニ付營業收益稅ヲ遁脫シタル者ノ純益金額ハ第十三條第二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第三十條 營業收益稅ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス



第三十一條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ此限ニアラス

附則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ當該事業年度ノ純益金額ヨリ日割計算ノ方法ニ依リテ算出シタル大正十五年ニ屬スル期間ノ純益ヲ控除ス  
(同法施行規則、大正十五年九月勅令第三百三號)

第五章 營業收益税法施行地域

營業收益税法施行地域

營業收益税法施行地域とは此の税法が效力を及ぼすべき地域を謂ふものなり而して營業收益税法中施行地に付別段の規定なきを以て帝國領土の全地域に行はるゝものなりと雖特別の法律に依りて自ら施行地より除外せらるゝものあり即ち臺灣、樺太、朝鮮是なり臺灣に付ては明治

三十九年法律第三十一號樺太に付ては明治四十年法律第二十五號朝鮮に付ては明治四十三年勅令第三百二十四號を以て法律の全部又は一部を施行するを要するときは勅令を以て之を定むと規定せられ而して未だ施行の勅令制定せられざるを以て此の地は何れも全然不施行地たるものなり。

第二編 本論

第一章 課税の範圍

第一節 法人營業に對する課税の範圍

第一條 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業收益税ヲ課ス

本條は營業收益税を課すべき法人の課税範圍を規定せるものなり。即ち營業收益税を課すべき法人は左の要件を具備するものとす。

(一)本法施行地に本店、支店其の他の營業場を有すること。

法人營業に對する課税の範圍



本法施行地は第一編第五章に説明したる如く臺灣、樺太、朝鮮を除くの外本邦の領土内を謂ふものなり。法人の本店又は支店は商法の規定に依り登記したるもの其の他の營業場とは出張所其の他名義の如何を問はず一定の場所に相當の設備を爲し商行爲を繼續的に經營せる事實を指稱するものなり。即ち其の本店たる支店たるを問はず店舗、工場、事務所又は出張所等其の種類又は名稱の如何に拘らず凡そ營業を爲すに付て設備せる機關的場所の設備を要す、但し單に倉庫、荷置場、單なる出張員駐在所の如きは之を以て税法の所謂營業場と爲すべきにあらず。

營業場は必ずしも毎に獨立の場所たることを要せず故に其の住宅と兼用のもの又は建物中の一部に之を設けたるもの即ちビルディング内の借室に於けるが如き皆之獨立と看做すべきなり。

(二)營利法人たること。

營業收益税法施行地に本店、支店其の他の營業場を有する營利法人に付ては其の内國法人たる外國法人たるを區別せず又其の資本金額の大小、事業の種類及目的の如何を問はず總て營業收益税を課すべきなり。

而して營利法人の何たるかは税法上に別段の規定なきも民法又は商法に於ける「營利を目的とする法人」と蓋し同一意義に解すべきなり、即ち營業收益税を課すべき法人は商事會社及び民事會社の二種に區分することを得べし。商事會社とは商法の規定に依りて設立したる會社にして商行爲を爲すを目的とする營利法人則ち之なり。民事會社とは商業以外の營利事業を爲すことを目的とする法人にして即ち民法第三十五條の規定に依り商事會社と同一の條件に従ひ設立せられ且總て商事會社に關する規定を準用さるべきものなり。

從來の營業税は法人、個人共に其の課税業體は物品販賣業以下二十六種の營業に限定せられたるに拘らず營業收益税法に於ては法人に對しては其の業體の如何を問はず原則として總て之に課税することに規定せられたるは元來營利法人は個人と異なり法人自體が營利を目的として設立せられたるものなるが故に營業の種類如何に依り營業收益税を課否するときは等しく營利を目的とする法人間に於て負擔の權衡を紊るのみならず假りに個人營業と同様課税業體を限定するも營業收益税の課税を受けざる會社の利益配當に對しては當然資本利子税を課税すべきものなるを以て畢竟何れか一方の課税を爲すべきものなるを以てなり。又會社にして課税業體を限定するとせば會社が課税事業と非課税事業とを兼營する場合は其の純益金額



の區分上非常に手数を要し實行上不能に等しき困難あるべし。此等の理由に依り會社に對しては原則として收益税を課することゝなしたるものなり。其の結果として從來營業税を課せられざりし土地會社、建物會社、財産保全會社等は課税範圍に入るものなり。然れども營業收益税と營業税とは其の實質同じきものなれば營業税を課せざる特別規定ある相互保險會社、産業組合、漁業組合の如き法人には課税せざるを相當とすべし。

營業收益税を課すべき營利法人は即ち一面に於て所得税を課すべき法人に相當するものなりと雖所得税に付ては朝鮮、臺灣、關東州及樺太に本店又は主たる事務所を有する法人の所得税法施行地に在る資産又は營業に對しては所得税法に依る第一種所得税を課せざるも營業收益税に付ては此等の法人に付ても内地に在る營業に付ては賦課すべきものなれば本税の課税範圍は所得税に比し擴大なり。

(參照)

民法第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

同第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ商事會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

前項ノ社團法人ニハ總テ商事會社ニ關スル規定ヲ準用ス

商法第四十二條 本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ

營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行爲ヲ爲スヲ業トセサルモノ之ヲ會社ト看做ス

行政例

一營業場トハ住家ノ一部タルト否トヲ問ハス不斷公衆ノ自由ニ出入シテ營業上ノ取引ヲ爲ス場所ヲ謂フモノトス

二會社ノ代理店又ハ取扱店ニシテ其ノ收入金額ニ對シ會社ヨリ一定ノ手数料ヲ受クルノミニシテ會社ノ資本ヲ使用セサルモノハ税法ノ所謂店舗又ハ營業場ニ該當セサルモノトス

第二節 個人營業に對する課税の範圍

第二條 本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ掲クル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營業收益税ヲ課ス

個人營業に對する課税の範圍



- 一 物品販賣業（動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノ、販賣ヲ含ム）
- 二 銀行業
- 三 無盡業
- 四 金錢貸付業
- 五 物品貸付業（動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノ、貸付ヲ含ム）
- 六 製造業（瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム）
- 七 運送業（運送取扱ヲ含ム）
- 八 倉庫業
- 九 請負業
- 十 印刷業

- 十一 出版業
- 十二 寫眞業
- 十三 席貸業
- 十四 旅人宿業（下宿ヲ含ミ水賃宿ヲ含マス）
- 十五 料理店業
- 十六 周旋業
- 十七 代理業
- 十八 仲立業
- 十九 問屋業

本條は營業收益税を課すべき個人の課税範圍を想定せるものなり。即ち個人營業の課税要件は各業の共通要件として

(一)本法施行地に營業場を有すること。



本法施行地とは第一節に於て説述したる所なり。營業場とは商人の營業の本據を謂ふ。既に商人として營業を爲す以上は之が中心となるべき場所なかるべからず或は商人は營業場を設くべき義務なしと論ずる者あれども商法の規定は營業場の存在を豫期するものゝ如し。而して營業場は營業を總括するの場所なり又營業場は營業の本據なるを以て商行爲を爲さざる場所例へば單なる倉庫物置等と區別せざるべからず是等は營業場の一部なりと謂ふことを得べしと雖獨立の營業場には非らざるなり。

商人は數種の營業を爲すことを得從て又其の各種の營業に就き營業場を有することあり又同一營業に關し數多の營業場を有することあり此の場合に於て其の主たる營業場を稱して本店と謂ひ之に従屬する他の一切の營業場を支店と謂ふ而して或る場所を指して營業場と謂ふことを得べきや否やは事實に付きて決すべきものとす。

以上の要件を具備するものにして本條所掲の十九種の營業を營むものに限る、而して營業收益税は總ての課稅營業を通算し營業純益を用途として之を課するものなるが故に課稅營業中の甲の營業と乙の營業との其の何れに該當するも課稅方法及利害に關係なしと雖本條中の十九種の營業に屬するや否やの決定は即ち本稅の課否に關するものなるを以て各種類の營業の

七

意義及性質を探究するの必要あり。而して營業收益税を課すべき各種營業に付ては税法は單に其の業名を示すに止まり何等限定なきを以て其の判定は準據法令の存するものは即ち之に依り、然らざるものは一般の商法に準據するの外なし、左に之を詳説すべし。

#### 物品販賣業

##### 一 物品販賣業（動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ販賣ヲ含ム）

本法中「物品」とは如何なるものなるやに付別段の規定なきを以て普通法律上の觀念に依りて之を定むるの外なし我民法には物とは有體物を謂ふとあり此の觀念に従へば物とは人類に非らざる自然界の一部にして人の需用を充たし場所的存在を有する獨立の物體なりとす。即ち物は（一）自然界の一部なり木石禽獸昆蟲魚介の類は皆之に屬す人類は人にして物にあらず（二）場所的存在を有すること即ち空間を占領することを要す故に行爲光線熱臭味音響知識名譽信義信用及力等は物にあらず我刑法第二百四十五條に於ては盜罪に關し電氣を以て財物と看做すと雖本來電氣は亦一の作用にして物にあらず（三）人の生活の需用を充たし得べきものたるを要す故に全く生活の資料とならざるものは物に非ず（四）獨立の存在あることを要す故に或る物の一部は物にあらず例へば一頭の犬一個の時計は物なるも反之犬の足時計の蓋の如きは其の犬又は時計と分離せざる間は獨立の存在なきを以て物にあらず而して物は之を分つ



て不動産及動産と爲す不動産とは土地及其の定著物を謂ふ定著物とは一時限の趣旨にあらずして容易に分離することを得ざる様に土地に附著せしめたる物を謂ふ例へば家屋塙壁門籬水道樹木土中に埋没せる瓦斯管の如きは皆定著物なり然れども植木師園丁等が賣却の爲めに培養する草木の如きは土地と分離し土地の定著物にあらず不動産以外の物は總て動産とす無記名債券は我民法上動産と看做せり而して本條の所謂物品とは此の動産中に於て普通に物品と稱するものを謂ふ故に其の範圍民法に所謂動産よりも狭く牛馬禽獸の如きは原則として此の内に包含せざるなり。

「販賣」とは賣買行爲にして商慣習に従ひて之を卸賣と小賣とに區分せり。物品販賣業は原則として動産中に於て普通物品と稱するものを販賣する營業者に對し課税することは前文の説明に依て明らかなり。而して本號中「動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ販賣ヲ含ム」と規定せるを以て本項は動産中に於て普通物品と稱せざるものとの趣旨にして不動産を含まざること論を俟たず或は本號中植物を包含し而も植物は土地に定著せるを普通と爲すを以て不動産も亦此の内に包含せるものなりと爲すものありと雖本號中の植物とは土地に定著したる木竹の類を指稱したるものに非ずして鉢植と爲したる植物又は草花販

賣者が販賣の目的を以て栽植したる花卉草木の類を謂ふものにして店舗其の他の營業場に陳列し又は庭園より容易に分離販賣し得べきものに限り蓋し是等植物又は動物等普通に物品と稱せざるものと雖營利を目的とする販賣業に對して課税を爲さざるときは同一類似の營業に對し課税上彼此權衡を得ざるに至るべし是本號の規定ある所以なり。牛馬羊豚の類又は植木若は瓦斯電氣を包容せる器械の販賣の如きは之に屬す。無記名債券は民法上之を動産と看做すを以て無記名の公債券社債券又は株券の如きは當然物品と謂ふことを得べしと雖普通には之を物品と稱せざるを以て本號に該當するものとして課税するを相當とす。

### 行政例

- 一 自己ノ所有地ヨリ陶磁器ノ原料タル石土ヲ採取シテ販賣スルモノハ別ニ店舗若ハ營業場ヲ設備スルモノニ限り物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス(明治二十九年九月) (明治二十九年九月) (大正六年三月行) (月主稅局通牒) (政裁判所判決)
- 二 鐵道停車場構内ニ於テ常ニ店舗ヲ設ケ物品ヲ販賣スルモノハ物品販賣業トシテ課税スルモノトス(明治二十九年九月) (月主稅局長通牒)



- 三 勸業場等ニ出店シテ貨物ヲ販賣スルモノハ物品販賣業トシテ課税スルモノトス(同上)
- 四 監獄署等官ノ作業場ニ於テ製造シタル物品ノ賣捌ヲ業トスル者又ハ監獄署等ニ物品ノ製作ヲ委託シ之カ販賣ヲ營業トスルモノハ共ニ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス(同上)
- 五 劇場等ニ於テ酒肴類ヲ供給スルモノ其他仕出屋ト唱ヘ辨當其ノ他ノ飲食物ヲ自己ノ店舗以外ニ於テ需用者ニ供給スルモノハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス(同上)
- 六 無記名有價證券ノ賣買ニシテ他ノ營業(問屋業)ト爲ラサル場合ハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス(明治四十一年七月省議決定)
- 七 船舶ヲ以テ販賣行爲ヲ爲スモノノ課税者ハ左ノ區別ニ依ルモノトス
- イ、本店ヲ有スルモノハ合算課税ス
- ロ、巡航スルモノハ課税セス
- ハ、時々巡航スルコトアルモ主トシテ一定ノ場所ニ在ルモノハ課税ス
- 八 農業ノ傍牛馬ノ賣買ヲ業トスルモノカ住宅構内ニ牛舎及繋留所ヲ有スル以上ハ特定ノ賣買又ハ交換カ其ノ以外ノ農家又ハ市場ニ於テ行ハレタリトスルモ該場所ヲ以テ營業場ト認定スルヲ妨ケサルモノトス(明治四十四年六月行政裁判所判決)

出

銀行業

- 九 砂糖、綿絲、綿布、麥粉等ノ先物賣買ニ依リ差額取引(定期取引以外ニ於テ)ヲ爲ス者ニ對シテハ物品販賣業トシテ課税スヘキモノトス

二 銀行業

銀行業の意義に付ては税法上別段の規定なきを以て一般銀行に關する法規の支配に依り經營する銀行業の全部を包含するものと解すべし。我國の法令に於て銀行とは公に開きたる店舗に於て營業として證券の割引をなし又は爲替事業を爲し又は諸預り及貸付を爲すものを謂ひ此の他尙特別の規定に依り設立せられたるものあり。而して銀行の種類は便宜上之を特別銀行と一般銀行とに區分することを得べし特別銀行とは即ち特別法の適用を受ける銀行にして農工銀行日本銀行横濱正金銀行日本勸業銀行北海道拓殖銀行日本興業銀行等之に屬す一般銀行とは即ち一般的銀行條例の適用を受ける銀行にして銀行條例及貯蓄銀行條例に依る各種の銀行は皆之に屬す。

銀行の業務は特別銀行は各特別銀行法の規定する所なるを以て之が説明を省略し茲には専ら一般銀行の業務に付之を略述せんとす。一般銀行は業務の性質上之を(一)貯蓄銀行と(二)普通銀行とに區分す。(一)貯蓄銀行の業務も銀行業務の一として認めらるゝものなるが其の性質は



普通銀行の業務と大に異なるものあり即ち複利の方法を以て公衆の爲に預金事業を営むものにして貯蓄銀行條例の適用を受け之に規定なき事項に付ては銀行條例の適用を受くるものとす。

(二)普通銀行の業務は前述せる如く銀行條例第一條に之を明定せり即ち公に開きたる店舗に於て營業として證券の割引を爲し又は爲替事業を爲し又は諸預り及貸付を併せ爲すものを調ふ而して證券の割引又は爲替事業は其の一方を爲すを以て足れりとするも諸預り及貸付は之を併せ爲すことを要し單に其の一方のみを爲すは銀行營業に非ず又銀行は營業として之を爲すことを要するを以て一時的の行爲は銀行業に非ず又銀行は公に開きたる店舗に於て之を爲すことを要す公とは一般公衆に對して信用を開始するを謂ふ特に爲替事業の如きは公ならざれば到底營むことを得ず。されば店舗は特に設備の必要を認めざるべく一般顧客の自由に出入し得べき取引の場所を有するときは當然公の素質を具備し從て銀行と謂はざるべからず又其の名稱の如何は敢て問ふ所に非らざるなり。而して實際銀行業の範圍に就ては税法の取扱上疑を存する場合あり例へば銀行業者が店頭に有價證券賣買の意志を表示し公債社債其の他株券等の買入及販賣を爲す場合の如き又は各銀行者間互に其の代理店となりて銀行業務に關する事業を營む場合の如き是なり是等に對しては物品販賣業又は代理業の兼業として課税するを相當なりと爲すこの説

ありと雖是等の業務は銀行業者が資金融通の方法として又は各銀行業者間取引の便宜上互に其の代理行爲を爲すものと解し何れも銀行業務の範圍内に屬するものと認むるを穩當と爲すべし

關係法令

○銀行條例明治二十三年八月  
法律第七十二號(摘録)

第一條 公ニ開キタル店舗ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス者ハ何等ノ名稱ヲ用ヒルニ拘ラス總テ銀行トス

第二條 銀行ノ事業ヲ營マントスル者ハ其ノ資本金額ヲ定メ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

○貯蓄銀行條例明治二十二年八月  
法律第七十三號(摘録)

第一條 複利ノ方法ヲ以テ公衆ノ爲ニ預金ノ事業ヲ營ム者ヲ貯蓄銀行トス

銀行ニ於テ新ニ一口五圓未満ノ金額ヲ定期預リ若ハ當座預リトシテ引受クルトキハ貯蓄銀行ノ業ヲ營ム者ト爲シ此ノ條例ニ依ラシム

第二條 資本金三萬圓以上ノ株式會社ニアラサレハ貯蓄銀行ノ業ヲ營ムコトヲ得ス



行政實例

○銀行業者カ營ム所ノ有價證券ノ買入販賣ニ關スル行爲ハ銀行業ノ範圍内トス（明治四十四年五月二日會計検査院ニ回答主税局）

無盡業

三 無盡業

本業は無盡業法の制定に伴ひ新に國稅營業稅として課稅せられたるものなり而して其の課稅の範圍及要件に付ては稅法上別段の規定なきを以て無盡業法に依りて其の業體及範圍を限定せられたるものと同一なりと解すべきなり。無盡業の性質は無盡業法第一條に明定せらるゝ處なり。即ち同法に於て無盡と稱するは一定の口數と給付金額とを定め定期に掛金を拂込ましめ一口毎に抽籤入札其の他類似の方法に依り掛金者に對して金錢の給付を爲すを謂ふものにして無盡類似の方法に依り金錢又は有價證券の給付を爲すものも亦同様なりとす。而して其の形式を定むる要件は左の如し。

- 一 掛金の拂込を爲さしむること。
- 二 其の掛金は定期なること。

- 三 掛金を爲す者は一定の口數にして其の口數が一組と爲り居ること。
  - 四 掛金として集まれる金錢は之を掛金者に給付すること。
  - 五 掛金を給付するには抽籤入札其の他類似の方法を用ふること。
- 而して無盡業として課稅すべきものは原則として無盡業法第三條の規定に依り主務大臣の免許を得たるものに限ると雖無盡業法施行の際現に無盡業を營む者にして無盡業法第三十一條の規定に依り其の繼續を認められたるものも之に包含するものと解すべきなり。

關係法例

○法律第二十四號 大正四年六月十九日

無盡業法

第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢ノ給付ヲ爲スヲ謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同シ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スルモノハ此ノ限ニ在ラス



第二條 無盡ノ營業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス  
營業トシテ無盡ノ管理ヲ爲スハ之ヲ無盡業ト看做ス

第三條 無盡業ノ免許ヲ受ケムトスルトキハ資本金額及營業所ヲ定メ主務大臣ニ申請スヘシ  
無盡業ヲ營ム會社ノ資本又ハ財産ヲ目的トスル出資ノ總額ハ三萬圓其ノ金錢ヲ以テスル拂込  
金額ハ一萬五千圓ヲ下ルコトヲ得ス

第一項ノ申請ヲ爲スニハ申請書ニ事業方法ヲ記載シタル書面及無盡契約約款ヲ添附シ會社ニ  
在リテハ尙定款ヲ添附スヘシ

第四條 無盡業ヲ營ム會社ハ其ノ商號中ニ無盡ナル文字ヲ用ウヘシ

會社ニ非サル無盡業者ハ其ノ營業ヲ表示スル名稱ヲ附シ其ノ名稱中ニ無盡ナル文字ヲ用ウヘ  
シ

無盡業者ニ非サルモノハ其ノ商號又ハ營業ヲ表示スル名稱中ニ無盡ナル文字ヲ用ウルコトヲ  
得ス

第五條 無盡業ヲ營ム會社ハ他ノ事業ヲ兼營スルコトヲ得ス

會社ニ非サル無盡業者カ他ノ事業ヲ兼營セムトスルトキハ主務大臣ノ認許ヲ受クヘシ

第六條 無盡業ノ營業區域ハ道府縣ノ區域内ニ於テ之ヲ定メ會社ニ在リテハ定款中ニ其ノ他ノ  
者ニ在リテハ事業方法書中ニ之ヲ記載スヘシ

第七條 無盡業ヲ營ム會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第八條 無盡業者カ資本金額、營業所、事業方法又ハ無盡契約約款ヲ變更セムトスルトキハ主  
務大臣ノ認可ヲ受クヘシ會社カ定款ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

主務大臣ハ必要ト認ムルトキハ事業方法又ハ無盡契約約款ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第九條 無盡業者ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

- 一 國債證券、地方債證券其ノ他特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ債券又ハ株券ノ買入
- 二 前號ノ有價證券ヲ擔保トスル貸付
- 三 掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル掛金額ヲ限度トスル貸付
- 四 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

第十條 無盡業ヲ營ム株式會社カ會社財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタル  
トキハ無盡契約ニ基ク會社ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス  
前項ノ責任ハ取締役カ退任ノ登記ヲ爲シタル後二年間仍存續ス



第十一條 無盡業者ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス自己ノ計算ニ於テ其ノ經營スル無盡ニ加入スルコトヲ得ス

會社ニ非スシテ無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業者ハ主務大臣ノ認許ヲ受ケタル場合ニ限り其ノ管理スル無盡ニ加入スルコトヲ得

第十二條 無盡業ヲ營ム會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役及使用人ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス自己ノ計算ニ於テ會社ト無盡契約ヲ爲シ又ハ會社ノ管理スル無盡ニ加入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ會社ニ非サル無盡業者ノ使用人ニ付之ヲ準用ス

第十三條 無盡業者ハ無盡ノ缺口又ハ掛金ノ拂込ヲ爲ササル者アル場合ト雖第一回ノ抽籤入札ノ後ハ給付金額ヲ減少シ又ハ掛金額ヲ増加スルコトヲ得ス

第十四條 無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業者ハ其ノ管理スル無盡ノ掛金ノ拂込ナキ場合ニ於テ掛金者ニ代リ掛金ノ拂込ヲ爲ス責ニ任ス

第十五條 無盡ノ管理ヲ爲ス無盡業者ハ其ノ管理スル無盡ノ加入者ニ代リ掛金ノ拂込及給付金ノ支拂ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

掛金ノ拂込又ハ給付金ノ支拂ニ關スル訴ニ於テハ無盡ノ管理者ハ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得

前項ノ訴ニ於テ言渡シタル判決ハ無盡ノ加入者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス但シ各加入者ハ拂込ヲ了セサル掛金額ヲ超エテ執行ヲ受クルコトナシ

第十六條 無盡業者ハ毎半年事業ノ報告書ヲ作り主務大臣ニ提出スヘシ

第十七條 無盡業者ハ毎半年ノ貸借對照表ヲ作り新聞紙又ハ事業方法書ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ公告スヘシ

第十八條 無盡業者ハ各無盡ニ付抽籤入札ノ都度其ノ收支ノ計算ヲ帳簿ニ記載シ次回ノ抽籤入札ノ前日迄ニ之ヲ營業所ニ備ヘ置クヘシ

第十九條 掛金者ハ無盡業者ニ對シ營業時間内何時ニテモ前半年末貸借對照表ノ閱覽ヲ請求シ又ハ其ノ加入シタル無盡ノ掛金者五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ前條ノ帳簿中其ノ加入シタル無盡ニ關スル部分ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第二十條 無盡業ヲ營ム會社ハ資本又ハ出資ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ



第二十一條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡業者ヲシテ其ノ事業報告ヲ爲サシメ又ハ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第二十二條 主務大臣ハ無盡業者ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ掛金者ノ利益ヲ保護スル爲必要ト認ムルトキハ其ノ事業方法ノ變更又ハ事業ノ停止ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

無盡業者カ法令、定款又ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ事業ノ停止若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十三條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ無盡業ヲ營ミタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 左ノ場合ニ於テハ會社ニ非サル無盡業者又ハ無盡業ヲ營ム會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條、第八條第一項、第九條、第十一條、第十三條、第十六條乃至第十八條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第六條ノ規定ニ依リ定メタル營業區域外ニ於テ營業ヲ爲シタルトキ

三 第八條第二項又ハ第二十二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

四 正當ノ理由ナクシテ第十九條ノ閱覽ノ請求ヲ拒ミタルトキ

五 第二十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス又ハ検査ヲ妨ケタルトキ

第二十五條 第十二條ノ規定ニ違反シ無盡業者ト無盡契約ヲ爲シタル會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役若ハ使用人又ハ會社ニ非サル無盡業者ノ使用人ハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

無盡業者前項ノ無盡契約ヲ爲シタルトキハ會社ニ非サル無盡業者又ハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第二十六條 第二十條ノ規定ニ違反シタルトキハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第二十七條 第四條第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處ス

第二十八條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス

第二十九條 本法中主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得



附 則

六

第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 本法施行ノ際現ニ無盡業ヲ營ム者ハ本法施行前ニ爲シタル無盡契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第十五條、第十六條、第十八條、第二十一條乃至第二十四條及第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 本法施行ノ際迄六月以上引續キ他ノ事業ト共ニ無盡業ヲ營ム會社カ無盡業ノ免許ヲ申請シ之ヲ免許スル場合ニ於テ主務大臣ハ其ノ免許ト共ニ五年内ノ期間ヲ定メ其ノ營メル他ノ事業ノ兼營ヲ認許スルコトヲ得

第三十三條 本法施行ノ際迄六月以上引續キ二箇以上ノ道府縣ニ互リ無盡業ヲ營ム者カ無盡業ノ免許ヲ申請シ之ヲ免許スル場合ニ於テ主務大臣ハ其ノ免許ト共ニ五年内ノ期間ヲ定メ其ノ營業區域外ニ於ケル營業ノ繼續ヲ認許スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認許ヲ受ケ其ノ營業區域外ニ於テ爲シタル無盡契約ニ關シテハ無盡業者ハ認許期間滿了後其ノ契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續ス

ルコトヲ得

第三十四條 本法施行ノ際迄六月以上引續キ無盡業ヲ營ム會社カ無盡業ノ免許ヲ申請スル場合ニ於テハ其ノ資本又ハ出資ノ金銭ヲ以テスル拂込金額ニ付第三條ノ規定ヲ適用セス

大正四年十月四日勅令第七十七號  
無盡業法ハ大正四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

金錢貸付業

四 金錢貸付業

「金錢貸付」とは消費貸借の一種にして借主が同一數量の金錢を以て返還を爲すことを約し貸主より金錢を受取るに因りて成立する契約なり即ち金錢貸付は借主が貸主より金錢を受取るに因りて成立する契約なりと雖此の原則に依らずして金錢貸付の成立する場合あり例へば賣買其の他に因り金錢を給付する義務を負ふ者ある場合に於て當事者が其の給付の目的物たる金錢を以て消費貸借の目的物に變換することを約するときは金錢貸付は之に因りて成立し得べく必ずしも金錢の接受を必要とせざるものなり例へば賣掛代金又は滞り屋賃を貸金名義に改むる場合の如し此の場合に於ては前債權は消滅し新に金錢貸付を爲したるものとなるべし「業を營む」とは營利を目的として一般公衆に對して廣く信用を開始し繼續の意志を以て之を業務と爲すを謂



ふされば偶家計上の餘裕を以て親戚故舊に對し一時的に金錢の融通を爲すも未だ之を以て營業と謂ふべきに非ず又其の目的は營利に在るを以て必ず利息附なることを要す或は天引と稱して貸付の際に於て豫め一定の利息を計算し元本に組入れ而も表面上無利息なるものゝ如く裝ふの商慣習あり是等は其の形式の如何を問はず營利の目的を有するものと謂はざるべからず要は其の實質に於て營業なるや否やに依り課否を定むべきものとす。

### 行政實例

- 兩替店ト唱へ金錢ヲ相互交換シ手数料ヲ受クルヲ業トスル者ハ金錢貸付業ノ範圍外トス（明治二十九年五月奈良縣ニ回答主稅局）
- 問屋業又ハ倉庫業者ニシテ賣買當事者又ハ寄託主ノ爲メニ資金ヲ貸與シ立替金ヲ爲シテ一定ノ金利ヲ取得スルヲ營業トスルモノハ金錢貸付業ヲ兼營スルモノトシテ課稅ス但シ前渡金又ハ手附金ノ性質ヲ有スル者ハ此ノ限ニ在ラス（明治四十四年八月主稅局通牒）
- 會員ヲ募集シテ一定ノ掛金ヲ爲サシメ之ヲ蓄積シ會員各自ノ入札ニ依リ又ハ抽籤ノ方法ヲ以テ會員ノ金融ヲ爲シ手数料又剩餘金ヲ取得スルヲ業トスルモノハ金錢貸付業トス（大正元年

### 十月主稅局通牒

### 行政裁判例

- 金錢貸付ノ業ヲ營ム者トハ親戚故舊ノ如キ特殊ノ事情アル者ニ限ラス汎ク公衆ニ對シテ信用ヲ開始シ之ヲ繼續スル者ヲ謂フ、營業場トハ不斷公衆ノ自由ニ出入シテ營業上ノ取引ヲ爲ス場所ヲ謂フ（明治三十四年第七十二號同年十月宣告）
- 金錢貸付業ノ營業場ハ特別ノ設備ヲ要セサレハ一定ノ場所ニ於テ引續キ金錢ノ貸付ヲ爲ス以上ハ營業場ナリ（明治三十九年第七十號明治四十年六月宣告）
- 金錢貸付業ハ別段ノ設備ヲ要セサレハ物品販賣業ノ營業場ニテ之ヲ兼營スルモノト認メ課稅シタルハ相當ナリ（明治三十七年第五十六號乃至千六十一號四十年七月宣告）
- 營業稅法第三條ハ專ラ定マリタル營業場ナク轉々不定ノ場所ニ於テ貸付行爲ヲ爲ス者ヲ除外トシ金錢貸付ノ如ク其業體ノ性質上特別ナル設備ヲ必要トセサルモノニ其ノ設備ヲ命シタル趣旨ニ非ス故ニ苟モ同一ノ場所ニ於テ數次貸付ノ行爲ヲ爲ス以上ハ之ヲ營業稅法第三條ニ所謂營業場ニ該當スルモノト解釋スルヲ相當トス（明治二十九年第三百二十九號四十年七月宣告）



○金銭ニ貸付ヲ爲ス者カ農ヲ以テ本業ト爲シ且債務者ノ一部ニ親戚又ハ知己アルモ此等ノ事實ハ金銭貸付カ營業タルヤ否ヤヲ判定スルニ何等ノ關係ナシ住宅ノ一部ニ於テ金銭貸付ニ關スル取引ヲ爲ス以上ハ之ヲ營業場ト認ムヘク又從業者ヲ使用セサルヲ要件トセス（明治四十年第二十一號四十二年二月宣告）

○第一定ノ營業場ヲ有シ金銭貸付ノ行爲ヲ爲ス事實アル以上ハ營業稅ノ賦課ヲ拒ムコトヲ得ス（明治二十六年第四百八十一號三十七年五月宣告）

○親戚故舊小作人等特殊ノ關係ヲ有スル者ニ對シ偶金銭ヲ貸付クルモ之ヲ以テ營業稅ヲ課スヘキ營業ト認ムヘキモノニアラス（明治二十七年第九百二十一號三十八年六月宣告）

○親戚故舊ニ對シ營利ノ目的ヲ以テセス金銭ヲ貸付クルハ之ニ營業稅ヲ課スルヲ得スト雖利息及擔保ヲ徵スルコト他ニ營利的ニ貸付タルト何等異ナル所ナキトキハ親戚間ノ貸付ニ對シテモ尙ホ營業稅納入ノ義務アルモノトス（大正七年五月同上）

物品貸付

五 物品貸付（動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ含ム）

本業の金銭貸付業と異なるは貸付くべき目的物が一は金銭たること一は物品たることに在り即ち物品貸付業は營利の意志を以て継続的に公衆に對し物品の使用を爲さしめ借主より料金を收得

するの業を謂ふなり。而して本條の所謂「物品」とは物品販賣の物品と同一意味に解すべきものにして土地家屋の如き不動産を包含せず。然れども本文括弧内に規定せる如く本業には特に動産中普通に物品と稱せざるものを包含せり、即ち乗馬騎馬草花盆栽の貸付の如き是なり。船舶は其の權利を第三者に對抗する條件に付て不動産に準ずと雖不動産にあらず故に漁船又は漁具若し遊船の貸付を爲すが如きは亦本業の範圍内に屬す。物品貸付業は物品の貸付料金を收得するを目的と爲すされば假令多少の物品を貸付くることあるも主として場所を貸付け其の技術を樂ましむるが如きは之を含まず即ち玉突場、大弓場、揚弓場、射的場等の如きは何れも課稅の範圍外と解すべし。

行政實例

○漁業ヲ爲ナス漁船又ハ漁具ヲ賃貸シ收益スルモノ、如キハ物品貸付業トシテ課稅ス（明治二十九年九月神奈川縣ニ回答主稅局）

○地所家屋等不動産ノ貸付ハ物品貸付業ノ範圍外トス（明治二十九年八月大藏省決議）

○玉突場大弓場揚弓場射的場ハ就レモ物品貸付業ノ範圍外ナリトス（明治二十九年九月主稅局）



通牒廣島縣)

○瓦斯電氣供給者カ其ノ業務ノ便宜上需用者ニ對シ爲ス器具器械ノ貸付ハ製造業ノ範圍内ニシテ物品貸付業ニ非ス(大正二年三月會計検査院ニ回答主税局)

製造業

## 六 製造業 (瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム)

製造業は物品を製造し又は物品製造の一部を助成する者なり「物品を製造し」とは天産物又は粗製品に工作を加へて其の性質、用途、形状又は名稱を變更するの作業を謂ふものにして其の製造せられたるものは必ず物品なることを要す物品とは物品販賣業及物品貸付業に付て説明したるが如く動産中普通に物品と稱せらるゝものを指稱し不動産を含まず蓋製造は動産の形體を變じて新一物を作成すると同時に之に工作を加ふるに因りて其の經濟的價值を増加するの作用を爲すものなり故に製造せられたるものは新一物を爲すと雖全く其の形狀を變じたるものと單に用途名稱のみを變更するに止まるものとを包含す例之材木を以て器具機械を製造し魚類を以て罐詰を製造するが如きは前者に屬し金屬に彫刻鍍金を爲し紙類又は布類に刺繡を施すが如きは後者に屬するものなり。

農業漁業其の他の採取業にして其の就業區域内又は市場に於て收穫品又は其の製造品を販賣

するも農業、漁業又は採取業の範圍に屬し製造業として課税すべきに非ず然れども製造の爲め一定の築造物を設け相當の設備を爲したるものは製造業として課税する場合なきに非ず例へば農夫が自ら耕作し採取したる農産物を以て其の邸宅の一部に於て茶、生絲、蠶種等を製造し之を販賣するも製造業に在らず純然たる農業なり然れども若し一定の製造場を設け主として製造を以て營利の目的と爲すときは茶又は生絲の製造業と謂はざるを得ず又漁夫が一定の築造物其の他の設備に依らずして其の漁獲物を乾燥し乾魚となして販賣するも製造業にあらず然れども製造場其の他の築造物を設備し海産物を製造販賣するときは縦令自ら漁業採藻を爲すと雖製造業として課税せざるべからず蓋農産物漁獲物の製造販賣は農業家又は漁業家の當然の結果なるが故に特に之を課税營業と看做さざるに止まり若し其の目的又は設備及方法にして農業、漁業當然の結果と認むべからざる場合に於ては營業税を課するを以て一般營業者との間に平衡を得たるものと謂ふべきなり而して其の營業なるや否やは事實に依りて決すべきものとす。

鑛業は農業漁業と同じく原始産業に屬し土地より鑛物を掘採する事業にして營業税の範圍外たり然れども鑛業は鑛物の掘採に依て直に其の目的を達するものに非ず其の掘採したる鑛物をして經濟上の價值を生せしむるには選鑛、製鍊等の事業を必要とす此の選鑛製鍊の事業は一個



の製造業と謂ふことを得べしと雖其の關係如何に依り之に營業税を課せざる場合と營業税を課すべき場合とあり。鑛業法第一條の規定に依れば鑛業と稱するは鑛物の試掘採掘及之に附屬する事業を謂ふとあり故に選鑛製鍊の事業が鑛業の附屬事業なるに於ては鑛業權者の鑛業と稱すべきものにして營業税を課すべき業體に非ず而して其の附屬事業とは鑛業權者が自己の採鑛を選鑛又は製鍊する場合及自己の採鑛に關する鑛業の爲めに他人の採掘したる鑛物を使用する場合を謂ふ然れども元來此等の事業は必ずしも試掘又は採掘の附屬事業として行はるゝものに非ず獨立の事業として之を行ふことを得故に同一人が試掘採掘の外に獨立の事業として之を行ふことあるべく又他人が全然別個の事業として之を營むこともあるべし是等の場合に於ては其の選鑛製鍊は鑛業法第一條の附屬事業と謂ふことを得ず從て鑛業權者の鑛業に非ざるを以て鑛業税を課すべきに非らざると同時に營業税を課すべきものとす。而して或事業が鑛業の附屬事業なるや否やは事實問題に屬するも附屬と謂ふが故に其の事業が試掘採掘の本業と密接に關係するものなることを要す即ち鑛山と製鍊場とが同一人の經營に屬し其の鑛山より産出する鑛物のみを製鍊するものなるが又は其の製鍊の爲め熔解劑として買入鑛物を使用するに過ぎざるものなるときは之を附屬事業と稱することを得べしと雖製鍊場と鑛山とが何等の關係を有せず諸所

の鑛山より産出する鑛物を集めて製鍊するものゝ如きは假令製鍊場と鑛山とが同一人に屬すと雖之を附屬事業と謂ふべからず次に附屬事業の範圍は如何なる事業にまで及ぼすやの問題も實際上疑義を生ずること尠からず要するに鑛業上必要な工事又は工作物の施設は之れを附屬事業と見ることが得べし故に鑛業權者が鑛業上の必要に基き爆發藥、用材薪炭等の置場を設置し専用鐵道を敷設し電線を架設し又は採掘用の瓦斯を製造するが如きは皆之れを附屬事業と謂ふことを謂べし斯の如く附屬事業とは試掘採掘に關聯したる事業にして畢竟鑛産物を生産する業務を指稱するものなるを以て鑛産物に加工し或る製造を爲すが如きは假令鑛業と關聯し鑛山所在地に於て之れを爲すと雖之を附屬事業と謂ふべからず例へば銅山に於て銅線銅板を製造し鐵山にて鐵條を製し炭坑にて石炭瓦斯、コークターを製造するが如く自己の鑛業以外に特別の設備を爲し之れを製造するものは附屬事業に非ざるを以て別個の製造業として課税すべきものとす。

本業に該當するものは動産を製造するものに限るを以て家屋、建築物の建築業の如きは本業の範圍外たり、酒類、醬油又は織物の製造業に對しては造石税又は消費税の賦課せらるゝありて或は重複の課税なりとの疑を懐くもの無きに非ずと雖是等は所謂間接税にして製造業者の收益



に對して課税する營業收益税とは全く其の性質を異にするものなり或は事實上に於ては間接税を消費者に轉嫁すること能はざる場合ありとするも本來重複の課税となるものに在らず而して製造業は自己の原料を使用して製造販賣するを以て原則と爲すべしと雖他人の委託に基く場合に於ても其の行爲が物品の製造又は其の一部を助成するものなるときは製造業の範圍たること勿論なりとす。

右原則に對して物品を製造し又は其の一部を助成する事業に非ざるも特に製造業と看做して課税するものあり是本文括弧内に規定し特に製造業の範圍に屬せしめたる所以のものは是等の事業は何れも其の設備又は經營の方法が製造業と逕庭なきを以てなり。

(一)瓦斯電氣の供給を爲す者

瓦斯は科學上有體性のもものと認められ法律上の觀念に於ては物なり然れども普通に物品なる觀念に遠かり又電氣は力にして物に非すと雖是等の瓦斯電氣を燈火炊事又は製造工業の用に供するが爲に供給するの事業は營業の性質上製造業と類似するのみならず發作供給の設備に於ても大同小異の事業なり故に之を製造業と看做して同一課税標準の下に律したる所以なり而して本號には單に「供給する者」と規定しありて自ら瓦斯電氣を發作したる者に限るや否

やに付疑の存するものあり或は専ら他人の製造したる瓦斯電氣を買入れ之を直接需用者に供給する者は營業税法第二條第二項第五號に該當するを以て物品販賣業として課税すべきものなりとの説あれども本號は自己の製造發作したると他人より之を買入れたるとを問はざるが故に繼續的に電氣瓦斯を需用者に送付する者の如きは本號に該當するものと解すべきなり且又斯く解せざるときは偶々自己の製造發作する瓦斯又は電氣の供給力需用高に不足するが爲他の同種の營業者より其の不足額を買入れ需用を充たしたる場合の如きは販賣業の兼業となり課税上の繁雜を來し却て不衡平の課税に了るなきを保せず。

(二)物品の加工修理を爲す者

「物品の加工修理」とは物品に工作を加へ破損又は磨消を補修して之を原形に復するの作業を謂ふ即ち新に一物を形成するに非ずして其の形狀效用等を原形に復するの作用なり。蓋し本業も亦製造業と稍其の性質を同ふする業體なるを以て之を製造業に準じて課税するの課税上權衡を得たるものと認めたるなり例へば鍛冶屋桶屋と稱して金物器物の修繕を爲す者船舶の修繕を爲す者の如きは之に該當す而して本業は物品即ち動産の修理に限るを以て土地家屋等不動産の修理修繕を爲す者を包含せざることとは茲に説明を待たずして明白なるべし。



- 製造場ニ於テ販賣セス別ニ店舗ヲ設ケテ卸賣ヲ爲スモノモ製造業ノ範圍内ナリ(明治二十九年十月福岡縣ニ回答主稅局)
- 乙地ノ製造場ニ於テ製造シタル物品ヲ甲地ノ本店ニ於テ販賣スルモノハ本支店營業場ノ關係ハ更ニ問ハス營業ノ實體力課稅ノ要件ヲ具備スルヤ否ヤヲ調査シテ課否ヲ決定スルモノトス(明治二十年八月東京局ニ回答主稅局)
- 市營ニ係ル瓦斯供給ハ課稅ノ範圍外ナリ(明治三十二年八月横濱局ニ回答主稅局)
- 日本内地ノ製茶ヲ米國人其ノ他ノ嗜好ニ適スル茶ヲ再製スルノ目的ヲ以テ製造場ト認メ得ヘキ建物ヲ設ケ相當ノ設備ヲ爲シ製茶輸出業者カ高價ノ茶ト低價ノ茶トヲ混入シ之ニ藥品ヲ入レ精製スル行爲ハ製造業ニ該當ス(明治三十二年十月横濱局ニ回答主稅局)
- 鑛業權者カ自己ノ採鑛ニ關スル鑛業ノ爲メ他人ノ採鑛ヲ買入レ附隨事業トシテ製鍊スルモノハ製造業ニ非ス反之他人ノ採鑛ヲ買入レ之ヲ製鍊スル行爲ニシテ自己ノ鑛業ト關係ナク全ク別個ノ業務ナルトキハ製造業ノ範圍内トス(明治四十年四月大藏省議決定)

- 電氣ノ供給ヲ爲ス會社ニシテ製造力不足ノ爲他ヨリ買入レ需用者ニ送電スルモ製造業ノ範圍内ニ於テ爲シ得ベキ行爲ナリ(明治四十四年二月廣島局ニ回答主稅局)
- 縣立水産試驗場附屬罐詰製造所ニ對シテハ課稅セス(明治三十八年五月丸龜局ニ回答主稅局)
- 煙草製造作業ノ一部ヲ擔當スル場外作業ニハ課稅セス(明治二十八年四月主稅局通牒)
- 瓦斯電氣ヲ容器又ハ器械ニ依リテ包藏又ハ發作セシムル裝置ヲ有スルモノヲ店頭ニ於テ販賣スル者ノ如キハ物品販賣業トシテ課稅スヘキモ繼續的ニ電氣瓦斯ヲ需用者ニ送付スル者ノ如キハ自己ノ製造業タルト他人ヨリ之ヲ買入レタルトヲ問ハス稅法第四條第二項ニ該當シ製造業トス(大正元年九月主稅局議決定)

### 七 運送業 (運送取扱を含む)

本業は「運送業を主とし括弧内に特に規定して運送取扱者を包含せしめたり仍て(一)旅客貨物の運送を爲す者(二)其の取扱を爲す者」とに區分し左に之を説明すべし。

(一)旅客貨物の運送を爲す者

本文中別に運送業に付規定なきを以て商法の規定に依り之を解説するを至當とす即ち商法第三百三十一條には「運送人とは陸上又は湖川、港灣に於て物品又は旅客の運送を爲すを業と



する者を謂ふ」とあり即ち運送の目的物は旅客貨物なり「旅客」は即ち人にして「貨物」とは動産を謂ふ其の商品たる又財産上の價值あると否かを問はず例へば牛馬、屍體、貨幣、有價證券等皆之を包含す「運送」とは貨物又は旅客を一の場所より他の場所に移轉する事實を指し而して運送の行はるゝ場所が陸上なると湖川港灣等所謂内水なると又湖川港灣以外の海上なるに從ひ陸上運送、内水運送及海上運送とに區別することを得べし而して其の何れの運送たるに拘らず之を引受くるの行爲は我商法の所謂商行爲に屬し之を營業とする者は即ち運送營業者なり又其の運送を爲す運送具の何たるを問はず例へば汽船鐵道其の他の船車牛馬車又は人力を使用する者等皆之に屬す。

(二)運送の取扱を爲す者

運送の取扱を爲す者は我商法に於て運送取扱業者と稱せらるゝものなり即ち自己の名を以て物品運送の取扱を爲す者を謂ふ。而して商法には單に物品運送に限り旅客運送は之を包含せずと雖本條に於て運送取扱を含むと規定せるを以て其の旅客たるを貨物たるを問はず苟も運送の取扱を爲す者は總て之を包含するものと解すべきなり「取扱」とは他人の爲にするの意味なるを以て委託者の依頼に應じ自己の名を以て運送人と運送契約を締結するを業とする者

にして運送人に對する關係に於ては自ら運送契約者となるものなり。即ち汽船問屋回漕問屋運送問屋と稱するものゝ如き之に屬す。

行政實例

○小舟ヲ以テ波止場ト碇泊中ノ蒸汽船トノ間ヲ往復シ旅客送迎貨物運搬ヲ爲ス者ハ運送業トス

(明治二十九年九月主務局通牒)

○獨立シテ舟子ヲ使用シ貨物ヲ回漕スル船頭ノ如キハ、運送業トシテ課税スヘキモノトス

○乗合馬車ノ如キモ運送業トシテ課税スヘキモノトス

○自ら更船作業ニ依リ旅客貨物ノ運送ヲ爲スモノハ運送業トシテ課税スヘキモノトス (大正四年九月會計検査院ニ對スル主税局回答)

○會社又ハ個人經營ニテ自動車ヲ貸付營業セルモノニシテ其ノ營業方法ハ乘用時間若ハ指定ノ場所ニ依リ料金ヲ定メ乗客ヲ輸送スルモノニシテ何レノ場合ニ於テモ常ニ自己備人ノ運輸手並車掌ヲ付シテ運輸セシムルモノハ運送業トシテ課税スヘキモノトス (大正五年二月主税局回答大阪局)

○備船契約ニ依リ船舶ヲ利用セシムルモノハ運送業トシテ課税スルモノトス (大正五年十一月主税局回答札幌局)



## 八 倉庫業

本業にも亦別段の規定なきを以て商法第三百五十七條の規定に依る營業者と解すべきなり。即ち「倉庫營業者とは他人の爲めに物品を倉庫に保管するを業とする者を謂ふ」即ち倉庫業とは他人の爲に物品を倉庫に保管し報酬を受くるを業とするものなり。「倉庫」とは物品保管の爲に造られたる建造物を謂ふ故に假令金庫の如きは之に有價證券貴金屬等を保管するも建造物に非ざるが故に之を倉庫と區別するを要す又或建造物が倉庫たるには雨露を凌ぐに足るべき設備を要す故に木材を貯藏池に入れて保管を爲すは倉庫營業の本旨に非ず「保管」とは他人の爲に貨物を保管することを指稱す故に自己の所有品を保管するは倉庫業に非ず貨物の意義に付ては運送業に於て説明したるが如く動産なることを要す然れども必ずしも商品たることを要せず家具家財帳簿等の類を保管するも固より倉庫營業に屬す唯貨幣有價證券其の他の貴金屬の如きは倉庫に保管するを適當とせざるが故に其の保管の目的物とならざるを常とす。又業とするものなれば保管料を收入す。商法上の保管料には貨物の保管取締料及稀には火災保險料をも包含せしむることあり。倉庫業者の營業としては貨物保管以外に倉庫の賃貸を爲すことあり即ち賃貸料を得て倉庫の一定部分を貸與し之が自由使用を許すものにして普通には賃借人に其の倉庫の

鍵を引渡し且其の倉庫内に藏置せる貨物の保管に對し倉庫業者は何等特殊なる責任を有せざるなり。故に其の貸倉料は保管料又は倉敷料とは全く性質を異にし單に倉庫の賃貸料にして貨物保管に對する報酬に非ざること論なし。故に倉庫を設くるも専ら倉庫を賃貸して貸倉料を收むるものゝ如きは倉庫業と謂ふことを得ず。

倉庫業は他人の貨物を其の寄託に基きて倉庫に保管する業務なるが故に其の保管貨物に付ては善良なる管理者の注意を要するは勿論なり、されば倉庫業者が保管の責任上當然爲す所の行爲が偶々他の營業の範圍に屬することあるも直に之を以て別個の營業と爲すべきに非ず例之生繭の保管を爲す倉庫業者が其の保管中に蛹の發生を妨止せむが爲に倉庫の一隅に於て繭の乾燥をなす場合の如き其の乾燥料を收入するものに付ては請負業の兼業として課税すべきに似たりと雖之等の行爲は保管の責任上當然の行爲と解することを得べく假令其の料金を收入する場合と雖單に自己保管に係る繭のみの乾燥を爲し廣く營業と爲すものに非らざる以上は倉庫業の範圍内に於ける附隨行爲と認むるを相當と爲すべし。

## 九 請負業

請負業とは他人の爲に或仕事を完成することを約し相手方より其の仕事の結果に對して報酬



を受くるを業とする者を謂ふ。即ち請負業者は

(一)他人の爲に或仕事の完成を約することを要す。

「仕事」とは物を作成すること若は之を改造することに關すると又其の他の無形の利益を生せしむることに關することを問はず總て勞務に依りて達すべき結果を謂ふ例へば家屋を新築改築するが如き鐵道道路橋渠堤塘堀築港を開設するが如き又は器械を修繕する等有體物に加工する場合たることあり計算を爲し繪畫を描き音樂を奏し翻譯を爲し著作を爲すが如き美術技藝又は科學に關することあり而して仕事は通常其の材料を要すと雖材料は註文者より之を給すると請負人より之を供することを問はざるなり。

請負業者は或仕事を完成せんが爲に勞務に服するが故に雇傭人と混するの嫌あり雇傭は勞務其のものを目的とし勞務の結果の如何を問ふことなし換言すれば勞務者の供したる勞務が使用者の豫期せし結果を生せしと否とを問はず苟も勞務者が勞務に服せしに於ては約定の報酬を支拂ふことを要す反之請負は仕事の結果に對して報酬を支拂ふ契約なるを以て縱令請負人に於て勞務に服するとも其の勞務に因り當事者の豫期したる結果を生せざるに於ては報酬を受くることを得ず。

又請負人が仕事の材料を供する場合に於ては賣買に類するものあり然れども賣買は其の目的權利の移轉に在るに反し請負は仕事の完成を目的とす請負契約に於ける註文者は材料の所有權を取得するを主眼とせずして請負人が之に仕事を加へて引渡すべきことを主眼とする點に於て兩者の間に差異ありとす。

(二)相手方より仕事の結果に對して報酬を受くることを要す。

報酬は金錢たること其の他の給付たることを問はず苟も對價として給付を受ければ可なり。

(三)營利の目的を以て請負を業とすることを要す。

營業税を課すべきものは營利の目的を以て常業として之を爲す者ならざるべからず單に一次的に之を爲すものゝ如きは課税の範圍外とす。

以上の要件に該當する者は請負營業者なりと雖實際の適用上に於ては製造業と請負業との範圍には不明の點を生ずる場合あり即ち製造業は物品を製造し又は其の一部を助成するものにして契約の内容が請負の性質を有すると否とは之を問はざるなり故を以て其の作業の製作業にして契約内容の請負に屬する場合に於て之を何れの種類に屬せしむべきや遲疑なき能はずと雖此の場合に於ては營業者の主たる目的を標準として判断するの外なし即ち請負を主とするや又は



製造を主とするやに在り例へば他人の穀物を精白搗碎する者織物賃織業者又は他人より原料の供給を受け専ら製作の賃金を得るを目的と爲す者の如きは其の目的は請負の報酬を受くるを主とするものと認むべきが故に是等は請負の範圍に屬するものと解すべきなり洗濯を業とする者亦然り。

他人の依頼に應じて測量製圖及工事の設計を爲して報酬を受くる者又は賃錢を得て寫字を爲す者の如きは通常所謂職業に屬し請負業として課税すべきものに非ずと雖例へば其の經營が營利會社にして多數の寫字生又は技術者を置き廣く公衆に對し其の請負を營業とする場合の如きは本業に該當すべむ。

#### 行政實例

- 大工左官石工手傳人等他人ニ雇ハレ日當ヲ受クル者ハ請負業ノ範圍外ナリ（明治二十九年五月奈良縣ニ回答主稅局）
- 大工左官仕事師ノ類ニシテ弟子ヲ抱ヘ置キ人ノ依頼ヲ受ケ豫メ一定ノ額ヲ定メテ工事ヲ請負フ者ハ請負業トス（明治二十九年九月主稅局通牒茨城縣）

- 請負業者カ居宅ニ於テ請負スルモノト雖店舗若ハ營業場ト認ムヘキ設備アレハ課税ノ範圍タルヘシ（明治三十九年十一月大阪局ニ回答主稅局）
- 市ニ於テ胞衣ノ取除竝火葬ノ業ヲ營ムモ課税ノ限ニアラス（明治四十年五月大阪局ニ回答主稅局）
- 他人ノ依頼ヲ受ケテ生繭ノ乾燥ヲ業トスルモノニ對シテハ勞力請負業トシテ課税ス（明治四十二年三月大藏省決議）
- 人畜ノ死體火葬ノ請負業ニ對シテハ課税セス（明治四十二年五月會計検査院ニ回答明治四十四年三月仙臺局ニ回答主稅局）
- 請負業ノ營業場ハ請負契約締結ノ本據トシテ廣ク契約ノ申込ヲ受クル場所ニ限り其ノ他ノ場所ハ營業場ト看做サス（明治四十四年七月主稅局通牒）
- 織物賃織業ハ請負業トシテ課税ス（同上）
- 請負業ノ性質ヲ有スルモノニシテ税法上ノ製造業其ノ他ノ業體ニ該當スルモノハ其ノ業體ニ依リ他ハ請負業トス（同上）
- 製板行爲ヲ請負フ者ハ請負業ナリ（明治四十四年一月主稅局通牒）



印刷業

十 印刷業

○左記ノ業ハ請負業トシテ課税ス（大正三年六月主税局通牒）  
起毛、晒、洗張、上繪、下繪、織物整理、陶器ノ繪付、和洋裁縫、製本、

印刷業とは石版、銅版、鉛版其の他の機械若は含密の作用に依り文書圖書名刺等を印刷して其の料金を收入するを謂ふ印刷とは機械的又は化學的方法を以て原物と同様なるものを製作し其の形式異なるも其の意味に於て異ならざるものを作製するを謂ふ而して印刷業は他人の爲に印刷を爲し其の料金を收入するを以て目的とするものなるが故に自ら其の印刷したる書籍圖書等を發賣するは印刷業の範圍外とす。

出版業

十一 出版業

出版業は文書圖書を印刷し又は印刷せしめて之を發賣するを業とする者を謂ふ「文書圖書」とは總て出版に適する文藝學術及美術上の著作物圖書等を包含す而して「印刷」の意義は前節に於て説明したる所なり凡そ出版業は自ら是等の文書圖書を印刷すると又は他人をして印刷せしむるを問はず之を作製して發賣するものを謂ふなり發賣とは廣く公衆に向て有價播布するの行爲を指す。出版法の規定に依れば機械又は化學的其の他何等の方法を以てするを問はず文書圖書

書を印刷して之を發賣し又は頒布するを出版と稱す本條の出版業も亦之と同一意義なりと雖營業税を課すべき出版業は營利を目的とするものに限るを以て之を發賣するもの限り單に無代價を以て頒布するの行爲のみを爲す者を包含せず。

關係法令

出版法

○出版法（明治二十六年四月）（摘録）  
（月法律第十五號）

第一條 凡ソ機械含密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書圖書ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ圖畫ヲ作爲スル者ヲ著作者ト云ヒ發賣領布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ  
第二條 新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖書ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學術、技藝、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得

豫約出版法

○豫約出版法（明治四十三年四月）（摘録）  
（法律第五十五號）

第二編 本論 第一章 課税の範圍



第一條 代金ノ全部又ハ一部ヲ前取シ文書圖畫ノ頒布ヲ豫約スル出版ニ對シテハ出版法ニ依ルノ外尙本法ヲ適用ス

寫眞業

## 十二 寫眞業

寫眞業とは機械又は化學的作用に依り光線を利用し影像を寫して其の料金を收入するを業とする者を謂ふ。影像とは人其の他の動植物又は山川風物等自然界の現象を謂ふものにして寫眞業は此の現象を影寫して其の料金を收入することを目的とするものなり故に寫眞紙を販賣するは物品販賣業にして寫眞業の範圍外たりとす。而して寫眞業の印刷業と異なるは光線的作用に依ると否らざると又其の影像を寫すと文書圖畫を印刷するとの點に在るものなり。

貸席業

## 十三 貸席業

本條中席貸業の要件に付別段の規定なきも營業收益税を課すべき貸席業は左の要件を具備することを要す。

(一) 客室又は集會場を貸すこと

「客室」とは來客を引接する爲相當の設備を爲したる家屋内の一區域たる間室を謂ひ「集會場」とは一定の建造物を設け公衆を會合し得べき相當の設備を爲したる場所を謂ふ而して貸席業

は是等の場所を一般公衆に對し隨時に貸與するものたることを要す。然れども必ずしも公衆が自由に貸與を請求し得るを要件とせざるなり要は唯々特定の時期に於て特定の人に對し特別の貸與に限定せられざれば足るものとす。

(二) 貸料其の他の名義を以て報酬を受くること

「貸料」とは客室又は集會場を他人に貸與したる對價として受くる所の報酬なり此の報酬は普通金錢を以てするを例とするも亦物品を以て之を受くることを妨げず而して心付け又は纏頭等其の他何等の名義を以てするも其の名義の如何に拘泥することなしと雖苟も其の貸與の對價として報酬を受くることを要す故に單に好意を以て無料貸付を爲す者の如きは之に包含せず。

貸席業は客室又は集會場を貸すを以て目的と爲す故に劇場業又は寄席業者が劇場又は寄席を其の目的に使用し又は他人をして其の目的の爲めに使用せしむるも貸席業に非ず然れども之を單に集會場に使用せしめ料金を收入るときは本條の範圍に該當すべし。

自ら料理を爲し飲食物を販賣し又は旅客を宿泊せしめ人を寄宿せしむるは貸席業の目的に非ず故に是等の營業者にして單に計算上貸料又は間料と稱して料金を收入することあるも貸席業



となるべきものに非ず然れ共所謂待合茶屋と稱し客室を設け隨時來客の需に應じて之を貸與し他より飲食物を取寄せ又は藝妓を招き遊興せしめて席料を徴する者の如き又は海岸の風景地に於て夏時隨時公衆に對し間室を貸與し間料を徴するを業とするもの、如きは本業に該當するものと謂はざるべからず而して普通待合と稱するものにして客室を貸與するも別に席料を徴せず單に飲食物の販賣取次又は藝妓の華代に對して一定の割合を以て口錢のみを收得するものあり是等は法文上本業に該當せざるもの、如しと雖元來營業として客室を貸與するを業と爲すものなれば假令表面上席料として收得せずと雖其の口錢には席料を包含するものと解するを得べく從て是等も亦席貸業の範圍に屬するものと認むべきなり。

娼妓を蓄へ賣春を業とするもの所謂貸座敷業は本業の範圍外たり從て嫖客に對して席料又は寄宿料と稱して料金を收得することあるも是等は其の目的にあらざるが故に席貸業と謂ふことを得ず。

行政實例

○劇場ハ席貸業トシテ課税スヘキモノニ非ス（明治二十九年九月九日主税局通牒京都府）

○貸座敷業者カ普通ノ集會ニモ客室ヲ供シ又ハ飲食物ヲ販賣スルトキハ席貸業又ハ販賣業トシテ課スルモ其ノ貸座敷業ニ附隨セル業務ヲ營ムコトアルモ席貸業又ハ料理店業トシテ課税セス（明治三十年四月主税局通牒）

○引手茶屋モ貸座敷ト同一趣旨ニテ其ノ業務ヲ營ムニ際シ席ヲ貸シ飲食物ヲ供スルコトアルモ課税外ナリ但シ集會ノ爲席ヲ貸シ飲食物ヲ供スル等別種ノ業務ニ對シテハ課税ス（明治三十年六月九日主税局長通牒）

○劇場業又ハ寄席業者カ劇場又ハ寄席ヲ其ノ目的ニ使用シ又ハ使用セシムル場合ハ課税セサルモ目的以外ニ集會場トシテ貸付報酬ヲ受クルモノニシテ營業ト認ムヘキ場合ハ席貸業トシテ課ス（明治四十四年七月十二日會計検査院ニ回答主税局長）

○一定ノ客室ヲ設ケ酒肴ヲ他ヨリ取寄セ藝妓ヲ招キ遊興セシムル營業ハ席貸業トス

○溫泉地又ハ海水浴場等ニ於テ客室ヲ設ケ浴客其ノ他ノ遊覽者ニ對シ宿泊ヲ條件トセスシテ臨時一定ノ期間貸間ヲ爲シ報酬ヲ受クルモノニ對スル營業税課税方ハ營業ニ認メラルモノニ限リ席貸業トス（大正八年五月主税局通牒）

○營業場ニ於テ飲食物ノ料理ヲ爲セシコトナク來客ノ需ニ應シ藝妓ヲ招キ或ハ飲食物ヲ他ヨリ



取寄セテ遊興セシメ以テ席料ヲ得ルヲ主タル目的トセルモノハ營業稅法ニ所謂席貸業ヲ營ムモノト認ムルヲ相當トス（明治三十九年第六十四號四十一年二月二十日宣告）

旅人宿業

十四 旅人宿業（下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マス）

營業收益稅を課すべき旅人宿業は旅客を宿泊せしめ又は人を寄宿せしむることを要件とすべし「旅客を宿泊せしむる」とは一定の客室を設備し随時に遠近來往の旅人を宿泊せしむるを謂ひ「人を寄宿せしむる」とは特定の人に對し一定の期間一定の客室を指定して寄寓せしむるを謂ふ而して旅客を宿泊せしむるは之を旅人宿と稱し人を寄宿せしむるは之を普通に下宿屋と稱す旅人宿中下宿屋も亦包含するを至當と爲すべきも特に括弧内に之を明にせり。

旅人宿業は宿客に飲食物を供するを以て普通の營業方法と爲す然れども飲食物を供する否とは其の課稅要件に非らざることには曩に記述したる所なり而して此の場合に於ては席貸業と類似すと雖席貸業の目的は随時に客室を貸與して其の席料を徵するに在り旅人宿業の目的は人を宿泊せしむるに在るを以て各其の目的に依りて之を區分することを得可し。

本文括弧内に木賃宿には營業收益稅を課せざること規定せり木賃宿とは其の營業方法たる旅客に於て炊米を所持し又は買入るゝものにして營業者は單に薪炭料即ち木賃として低廉なる

宿料を徵するものなり而して其の目的は主として貧民又は神佛社堂の參拜人等を宿泊せしむるに在るを以て其の設備規模等普通旅人宿に比して頗る小なるものなり。

行政裁判例

○營業稅法第九條但書ノ木賃宿トハ其ノ營業カ木賃方法ニ依ルモノニシテ普通貧民ヲ寄泊セシムルヲ目的トシ旅人宿ニ比シテ其ノ規模小ナルモノヲ指稱ス（明治四十年第四十九號四十一年二月二十九日宣告）

○所轄警察署カ府縣令ニ依リ木賃宿ト認定シ許可セシモ其ノ實態ニシテ旅人宿ナル以上ハ府縣令ノ如何ニ拘ハラズ營業稅ヲ賦課スルヲ得（同上）

料理席業

十五 料理店業

本條中料理店業の課稅要件に付別段の規定なきも普通料理店業は左の要件を具備せるものご解すべし。

（一）客室を設けること

「客室」とは公衆來客をして自由に飲食し又は遊興せしむる爲相當の設備を爲したる家屋内の



間室を請ふこと席貸業に付て述べたるが如し客室の設備を有することは料理店業の必要條件なるを以て假令飲食物を販賣するも客室を有せざる彼の仕出屋と稱するものゝ如きは物品販賣にして料理店業の範圍に非ず。

(二) 飲食物を販賣すること

「飲食物」とは之を廣義に解するときは人の飲食に供する總ての物品を謂ふものなりと雖本條の飲食物とは之を狹義に解すべく營業者に於て調理したる物品又は之に附隨の物品を指稱したるものなり通俗には専ら酒肴を調理して販賣するものを料理屋と稱し汁粉蕎麥の如き飲食物を販賣するものは之を飲食店と稱す而して本法には廣く飲食物を販賣する者と規定せるが故に此の兩者を包含す。

元來料理店業は來客の需に應じて飲食物を販賣するものなれば時に他人の調理したる飲食物を供することあるも總て自己の計算に依るもの即ち料理店業は此の點に於て席貸業と其の方法を異にす席貸業は單に席料又は其の他の名義を以て報酬を受くることを目的と爲し飲食物は總て他人の計算に依るを原則と爲す。

料理店業は其の販賣すべき飲食物を調理するを以て當然の業務と爲すものなれば其の調理は

別個の製造業を爲すものと謂ふべきに非ず然れども若し料理店業者が自ら酒又は醬油を製造するが如きは假令其の物品を單に來客に供するに止まる場合と雖是等の業務は飲食物の調理と全く關係なきものなれば別個の製造業と爲すべきなり又料理店業は物品販賣業たる性質を有するものなりと雖其の種目は飲食物に限り特に一箇の營業種類を爲すものなるを以て飲食物以外の物品を販賣するときは假令客の需に應じて販賣する場合と雖物品販賣業を兼ねるものと謂ふべきなり。

周旋業

十六 周旋業

周旋業とは他人の依頼に應じ媒介、取次、用辨等を爲し報償を得るを以て目的と爲す營業を謂ふ他人の依頼に應ずるものなるを以て自己の爲めに其の行爲を爲すに非ず媒介とは他人間に於て法律行爲を爲さしむる行爲なり即ち自ら當事者と爲るにあらずして他人者間の仲介を爲すを謂ふ取次とは他人の爲に取引を爲すことを謂ふ而して其の營業と爲すべき種目は物件の賣買貸借、男女の雇傭就業、負債の督促取立等の類なり左に之を概説すべし。

(一) 物件の賣買貸借

「物件」とは動産不動産及有價證券等を指稱す故に土地、建物、普通の動産及公債、社債、株券の



類は皆之を包含するものとす「賣買」とは當事者の一方が或財産權を相手方に移轉し相手方が之に其の代金を支拂ふことを約するに依りて發生する契約なり「貸借」は民法上之を分ちて三種と爲す消費貸借、使用貸借及貸貸借是なり共に當事者の一方より相手方に或る物を交付し相手方が後日之を返還するの義務を負ふ點に於て其の性質を同ふす而して相手方が受取りたる物を消費することを得るものを消費貸借と謂ひ金錢米麥等の如き消費物の貸借は之に屬する使用貸借及貸貸借は共に當事者の一方即ち借主が或る物を使用収益したる後貸主に返還する契約にして一は無償にして他は有償なる點に於て差異あるのみ假令ば夜具蒲團の類を貸借するものは貸貸借にして之等を無料にて借るものは使用貸借に屬す而して茲に所謂貸借とは此の三者何れをも包含するものと解すべし。

### (二) 男女の雇傭就業

「雇傭」とは當事者の一方が相手方に對して勞働に服することを約し相手方が之に對して報酬を與ふることを約する契約なり勞働に服する者を勞働者と謂ひ之に對して報酬を與ふる者を使用者と謂ふ假令ば職工僕婢日雇人等を雇入るゝが如きは是なり「就業」とは總て職業に就くことを謂ふ即ち他人の爲めに雇人となり銀行會社の事務員となるが如きは是なり。多くは雇傭關係に伴ふものなりと雖必ずしも之を必要とせず。

### (三) 負債の督促取立

「負債」とは金錢其他財産上に付支拂の義務を有することを謂ふ例へば小作米屋賃等の如し「督促」とは債務者に於て期限に至るも未だ債務の履行を爲さざる場合に於て其の履行を催告するを謂ふなり例へば小作料屋賃等に付普通起る所の事態なり。「取立」とは債權者が債務者より債務の辨濟を受くることを謂ふ例へば金錢小作料屋賃等の支拂を受くるが如し。以上述べたる物件の賣買貸借、男女の雇傭就業及負債の督促取立等は周旋業中顯著なる營業種目を例示したるに止まり此他に尙周旋業として課税すべきものあること論を俟たず例へば移民取扱人結婚周旋業等の如き亦之に屬す。

### 行政實例

○移民取扱人ハ營業税法中周旋業トシテ課税スヘキモノトス(明治三十五年九月六日通商局ニ回答主税局)

○家屋貸付ノ媒介家賃ノ取立ヲ爲スモノハ周旋業ナリ(明治四十四年五月三日大阪局ニ回答主



税局)

○家畜市場法ニ依ル家畜市場開設者ニシテ他人間ノ商行爲ノ媒介ヲ爲ス者ハ仲立業トシ代金ノ取立物件ノ取次ヲ爲ス者ハ之ヲ周旋業トス(大正三年二月主税)回答滋賀縣

○家畜市場法施行規則第八條但書該當ノモノノミナル場合ト雖市場開設者ヲ周旋業トス(大正三年七月主税局回)答廣島局

○他人ノ委託ニ依リ家屋管理ニ關スル一切ノ行爲ヲ自己ノ名義ニ於テ行フモ管理セラルヘキ財産權即チ家屋カ依然委託者名義ナルトキハ信託業ニ該當セス之ヲ周旋業ト爲スヘキモノトス  
○家畜市場法ニ依ル市場開設者カ牛馬羊豚ノ賣買交換ニ付直接媒介行爲ナレト雖其ノ代金ノ決済ニ關シ入場料又ハ診察料ヲ徴シ若ハ賣買又ハ交換成立シタルトキ其ノ家畜ニ付一定ノ料金を徴收スルモノ、如キハ周旋業トシテ徴收ス(大正五年十一月行政裁判所判決)

代理業

十七 代理業

代理業は商法に規定せる代理商と同一の意義に解すべし商法第三十六條には代理商とは使用人に非ずして一定の商人の爲に平常其の營業の部類に屬する商行爲の代理又は媒介を爲す者を謂ふとあり左に之を解説すべし。

(一)代理商は商行爲の代理又は媒介を爲すものなり故に假令代理又は媒介を爲すも商行爲に關するものにあざれば代理商に非ず「商行爲」とは商法第二百六十三條乃至第二百六十五條の規定する所なり第二百六十三條に列舉せられたる行爲は其本來の性質上商行爲たるものにして其の行爲を爲す者 商人なること否と又は營業の爲にすること否とを問はず唯一回爲すのみにても尙商行爲なり故に普通に之を絶對的商行爲と稱す同條第一號の規定する所は甲より安く買ひて之を高く乙に賣り其の間に利益を占めんとする取引の謂にして此の場合に最初買入るゝ行爲(有價取得)及次に賣渡す行爲(讓渡行爲)は共に商行爲なり其の取引の目的物は動産、不動産及有價證券の三者を含む第二號は手元に在品なきも後に何れよりか之を仕入るゝ見込にて先其の賣約を爲し置く所の取引にして此の場合に最初の賣約行爲(供給契約)及次に他より仕入を爲す行爲(有價取得)は共に商行爲なり只不動産に關するものを含まず第三號は取引所と稱する法定の市場に於て其の所屬仲買人又は會員の爲す賣買取引の謂にして其の詳細は取引所法及其の附屬法令に規定せらる第四號は商業上の流通證券に關する行爲にして手形(爲替手形、約束手形、小切手)及船荷證券、預證券、貨物引換證券等の商業證券の振出し裏書讓渡等の行爲を指す



次に商法第二百六十四條に掲ぐるものは營業として之を爲す場合に限り商行爲となるものにして此種行爲を爲す者は即ち商人なり商人と雖唯一時限り之を爲すときは商行爲とならず普通に通に之を相對的商行爲と謂ふ同條第一號は賃貸するが爲に動産又は不動産を買入れ若は之を賃借し又は其買入れ若は賃借したる動産不動産を他人に貸與して地代家賃又は損料を得んとするの行爲なり第二號は他人の注文に應じ手間賃を得る目的を以て製造又は加工を引受くる行爲なり第三號は電燈會社又は瓦斯會社の類の電氣又は瓦斯の供給契約を指す第四號は陸上運送たると海上運送たるとを問はず總て運送を引受くる契約にして第五號は家屋建築其の他不動産に關す 工事作業の請負又は人夫勞働者の類を供給することなり第六號は出版業者印刷業者又は寫眞屋の爲す出版印刷又は寫眞撮影に關する行爲なり第七號は旅館、下宿屋、飲食店、劇場、寄席、湯屋、玉突場、活動寫眞、見世物場等の如く客の來集を目的とする場屋の主人が來客と取結ぶ入場契約を謂ふ第八號は金錢及證券の融通に關する一切の行爲にして銀行取引兩替金錢貸付及證券割引等皆之に屬す第九號は生命保險、火災保險又は海上保險等の保險契約なり第十號は物の保管を爲す契約にして主として倉庫營業の取引なり第十一號に仲立とは手形の割引、備船の周旋、地所建物の賣買周旋、奉公人の口入等の如く他人間の法律行爲を媒

介するを謂ひ取次とは間屋運送取扱人の如く自己の名義にて他人の爲に取引することを謂ふ第十二號は代理商其他の者が一定の人又は一般公衆より商行爲の代理事務を依頼せられて之を引受くる契約を謂ふ以上各種の行爲は皆相對的商行爲にして之を營業と爲すときに初めて商行爲となるなり然れども人力車夫が客を運送し人夫が物品を運搬し又は手内職人がマツチ箱を製造するが如く唯賃金を得る目的を以て爲す行爲は假令之を營業として爲すも商行爲に非ず尙上記絕對的商行爲及相對的商行爲の外商人が其の營業の爲めにする行爲は之を商行爲と爲せり即ち營業資本として金錢を借入れ店舗に供する爲に家屋を借入れ得意先に物品を配付し又は新聞に廣告するが如き孰れも商行爲なり之に反して營業に關せざる行爲は假令商人の行爲なりとするも商行爲とすることなし例へば商人が子女の學用書物を買入るゝが如き之なり但し商人の行爲は反證なき限りは其營業の爲めにするものと推定せらる。

「代理」とは他人の爲に或る行爲を爲すことを謂ふ故に其の效力は直ちに本人に對して發生するものなり「媒介」とは單に取引の相手方を搜索し又は報知して取引の機會を與ふるのみに止らず進んで他人間に介入し其の間に取引が完成せしむるの謂ひなり而して代理商は代理又は媒介の一のみを爲すも可なり二者を併せ爲すも可なり。



(二)代理商は一定の商二の爲に平常其の營業の部類に屬する商行爲に關することを要す廣く何人の爲めにも爲すに非ず必ず一定商人の爲に爲さざるべからず仲立人も商行爲め媒介を業とすれども廣く何人の爲にも之を爲し問屋運送取扱人等も代理を業とすれども何人の爲めにも爲すを以て代理商と異なるなり商人に非らざる者の代理又は媒介を爲すも代理商に非ず例へば相互保險會社の代理店又を登記申請代理人の如きは代理業と謂ふことを得ず又代理商は平常之を爲すことを要し必ず一定の商人より繼續的に代理又は媒介を依頼せられたるものならざるべからず之れ代理商に常囑代理人の名ある以所なり。

(三)代理商は使用人に非ず代理商は一定商人の爲に平常之を爲し其の商人に従屬する觀ありて商業使用人と誤解せらるゝの恐れあり然れども代理商は獨立の商人にして他人の爲に商行爲の代理又は媒介を爲せども決して其の商業使用人に非ざるなり  
以上の行爲を業とする代理業として課税すべきなり業とするとは營利の意志を以て繼續的に同一の行爲を爲すの謂なり

行政實例

○銀行若ハ生命保險會社等ノ代理店ト稱シ其ノ本社ヨリ相當ノ報酬ヲ受クルモノノ如キハ代辨業トシテ課税ス(明治二十九年九月九日主税局通牒神奈川縣)(代辨業ハ代理業ト業名變更)  
○銀行業者カ日本勸業銀行代理トシテ勸業債券取扱ノ事務ヲ代理シテ一定ノ報酬ヲ受ケ又ハ日本銀行ノ代理店トシテ國債事務等ヲ處辨スルモノハ代理業トシテ課税セス(明治四十五年三月十三日九龜局ニ回答主税局)

仲立業

十八 仲立業

仲立業も亦商法の規定に依る仲立營業と同一意義と解すべく同法第三百五條に仲立人は他人間の商行爲の媒介を爲すを業とする者を謂ふとあり即ち分説すれば左の如し。

(一)仲立人は媒介を爲す者なり媒介の意義は前節に於て已に述べたり仲立人は問屋又は代理商と同じく他人の爲に活動するものなれども他人間の行爲の媒介を爲すのみにて問屋業の如く自己の名を以て又は代理人の如く本人の名を以て行爲其のものを爲すに非ず又代理商と雖媒介のみを爲すものなきにあらざれども代理商は一定の商人の爲に其の商人の營業の部類に屬する商行爲の媒介を爲すを以て業とし仲立人に在りては一般人の委託に應じ商行爲の媒介を爲すものなり。



(二)仲立人は他人間の商行為を媒介する者なり。他人間の商行為を媒介するに非ざれば仲立業に非ず故に雇人口入、職業周旋の如きは仲立業にあらずして周旋業に屬す。

(三)仲立人は媒介を爲すことを營業とする者なり。仲立人は他人の委託に應じて媒介を引受くることを營業とする者にして此の契約を仲立契約と謂ふ仲立人は畢竟仲立契約を爲し報償金額を得るを以て目的と爲す故に一時他人間の商行為を媒介するも仲立業に非ず。

以上の各要件を具備するものは仲立業として營業税を課す商品、有價證券の賣買仲立、船舶の賃借又は備船の仲立、手形割引の仲立又は保險仲立の如し。

行政實例

○市場ニテ商取引ノ媒介ヲ爲スモノハ仲立業ナリ(明治二十九年十月八日福井縣ニ回答主税局)  
○取引所ハ仲立業ニアラス(明治二十九年九月九日三重縣ニ回答主税局)

問屋業

十九 問屋業

商法第三百十三條には問屋の定義を規定して「自己の名を以て他人の爲に物品の販賣又は買入を業とする者」と爲せり茲に所謂問屋業の意義亦之に同じ之を分説すれば左の如し。

(一)他人の爲めに物品の販賣又は買入を爲すこと。問屋は物品の委託販賣又は委託買入の行爲を爲す商人にして相手方に對しては自ら賣買契約の當事者と爲りて取引を爲すも其の取引たるすべて他人の計算に於て爲す者にして所謂自己商の自己の計算に於て爲すとは異なり委託者本人の依頼に應じて販賣又は買入を爲すが故に其の損益共に委託者に歸するものなり即ち問屋は賣買に因りて利益を占むるを業とするに非ず單に手数料を得るを以て業とする者たり。

(二)自己の名を以て販賣又は買入を爲すこと。問屋は委託者の委託を受けて物品を販賣し又は物品を買入るゝも委託者の代理人として之を爲すに非ず自己の名義を以て爲すことを要し其の販賣又は買入の當事者と爲るものなり故に其の法律關係の結果問屋自身が相手方に對し權利を得又義務を負擔するなり。問屋は此の點に於て商人の爲めに商行為を代理する代理業と異なり又自ら販賣又は買入行爲に爲すの點に於て仲立業と異なるなり。

(三)販賣又は買入の委託の引受を以て營業となすこと。即ち問屋は廣く他人の需に應じて繼續的に經營し報酬を得るを以て目的と爲すものなり。

以上の要件を具備するものは之を問屋業として課税す魚市場、青物市場開設者の業務は其の



營業の方法に依り業體の異なる場合あるも本業に該當するを通例とす又取引所の仲買人の如き之に屬す。

## 第二章 課税標準及其の計算方法

### 第一節 課税標準

#### 第三條 營業收益税ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス

課税標準

課税標準とは税額を算定する標準として法律の定めたる物件の數量、價格を謂ふ租税學上に於ては通常租税の主體(納税者)に對する觀念より課税物件と共に之を租税の客體と稱せり。

營業收益税は營業の收益を税源とする租税なるを以て課税標準も亦營業の收益即ち純收入を算出して直接に之に對して課税するより適當なるはなかるべし從來の營業税法に於ては其の沿革上營業の免許に密接の關係を有し當初免討料的形體を以て現れたるもの多きが故に多くは外形的標準を採用し營業設備の大小に従ひて賦課するの制度を施すと雖再三改正補足の結果に鑑み其の公正を期し難きを以て今日の税法定定と共に名實共に之を合せし收益税たらしむの趣旨に依り其の課税標準を純益に改め以て其理想を實現す。

即ち營業收益税の課税標準たる營業純益は(一)營利法人の各事業年度の純益(二)營業收益税法第二條に掲ぐる營業を爲す個人の當該營業の前年中の純益を目的として賦課するものなり。而して

一、法人の純益金額は各事業年度の純益金より總損金を控除したる金額即ち各事業年度の利益金に相當するものなるが故に其の純益金中には土地其の他の不動産より生ずる利益、資産の評價増に依る利益、配當金又は債券利子等を包含する場合に於ても其の全部を包含して純益金を爲すものなり、蓋し法人の營業收益は其の全部が營利事業に屬する純益と爲すの相當なりと認めたるものならむも其の半面に左の理由なきにあらず

(イ)法人に付ては其の純益を純然たる營業純益と、營業に屬せざる事業又は財産上の純益とに區分課税するの煩を避けたること。

(ロ)若し其の純然たる營業純益に付てのみ營業收益税を賦課することせば、營業純益に屬せざる他の純益又は營業純益に相當せざる純益のみを有する法人の利益即ち同族會社の營業以外の事業又は財産上の利益の如きに付ては其の利益の配當金に對して資本利子税を課すべきことなる而かも斯の如きは課税上の繁煩一方ならざること。



(ハ)營利法人に對する營業收益税の一般的賦課は所謂同族會社等の私的法人に對する制肘的課税の目的に於ては、營利法人の純益は其の原因の如何を問はず、營業純益として營業收益税を賦課するを可とす。

二、個人の營業純益は營業税を課すべき各種の營業に付て其の總收入金額より必要の經費を控除したる金額即ち其の純然たる營業利益に相當するものとす故に

(イ)課税營業に屬せざる營業の利益又は所得は之を營業收益税の課税標準たる營業純益と爲さず。

(ロ)課税營業の收入に屬するも資本利子税を課せらるべき資本利子は、營業純益に算入すべからず。

即ち個人の營業純益は特定の課税營業に屬する當該營業の利益即ち個人の爾餘の収益と別個に計算する一種の分類所得に相當するものなり。

### 第二節 課税標準の計算方法

税法第四條乃至第六條に於て法人及個人の課税標準の計算方法を規定せり左に之を分類して

課税標準  
法の計算方

説明すべし。

#### 第一款 法人課税標準の計算方法

**第四條** 法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

法人ノ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

#### 規 則

**第一條** 法人ノ純益ハ營業收益税ヲ課スヘキ營業ニ付キ其ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ之ヲ計算ス

法人ノ前事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ損金ハ其ノ事業年度ノ純益計算上益金又ハ損金ニ之レヲ算入セス



**第五條** 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ純益ニ付營業收益税ヲ納ムル義務アルモノトス

法人は總て各事業年度毎に其の事業年度に於ける損益を計算するものなるを以て、本法に於ても其の事業年度毎に決定すべきものとなせり、而して其の計算の方法に付ては各事業年度總益金より同年總損金を控除したる金額を以て純益とす、而して益金又は損金の性質に付ては税法中別に規定なしと雖、商法の規定に依れば損益は畢竟會社財産の増減を云ふものなるが故に、本法に於ても亦此の意味なりと解すべきものとす、故に其の事業年度に於ける總収入金、法人の所有せる資産價格の増加及其の事業年度内に於て法人に屬せし權利の價額等は總て益金として計算すべきものにして其の營利の事業に屬する否と又一時の収益なる否とを問はざるなり、又法人の資産價額の減損額及其の事業年度内に於て其の性質上利益の有無に係はらず負擔せる支拂義務額を以て損金とすべきものとす。

保險會社中相互保險會社に在りては、剩餘金、株式保險會社に在りては利益金を以て直ちに純益と爲すものとす、即ち保險業法及其附屬法規の規定に依りて算出するものなれば利益金又は剩餘金は總益金より總損金及保險責任準備金、支拂準備金及保險契約配當金又は保險契約配當準備金を控除したる純利益金に依るものとす。

法人が事業年度中途に於て解散し又は合併に因りて消滅したる場合に於ては其の事業年度の始めより解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做すものにして施行規則の規定せる處なり。

前述の如く法人の營業純益は法人の各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に依るものなり、而して法人の各事業年度の總益金及總損金は其の總てに通ずるものなるを以て營業純益金の内には所有株式の配當金、土地家屋等の單なる保有財産より生ずる利益をも總て包含するものなり、故に營業純益と爲すべき金額は法人の各事業年度の普通所得と相一致すべきものなり、但し左の諸點に付ては特に其の異同あることに注意するの要あり。

- (一) 法人の營業純益の計算に付ては前事業年度より繰越したる益金又は損金は之を其の事業年度の總益金又は總損金に算入せず」とあり此の點は法人の普通所得と同一の計算なりとす。
- (二) 左に掲ぐる營業の純益には營業收益税を課せざるが故に法人の各事業年度の當該營業に屬



する益金及損金は之を其の事業年度の總益金及總損金より除外すべきものとす。

- (イ) 政府の發行する印紙切手類の賣捌
- (ロ) 度量衡の製作修覆又は販賣
- (ハ) 自己の探掘し又は採取したる鑛物の販賣
- (ニ) 新聞紙法に依る出版
- (ホ) 營業收益税法施行地外に在る營業場に於て爲す營業
- (ヘ) 漁業又は演劇興業

前記の業體に屬する純益金は營業純益の計算上控除するも法人の各事業年度の普通所得の計算に付ては此等の營業に屬する益金又は損金と雖之を算入すること勿論なりとす。

(三) 法人の營業純益の計算に付ては國債の利子及貯蓄債券の利子も亦之を其の總益金に算入すべきは勿論なるも國債の利子及貯蓄債券の利子には所得税を課せずと爲す特別法あるを以て即ち所得の計算に於ては之を除外すべきものなり。

(四) 命令を以て指定する重要物産の製造業又は製鐵獎勵法に依る製鐵業より生ずる純益に付ては其の純益を有する者の申請に依り一定の期間營業收益税の課税を免除すること所得税に於

ける法人の普通所得の計算に同じ。

(五) 法人が各事業年度に於て納付したる地租額又は資本利子税額は、之を當該事業年度の營業收益税額より控除し、其の差引總額を以て現實に徴收する營業收益税と爲すものなり、而して此の場合に於ては其の控除せらるべき地租又は資本利子税は純益計算上之を損金と爲さず蓋し控除せらるべき地租又は資本利子税を損金と爲すに於ては、營業收益税額より之を控除する結局の計算に於て謂れなき免税と爲るの不合理を來すに依る。

#### 第二款 個人課税標準の計算方法

**第六條** 個人ノ純益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ前年一月一日ヨリ引續キ爲シタルニ非サル營業ニ付テハ其ノ年ノ豫算ニ依リ計算ス  
相續シタル營業ニ付テハ相續人カ引續キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ純益ヲ計算ス

資本利子税ヲ課セラルヘキ資本利子ハ之ヲ純益ニ算入セス



規則

第六條 個人ノ純益ハ營業收益稅ヲ課スヘキ營業ニ付其ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シテ之ヲ計算ス

第七條 營業收益稅法第六條第一項ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ營業ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

本條は個人營業に對する純益金の計算方法を規定せるものなり。個人營業の課稅標準たるべき純益金は原則として前年中の總收入金額より必要の經費を控除したる金額に依り例外として其の年の豫算年額に依るものと規定せり。左に之を類別して説明すべし。

第一 前年一月一日より引續き營業せる場合（營業相續の場合）は之に包含すること第六條第二項の規定する所なり。

此の場合には本條の原則に依るものにして即ち前年中の總收入金額より必要の經費を控除した

る金額に依るものとす即ち

(一) 前年中の總收入金額とは前年一月一日より十二月末日に至る期間の營業に對する全部の收入金額を指稱するものにして其の收入金額は同期間中に收入したるもの及收入すべき權利の確定したる金額の合計額に依るものとす。元來營業收益稅は其の年の營業收益に課稅し現實の負擔能力に適應せしむるを以て理想となすべしと雖其の當年の收益を豫算することとは極めて至難の事業にして其の調査に當りては必ず前年の實蹟に依りて之を判斷するの外なかるべし故に寧ろ前年の收益を調査して直に之に課稅するの勝れるに若かずと認めたるものなり。

(二) 必要の經費とは收益を得る爲の固定的施設に對する維持及其の收益を得るが爲に費さるる收入的支出を謂ふものにして施行規則第七條に於て於て之を分類して規定せり但し其の支出が家事上の費用と關聯するものは之を必要經費と爲さざること同條但書の規定するが如し。由是觀之即ち營業收益稅法上必要經費と認むべきもの、範圍は其の收益と直接因果關係を有するものに限るものと解すべし。即ち同條列擧の種類は

(イ) 仕入品の原價



- (ロ) 原料品の代價
- (ハ) 場所物件の修繕費又は借入料
- (ニ) 場所物件又は營業に係る公課
- (ホ) 雇人の給料
- (ヘ) 其の他収入を得るに必要なもの  
前項末段に記載せる「其の他収入を得るに必要な経費」とは前段に掲げたる各費目以外  
の支出にして其の性質上當然に必要な経費たるもの一切を指すものとす。左に一二を例示す  
べし。

- 一 營業資金を他人より借入れたる場合之に對する支拂利子
- 二 營業用家屋の火災保険料
- 三 商品の運送保険料

家事上の費用及之に關聯する経費は普通何人も其の生活に必要な衣食住費及之に關聯して其の分界を認め難き支出に屬するものなるが故に總て之を控除せざるものと解すべきが如し。

## 第二、前年一月一日より引續き營業せざる場合

此の場合には即ち本條例外に相當するものにして前年一月一日以後營業開始に係るものにして就ては前年の實蹟に依ること不可能なるを以て當年の収益を豫算するの外なかるべし而して其の收支の種類に至りては毫も異なることなし。

而して前各號計算の場合に於て資本利子税法の規定に依り資本利子税を課せらるべき資本利子は純益中に之を計算せざるものとす、猶其の計算方を明確に分類すれば左の如し。

- (一) 營業収益税を課する營業と然らざる營業を兼營するとき各別に區分計算す。
- (二) 右の場合課税營業と其の他の營業とに共通する収入又は支出あるときは適宜之を區入すること。

(三) 個人の營業純益は同一人に屬する課税營業に付ては種類の如何又其の營業場の所在に拘らず其の總ての營業を通じて算出したる結果の純益に依るべきものなり。但し税法施行地以外の地に營業場を設けて爲す營業の純益に付ては之を區分除外すること勿論なり。

(四) 個人の營業純益の計算上總収入金額と爲すべき金額は營業上の諸収入、賣上金、手数料、請負金、運賃、其の他の収入金及雜収入等の一切を計算すべく。必要の経費は營業上の諸支出、



商品原價、原料品代價、工費、營業に従事する雇人の給食料、營業に係る場所物件の修繕費、借入料及諸税公課、其の他の營業經費、一切を計算すべきものとす。

(五) 資本利子税を課せらるべき資本利子は之を純益に算入すべからざること、故に銀行預金の利子の如きは除外すべきものとす、若し資本利子税を課すべき資本利子を其の營業收入に属するの故を以て營業純益に算入するときは資本利子税と營業收益税と所謂收益税として重複の賦課と爲るを以て之を避けたるものとす。

(六) 左に掲ぐる個人の營業純益には課税せざるを以て此等の營業に属する收入及支出は營業純益の計算上課税營業の收入及支出と別個に計算して課税外に置くべきものとす。

(イ) 政府の發行する印紙切手類の賣捌

(ロ) 度量衡の製作修覆又は販賣

(ハ) 自己の探掘し又は採取したる鑛物の販賣

(ニ) 新聞紙法に依る出版

(ホ) 營業收益税法施行地外に在る營業場に於て爲す營業

(ヘ) 自己の收穫したる農産物、林産物、畜産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造、

但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く。

(七) 勅令を以て指定する重要物産の製造業又は製鐵業獎勵法に依る製鐵業の營業收益(申請に依り一定期間)

(八) 個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額は營業收益税額より控除す。此の場合右の地租額は純益計算上之を必要經費と爲すべからざるものとす。

### 第三章 課税外の營業

課税外の  
營業

營業收益税は營業の收益に課税するを以て目的と爲す故に營利法人に對しては其の業體の如何を問はず又個人にして苟も營業の範圍に屬する業體は總て之を包含すると同時に營業の範圍外に屬する業體は當然除外せらるべきものなり然れども單に其の行爲又は業體のみに依りて之が課否を決すべからざるものありて性質上疑義の生ずるもの無きに非ず是等に對しては特別法の規定に依り其の課否を決定すべし又其の性質上當然營業收益税の範圍に屬する營業にして特殊の理由に基きて營業收益税を課せざるものは本法中に明文を設けて之を除外せり故に課税外の營業を説明するに當りては(一)特別の規定に依りて課税せざるもの(二)營業收益税法の規定



に依りて課税せざるものに区分して説明するを便宜とすべし。

## 第一節 特別の規定に依りて營業收益税を課せざる營業

特別の規  
定に依り  
營業收益  
税を課せ  
ざる營業

茲に特別の規定と稱するは營業收益税法以外の法律に依る規定を指揮したるものなり營業收益税法以外の法律に規定して營業收益税課税の範圍外と爲せるもの左の如し。

特別法中には總て營業税と記載しあるも今回改正の營業收益税と認むるを至當とす。

産業組合

### (一) 産業組合(産業組合法第六條)

(イ) 産業組合の性質及目的 産業組合とは組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲

(一) 組合員に産業に必要な資金を貸付し及貯金の便宜を得せしめ(信用組合)(二) 組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却し(販賣組合)(三) 産業又は生計に必要な物を購買して之を組合員に賣却し(購買組合)或は(四) 組合員の生産したる物に加工し又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむる(生産組合)の目的を以て設立する社團法人を謂ふ。(産業組合法第一條)

産業組合の法律上の性質は學說上議論の存する處なりと雖之を私法人に屬する營業的社團法人なりと解するを妥當とすべし。法人に公法人と私法人とある公法人は國家及府縣郡市町村商業會議所の如き公共團體なり私法人は之を分ちて公益法人及營利法人とす公益法人とは祭祀、宗教、慈善、學術、技術其他公益に關する法人を謂ひ營利法人とは金錢上の利益を收むるを以て目的とする法人にして其の目的民事に在ると商事に在るとに依りて更に所謂民事會社及商事會社の區別を生ず商事會社即ち商法上の營利法人は合名會社、合資會社、株式會社及株式合資會社の四種とし商法の規定に従ひて設立せらるゝものなり所謂民事會社即ち民法上の營利法人は商事にあらざる營利的事業を目的とするものにして例之農業、漁業、林業、鑛業の如き原始的産業を目的とする法人之に屬す。私法人は又分て之を社團法人及財團法人とすることを得社團法人とは二人以上相集まり定款を作りて設立する團體組織の法人を謂ひ、財團法人とは或財産を一定の目的に供し其の財産の主格を作らんが爲に寄附行爲に因りて設立せらるゝ法人にして自然人が其の分子たらざるものなり。而して營利を目的とする私法人にして商事會社に非ず又民法上の營利法人にも非ざるものあり産業組合は即ち之を屬す。蓋し産業組合は産業組合法に依りて設立せらるゝ一種の營利



法人にして稀に民事を目的とするもの無きに非ざるも一般に其の目的とする所商事に在り其私法人たり社團法人たること勿論なりと雖商法の規定に依りて設立せらるゝものに非ざるが故に商事會社に非ず又商事を目的とするが故に民事上の營利法人と謂ふべからず要之産業組合の法律上の性質は私法人に屬する營利的社團法人なりとす。

(ロ)營業税を課せざる理由 産業組合は營利を目的とする社團法人にして其の業務の性質は殆んど商行爲を目的とするものならざるはなし即ち四種の産業組合中販賣組合及購買組合は必ず常に商行爲を爲すを業とし信用組合及生産組合に在りても大多數の場合に於ては商行爲を業とするものなり産業組合法第五條に於て同法に別段の規定あるものを除くの外商法及商法施行法中商人に關する規定を準用すと定めたるも之が爲なり故に其の行爲より見るときは産業組合は營業税法に支配せらるべき業務を營むものなるに拘らず特に營業税を免除することゝ爲したる所以のものは産業組合には農工銀行及北海道拓殖銀行に於て五ヶ年以内に於ける定期償還の方法に依り無抵當貸付を行ふことを得せしむとしたりと共に産業組合の獎勵上の特典に外ならず實に産業組合に於ける如上の特典は相互保險會社に於けると共に立法上の異例に屬す蓋し産業組合と相互保險會社とは其の目的とする所組合員又

は社員の共済に在り産業組合と銀行其他物産會社等の一般營利會社と異なる所は恰も相互保險會社と營利保險會社との間に於ける關係に類し法は特に産業組合を以て營利を目的とせざる法人と同視したるものなり。

## (二)漁業組合及漁業組合聯合會(漁業法第四十五條)

(イ)漁業組合の性質及目的 漁業組合とは漁業權若しくは入漁權を所得し又は漁業權の貸付を受け組合員の漁業に關する共同の施設を爲すを以て目的とする法人を謂ふ。漁業組合は漁業權若しくは入漁權を所得し漁業權の主體たる法人なり法律が漁業組合の人格を認め漁業權の主體たらしむる主旨は漁村維持の目的に出づるものにして漁業組合は一般漁業者と異なり其の地先水面の専用漁業權を取得することを得るも亦之が爲に外ならず。然れども漁業組合は自ら漁業を爲すことを得ず其の組合員をして漁業を爲さしむるものなり元來漁業權を享有し漁業免許を受けたる者は自ら漁業を爲すことを得るを原則とするも獨り漁業組合は漁業權を享有するに拘はらず自ら漁業を爲すことを得ず蓋し組合をして漁不漁の變化極まりなき漁業を營ましむる時は損失を招くの危険あり其の結果漁村維持の目的を達すること能はざるに至る懼あればなり即ち漁業組合の目的は漁業權を享有して組合員共同の利益を圖



るに在りて其の目的を達するが爲めには之に必要な施設を爲すことを得べし。漁業組合の法律上の性質に關しては之を公法人と爲す者あり或は私法人なりとする者あり學說未だ一に歸せずと雖凡そ漁業組合は原則として市町村の區域又は市町村内の漁業者の部落の區域に依り其の地區内に住所を有する漁業者が行政官廳の許可を得て設立し組合員共同の利益を完ふせんとする法人にして特に之を公法人と認むべき何等法規上の根據を發見すること能はず故に之を一種の私法人なりと解するを妥當とすべし而して漁業法に於て漁業と稱するは營利の目的を以て水産動植物の採捕又は養殖を業とするを謂ふも已に述べたるが如く漁業組合は自ら漁業を營むことを得ず其の組合員に於て漁業組合の取得し若は貸付を受けたる専用漁業權又は入漁權の範圍内に於て各自漁業を爲すの權利を享有するに過ぎず又漁業組合の爲す共同の施設中には漁獲物又は漁獲物製品の共同販賣に關すること、漁獲物の共同製造に關すること、餌料其他漁撈及漁獲物製造に要する原料又は物品の共同購買に關すること、漁獲物、漁獲物製品、餌料其他の共同運搬に關すること及漁業資本の供給に關すること等を包含し共同販賣に付ては魚揚場其他組合員の漁獲物又は其の製品を共同に販賣するに必要な設備を設け及販賣人と買入人との仲介を爲し共同製造に付ては共同

に使用すべき製造所又は製造用器具を設備して之れを組合員に使用せしめ又漁業資本の供給に付ては組合共同貯金其他組合の資産を以て之に充て必要なるときは尙組合の借入金をして之に充て確實なる方法を以て資金を回收する等の施設を爲すものにして其の間商行爲の性質を有し營業税を課すべき業務を包含せざるに非ずと雖素と之れ組合員共同の利益を圖るを目的とし組合自ら營利的に之等の事業を行ふものにあらず即ち漁業組合は營利を目的とせざる一種の私法的社團法人なりと解すべきなり。

(ロ)漁業組合聯合會の性質及目的 漁業組合聯合會は漁業組合が相互に共同して其の目的を達する爲め行政官廳の許可を得て設立する法人にして其の性質及目的共に漁業組合に異ならず。

(ハ)營業税を課せざる理由 漁業法第四十五條には漁業組合及漁業組合聯合會には所得税及營業税を課せずと規定せり漁業組合は自ら漁業を營むものに非ず而して組合員の漁業に關する共同施設を爲すも之を以て營利法人と解すべきに非ざるは已に述べたるが如し故に六條の規定は寧ろ注意の規定なりと解すべく只に之に依て以て漁業獎勵の趣旨を明にせんとするに出でたるものと認むべきなり漁業組合聯合會に付ても亦同じ。



(三) 相互保險會社 (保險業法第九十一條)

一四

(イ) 相互保險會社の性質及目的 保險の目的が危険の分配に在ることは第二編第二章第三節保險業に關して已に述べたる所なり保險は相互保險と營利保險の區別あり。營利保險は株式會社に依りて經營せらるゝ所にして相互保險を經營するものを相互會社と爲す相互會社の事業は社員相互の間に於いて保險の効果を享受せんが爲に經營せらるゝものにして社員は其の經營を利便とすべしと雖相互會社なる法人は利益を得ることを目的とするものに非ず故に相互會社は營利法人にあらず然れども亦相互會社は公益法人にあらず相互會社は之に加入したる社員の便利に供せらるゝも一般公共の利益を圖るを以て目的とするものにあらずればなり即ち相互會社は私法人にして社團法人なりと難營利法人にあらず公益法人にあらず而して又商法の規定に依りて設立せらるゝものに非ざるが故に商法に基く商事會社なりと爲す能はず要するに單に保險業法に基く特殊の法人なりと謂ふの外なし。

(ロ) 營業税を課せざる理由 相互會社は社員相互の救済を目的として設立せらるゝ社團法人にして會社自己の利益を營むものにあらず故に營業税法上之に課税せざるを當然と爲す或は相互保險會社にも營業税を課すべしと爲す者無きに非ず蓋し相互保險會社の經營にして

全く基金醜出者の手に左右せられ之を經濟上より見るときは恰も基金醜出者に於て營利の爲めに保險業を營むと結果に於て相同じきものあるのみならず若し保險政策上より之に免税すべしと爲さば相互會社と株式會社との間に取扱を異にすべき理非ざればなり然れども本來相互會社は前述の如く營利を目的するものに非ず社員相互間に於ける危険分配の事務を掌るを以て目的となす保險業法第九十一條に於て相互會社には營業税を課せざる旨を明規するも亦之が爲なり。

(四) 鑛業權者の鑛業 (鑛業法第八十二條)

(イ) 鑛業權者の意義 我鑛業法に於て鑛業權と稱するは試掘權及採掘權を謂ふ (鑛業法第四條第一項) 故に鑛業權は鑛業に關する一切の權利にあらず選鑛製鍊等の事業は鑛物の試掘採掘の附屬事業として之を行ふときは鑛業なりと雖是等附屬事業に關する權利の性質は一種の營業權にして鑛業權にあらず而して鑛業法の規定に依り鑛業權を許與せられたる者を鑛業權者と稱し其の鑛區に於て許可を受けたる鑛物を採掘し之を取得する權利を有する者なり。

(ロ) 鑛業の意義 我鑛業法の規定に於て鑛業と稱するは鑛物の試掘採掘及び之に附屬する一



切の事業を包含す鑛物の意義は鑛業法第二條の規定する所にして即ち金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯謨鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、磷鑛、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝青及硫黃を 謂ふ試掘採掘に付ては鑛業法の規定に譲り茲に之を説明せず。所謂附屬事業とは自己の採掘したる鑛物を選鑛製鍊するが如き通例本業に伴ふ場合を指したるものと解すべし元來製鍊の如きは一旦人が所有權を取得したる鑛物を精製加工して其の價值を高むるの結果を生ずるものなるを以て性賣上製造工業に屬するものと認むべきなり然れども鑛物の多數は之を採掘したるのみにて直に工業に使用し又は販賣するを得るものに非ず之を選鑛製鍊するは普通鑛業に伴ふ事業なるのみならず鑛山附近に於て之を營む場合に於ては管理上二の事業の區分を立つると難きを以て其の取締の便宜上共に之を鑛業中に包括したるものなるべし故に本來附屬事業と稱するは本業との間に密接の關係を有し取締上之を區分するを不便とする場合に限るべきも實際に於ては設備の大なるものは鑛山所在地と製鍊場との間に十數哩を隔つるものあるに至り現在に在りては鑛業と製鍊業と同一人の經營に屬し少くとも其の鑛山より産出する鑛物を製鍊するものなるときは之を附屬事業と看做すべきなり而して鑛業法第八十一條第三項

に於て自己の採掘したる鑛物と他人より取得したる鑛物とを合併し製鍊する場合其の取得鑛物より製出したる鑛産物に付ては鑛産税を課せずと規定したる趣旨より見るも斯く解するの妥當なるを知るべし故に他人より取得したる鑛物のみを製鍊するもの、如きは鑛業に非ず製造業として營業税の課税範圍に屬するものとす(第二章第六節參照)

(ハ)營業税を課せざる理由 元來農業、林業、鑛業の如き原始産業に屬するものは普通營業と大に其の業體を異にし農業林業に付ては別に地租あり鑛業に付ては鑛業法により鑛業税を課す而して鑛業税中には鑛區税及鑛産税の二者を包含し殊に鑛産税は鑛産物の價格を以て課税標準とするものにして其の鑛業上の収益に税せんとするものなると明なり故に若し鑛業に對し更に營業税を課せんか鑛業収益に對する二重課税を生じ課税の均衡を得ざるに至るべし之れ鑛業法第八十二條に於て之に營業税を課せずと規定したる所以なり砂鑛は鑛業法に所謂鑛物に非ず故に之を採取し販賣する者には鑛業税を課せざると同時に營業税を課すべき事勿論なり然れども砂金に付ては別に砂鑛區税を課せらるゝを以て之に對しては營業税を課せず而して金鑛、銀鑛、鉛鑛及鐵鑛には單に鑛區税を課するに止まり鑛産税を課せず又之に營業税を課することなしと雖之等は特に我國の鑛業状態に鑑み保護獎勵するの



必要あるに因るものにして全く例外的性質を有するものと謂ふべし。  
前記各項に記述したるもの、外

- (イ) 産業組合中央金庫
- (ロ) 住宅組合
- (ハ) 輸出組合
- (ニ) 重要輸出品工業組合
- (ホ) 農業倉庫業

等は何れも産業の發達を目的として國家が適當の保護を與ふるの必要を認め所得税及營業税を課せざるものと爲せり。

關係組合

産業組合  
中央金庫  
法

- 産業組合中央金庫法(抄録)(大正十二年四月法律第四十二號)
- 第一條 産業組合中央金庫ハ法人トシ其主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
- 第八條 (第一項)産業中央金庫ニハ所得税及營業税ヲ課セス

住宅組合

輸出組合  
法

- 住宅組合法(抄録)(大正十年四月法律第六十六號)
- 第一條 住宅組合ハ組合員ニ住宅ヲ供給スルヲ以テ目的トス
- 住宅組合ハ法人トス
- 第十六條 産業組合法ハ(第(中略)條ノ規定ヲ除クノ外)住宅組合ニ付之ヲ準用ス  
(参照産業組合法第六條ハ準用セラル、コトトナル)
- 輸出組合法(抄録)(大正十四年三月法律第二十七號)
- 第一條 同一種類ノ重要輸出品ノ輸出ヲ業トスル者又ハ同一市場ヲ目的トシテ商品ノ輸出ヲ業トスル者ハ其ノ輸出貿易ノ振興ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ輸出組合ヲ設立スルコトヲ得
- 第二條 輸出組合ハ法人トス
- 第三十三條 (中略)産業組合法第六條(中略)ノ規定ハ輸出組合ニ付之ヲ準用ス
- 重要輸出品工業組合法(抄録)(大正十四年三月法律第二十八號)
- 第一條 重要輸出品ノ製造ニ關スル工業者ハ其工業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ工業組合ヲ設立スルコトヲ得

重要輸出  
品工業組  
合法



前項ノ重要輸出品へ主務大臣之ヲ指定ス

第二條 工業組合ハ法人トス

第三十八條 (中略) 産業組合法第六條(中略)ノ規定ハ工業組合ニ付之ヲ準用ス(但書略)

○農業倉庫業法(抄録)(大正六年七月法律第十五號)

第十四條 農業倉庫業者ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス

○産業組合法明治三十三年三月法律第三十四號

農業組合法

第一條 本法ニ於テ産業組合トハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ目的ヲ以テ設立スル社團法人ヲ謂フ

一 組合員ノ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト(信用組合)

二 組合員ノ生産シタルモノニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト(販賣組合)

三 産業又ハ生計ニ必要ナル物ヲ購買シ之ニ加工シ又ハ加工セスシテ組合員ニ賣却スル

ト(購買組合)

四 組合員ノ生産シタルモノニ加工シ又ハ組合員ヲシテ産業ニ必要ナル物ヲ使用セシムル

コト(生産組合)

前項第一號ニ掲ケタル事業ハ他ノ各號ニ掲ケタル事業ト相兼スルコトヲ得ス

第六條 産業組合ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス

○産業組合法施行期日ノ件明治三十七年七月勅令第三百一號

産業組合法ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

保險業法

○保險業法明治三十三年三月法律第六十九號

第九十一條 相互會社ニハ營業稅ヲ課セス

鑛業法

○鑛業法明治三十八年三月法律第四十五號

第四條 本法ニ於テ鑛業權ト稱スルハ試掘權及探掘權ヲ謂フ

鑛業權者ハ鑛區ニ於テ其ノ許可ヲ受クタル鑛物ヲ掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス但シ鑛區ノ重複シタル場合ニ於テハ鑛業權者ハ互ニ其ノ權利ヲ制限セラレ

第八十二條 鑛業權者ニハ其ノ鑛業ニ付營業稅ヲ課セス



○漁業法明治四十三年三月  
法律第五十八號

第四十五條 漁業組合及漁業組合聯合會ニハ所得税及營業稅ヲ課セス

第二節 營業收益稅法の規定に依りて

營業收益稅を課せざる營業

第七條 左ニ掲クル營業ノ純益ニハ營業收益稅ヲ課セス

- 一 政府ノ發行スル印紙、切手類ノ賣捌
- 二 度量衡ノ製作、修覆又ハ販賣
- 三 自己ノ採掘シ又ハ採取シタル礦物ノ販賣
- 四 新聞紙法ニ依ル出版
- 五 本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ爲ス營業
- 六 法人ノ漁業又ハ演劇興行

營業收益稅の依りて  
營業收益稅を課せざる營業

政府の發行する  
印紙切手類の賣捌

七 個人ノ自己ノ收穫シタル農産物、林産物若ハ水産物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク

本條は其の性質上營業收益稅の範圍内に包含するものにして特別の理由に依り之を除外するもの又は其の性質上營業收益稅の課稅外たるべきものにして疑義に涉るもの等と明に列舉したるものなり、左に之を説明すべし。

一 政府の發行する印紙切手類の賣捌

印紙切手類の賣捌は單に其の販賣の行爲より觀察するときは物品販賣業に屬し當然營業收益稅を課すべきに似たり何となれば營業收益稅は各種營業に對し適用すべきものにして其の營業が他の法令に依りて營業上の制限を受くると否とを區別すべきものに非ず故に郵便切手收入印紙の賣捌人が其の賣捌規則等に依り資格及營業上に關し制限を受くことあるも以て營業收益稅免除の理由と爲すに足らざればなり思ふに本條の規定を設けたる所以のものは印紙切手類は政府が公益の爲めに發行するものにして而して之を民間に於て賣捌かしむるは政府



自ら之を直接民衆に交付するの手續を履むよりは間接に賣捌人の手に依りて人民に普及せしむるを以て官民相互の便宜と認めたるに因る從て印紙切手類は普通商品と性質を異にするの同時に之が賣捌にも亦營利の觀念あることなく其の手数料の如きも僅かに實費を支辨するの範圍に限定せり故に若し之に對して營業税を課するときは勢ひ手数料を増額せざるべからざる必要を生ずるに至るべきを以て之を課税の範圍外と爲したるなり。

論者或は政府の專賣に係る鹽、煙草の賣捌人又は小賣業者が其の資格及營業上に關して受くる制限は政府より發行する印紙切手類の賣捌と稍類同するを以て之と等しく免税の恩典に浴せしむべしと爲す者ありと雖彼の煙草鹽の如きは同じく政府が民間に於て賣捌かしむるも賣捌の目的物は純然たる商品なると同時に其の賣捌も亦營業の觀念より離脱することなく相當の利益を附與せしむることを前提とし其の賣捌の割引歩合中には相當の利益を包含せしめあるものなり故に是等に對しては理論上營業收益税を免除するの理由なきものなり。

### 二度量衡の製作、修覆、販賣

度量衡器を製作し修覆し又は販賣せんとする者は度量衡法の規定に依り内務大臣の許可を受くることを要し當該營業者は度量衡法及其の附屬法規に依り其の營業上諸種の制限と制裁と

度量衡の  
製作、修  
覆、販賣

を受くるものなりと雖是等は以て營業收益税免除の理由と爲すに足らず又該營業者は保證金免許料及檢定手数料等重大なる負擔を爲しつゝありと雖一面其の賣捌に付營業上の特權を有するものにして而も其の賣上價格に何等の制限なきを以て實際上其の負擔は之を需用者に轉嫁するの結果となるべきを以て特に營業收益税を課せざるの理由なきに似たり然りと雖度量衡は商取引上の必需品にして之が使用を強制するは取締上の必要に基くものなるを以て假令負擔の性質異なりとするも一面重苛なる負擔を爲しつゝあるものに對し更に營業收益税を課するは必ずしも課税の公正を得たるものと爲すべからず延きては商工業取引上に影響を及ぼすの虞なしとせず。是本項の規定ある所以なりとす。

### 三自己の採掘又は採收したる鑛物の販賣

本項の所謂鑛物とは鑛業法に依りて指定せらるゝ鑛物を指したるものなり元來自己の鑛物と雖之を販賣するが爲に一定の店舗其の他の營業場を設備し販賣を主とするの場合に於ては既に鑛業の範圍を離脱し物品販賣業の課税範圍内に在るものと解することを得べし然れども鑛物の試掘又は採掘は鑛業權者の鑛業にして其の鑛産物に對しては鑛業法第八十一條に依り鑛産税を課せらるゝものなり而も鑛物の販賣は鑛業當然の結果なるが故に之に對して營業收益



税を課するときは同一鑛物を目的として同一納税主體に對し二重に國税を賦課するの結果を來し理論上穩當ならざるのみならず遂には鑛業の發達を阻礙するに至るべし是本項の規定を設け特に營業收益税を免除したる所以なりとす。然れども本項以外の鑛物即ち土石類を採掘して販賣するときは本項の規定に該當せざるを以て課税を受くる場合を生ずべく又鑛業權者と雖他人の採收したる鑛物を買入れ之を選鑛又は製鍊して販賣する場合若は單に之を販賣したる場合に於ては法人は勿論個人に於ては製造業又は物品販賣業とし課税すべきこと已に前節に於て述べたるが如し。

#### 四新聞紙法に依る出版

新聞紙法に依り經營する業務は本法の所謂出版業の範圍に屬するものにして課税すべきに似たりと雖是等は社會の公益を圖るを以て其の任務とせるものにして單に營利を目的と爲すものとのみ認むるを得ざるに依り特に本法中之を除外すべき規定を設けて課税の範圍外と爲せり而して新聞紙法に於て新聞紙と稱するは一定の題號を用ひ時期を定め又は六箇月以内の期間に於て時期を定めずして發行する著作物及定期以外に本著作物と同一題號を用ひて臨時發行する著作物を謂ふ故に普通發行する新聞諸雜誌の大部分は此の内に包含するものなり。

#### 五本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業

税法第一條に於て本法施行地に本店、支店其他營業場を有する營利法人には總て本税を課すべきことを規定し、同第二條に於て本法施行地に營業場を有する個人には其の條件に應じ本税を課すべきことを規定せるを以て本法施行地内に本店又は營業場を有する法人又は個人の本法施行地外に在る營業場より生ずる純益に付ても亦課税の範圍内に屬するもの、如しと雖單に營業主體が税法施行地内に在るの故を以て税法の威力の普及せざる地に於ける營業收益に對し課税するは理論上妥當ならざるを以て特に本項に規定したるものとす。故に外國又は朝鮮、臺灣、關東州及樺太に於ける當該營業場に屬する營業の純益は課税外たり。

#### 六法人の漁業又は演劇興行

法人に付ては其の業體の如何を問はず營利の目的を以て設立したるものは總て營業收益税を課すべきものなりと雖漁業は農業者の農業と同じく自ら營業の範圍外に屬すべきものなるを以て特に本條に其の除外規定を設けたる所以なり。而して漁業とは如何なるものなりやに付ては本法中別段の規定なきを以て漁業法の規定に依り之を解するを妥當とすべし、漁業法第一條第一項には本法に於て漁業と稱するは營利の目的を以て水産動植物の採捕又は養殖を業



とするを謂ふ。と規定し其の第二項には本法に於て漁業者と稱するは漁業を爲す者及漁業權又は入漁權を有する者を謂ふ。と規定せり即ち法人にして是に該當するものは其の收益に付ては課税の範圍外と爲すべきなり。又演劇興行は其の取締上地方官憲の支配を受くること多く地方雜種税の種目に包含すべき性質なるを以て例へ法人に於て之を經營するも國税の範圍外として取扱ふを妥當と認めたるものなり。

七個人の自己の收獲したる農産物、林産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く。

個人たる農業漁業其の他採取業にして收獲品又は採取品を販賣するも物品販賣業として課すべきに非ず蓋し農業者が自己の農作物たる米麥を販賣し又は養蠶を爲し蠶卵紙を販賣するが如きは何れも農業又は漁業に要する其の勞力の賃金及資本の利子を取得すべき當然の結果なればなり然れども若し是等の生産物又は漁獲品を販賣せむが爲めに特に別個の營業場を設けて販賣又は製造を爲すときは已に其の目的は農業又は漁業の範圍を超越して營業の部類に屬すべきを以て之を除外するの理由なし。

營業收益税の免除

第四章 營業收益税の免除

第一節 營業收益税法の規定に依る營業收益税の免除

第八條 勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業收益税ヲ免除ス

規則

第十條 左ニ掲クル物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ營業收益税法第八條ノ規定ニ依リ營業收益税ヲ免除ス

- 一、金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウムノ地金
- 二、鐵ノ條、竿、テーパー形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管ヲ除ク）
- 三、銅ノ合金ノ條、竿、板及管

營業收益税法の規定に依る營業收益税の免除



- 四、汽鐘、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械
  - 五、燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸アンモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン
  - 六、製紙用バルブ
  - 七、板硝子
  - 八、コンデンズドミルタ
  - 九、絹、亞麻又ハ毛ノ織物
- 前項第九號ノ物産ノ製造業ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル
- 第十一條 前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ製造業ニ付營業收益税ノ免除期間ノ殘存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス
- 第十二條 營業收益税法第八條ノ規定ニ依リ營業收益税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ同法第十一條又ハ第十二條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ個人ノ營業ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ第十條ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ有スルトキハ第十條ノ製造業ヨリ生スル純益ト其ノ他ノ純益トヲ區別シタル計算書ヲ添付スヘシ

本條は勅令を以て指定したる重要な物産の製造業に對して、命令の定むる所に依り開業の年及其の翌年より三年間營業收益税を免除することを規定せり。本條の趣旨は工業の發展を助長し、輸出を奨勵し、輸入を防遏せんとするの政策の一端として新規に開業したる特種の製造業に限り、營業收益税免除の恩典を附與したるに在りと雖。營業收益税が純然たる收益課税となりたる今日に於ては多少の收益あれば之に課税するは收益税の性質上當然の事なるを以て本條の規定は立法論としては妥當ならざるものと謂はざるべからず而して免除の業目を製造業に限りたるは貿易の出入を調整するには製造業の振興を計るを以て最急務なりとするに出でたるものにして又製造業の全部に及ばずして重要物産の製造業に限りたるは貿易の調整上重きを爲さざるものに及ばざる趣旨なると共に一面に於ては國庫將來の自然増收に著き障礙を與へざらんとするの用意に由るものなり。其の重要物産の種類は勅令を以て指定することとし、施行勅令に於ては主として本邦に於て未だ幼稚にして發達せざる製造業を擇び、普通の觀念に依る本邦の重要物産たる生絲、茶、絹絲、綿布、陶磁器、花筵、眞田類等に及ばざる所以は是等の製



造業は既に充分なる發達を遂げたるものなるを以て、敢て保護するの要なしと爲したるなり。即ち勅令に列擧したる品目中第九號は外國向廣幅織物の輸出を獎勵せんとする趣旨に出て第一號乃至第八號は内國に未だ發達せざる製造業の振興を獎勵して輸入防遏の一助と爲さんとする政策を標榜せるものなりとす。

本條の規定に依る収益税免除の範圍及條件に付ては施行規則第十條乃至第十二條の規定する所にして同第一條列記の物品を製造する者は其の物品の製造より生ずる収益に付て開業の年及其の翌年より三年間収益税を免除せらる第十條第九號の廣幅織物に付ては廣幅ものゝみを製造する者に限り免税の特典を與へ其他の物品に在りては他の物品を併せて製造する場合に於ても列記の物品より生ずる収益部分に付ては此の勅令の適用あるなり。

施行規則第十一條に於ては免除を受くべき製造業を繼續し又は繼續の事實ありと認むる者に對して、前の製造業者の受けたる免除期間の利益を與ふべき旨を規定せり。本條所謂「繼續し」と謂ふは法律上權利義務を承繼したる場合を謂ふ。例へば相續又は讓渡に因る製造業の繼承是なり。「繼續と認むべき事實」とは前者の業務は法律上承繼したるものに非ざるも前者の製造設備を其儘承繼したるが如き又は一旦廢業して更に開業するも同一製造場を使用するが如き事

實上繼續と認めらるゝ場合を謂ふ、是等前者の業務を繼續するものに在りては新規開業として更に免除期間を計算する理由なきを以て前者の受けたる免除期間の殘期間を繼承することとし其の殘期間なきときは全然免除を與へざる旨を規定せり。例へば免税の恩典を與へられたる者開業後三年目に他人に營業を讓渡したるときは、讓受人は其讓受の年及其翌年を限り免税せらるるなり。

本條の免除を受けんとする者は税法第十一條又は第十二條の申告を爲す際に於て其の製造より生ずる収益を調査し其の他の収益を區分して計算書を添付し其の旨を所轄稅務署に申請すべし。稅務署に於ては其の収益を調査して申請者の収益より控除して純益金額を決定し純益金額決定通知の際其の控除したる金額を附記するものとす、若し控除の爲め納稅義務なきに至りたるときは控除の爲、納稅資格なきに至りたる旨を通知すべきものなり。

## 第二節 他の法令に依る營業収益税の免除

本法以外の法令に依り營業収益税を課せざる業體に付ては第三章第一節に於て既に説述したる所なるを以て本項には他の法令に依る營業収益税免除の規定に付説明せんとす。即ち製鐵業

他の法令  
に依る收  
益税の免  
除



奨励法に依る製鐵業者の製鐵業務より生ずる收益

之れ恰も税法第八條に於て勅令指定の重要物産の製造業者に對し、其の業務より生ずる純益に付有期免税を認めたる趣旨と同じく産業奨励の目的に出づ。唯其の前者の免除期間は開業の年及其の翌年より三年間なるも、製鐵業の所得に付ては、設備完成の年及其の翌年より十五年間の免税を認む、之れ其の事業の性質上比較的長期間の免税を與ふる必要あるに因る。

免税の要件及其の申請手續等は、重要物産の製造業所得に關するものと、略其の軌を同するものなるを以て、左に其の關係法令の條文を抄録其の説明は之を省略す。

○製鐵業奨励法(大正十五年三月法律第四十九號)

第一條 一ノ場所ニ於テ一年三萬五千佛噸以上ノ製銑能力及一年三萬五千噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第二條 主務官廳ノ認可ヲ受ケ一定ノ期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十佛噸以上ノ製銑能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シタル製鐵事業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付營業稅營業收益稅及

所得稅ヲ免除ス

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム場合ニ於テモ其事業ニ付營業稅營業收益稅及所得稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此限ニアラス

第六條 製鐵ノ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムヘキ事實アル者ハ前事業者カ本法ニ依ル營業稅、營業收益稅及所得稅、免除期間内ニ在ルトキハ其期間ヲ繼承ス

第七條 北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準スヘキモノト本法ニ依リ營業稅、營期收益稅及所得稅ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニ對シ其ノ免除セラレタル部分ニ相當スル資本金額、從業者營業用ノ工作物若ハ物件使用動力又ハ收入ヲ標準トシテ課稅スルコトヲ得ス但シ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ特別ノ事情ニ基キ主務官廳ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

本法施行ノ期日ハ勅令以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ土地收用法ノ適用ヲ受ケ又ハ輸入稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ製鐵事業ニシテ第一條ノ規定ニ該當セザルモノニ付テハ本法施行後五年間仍從前ノ例ニ依ル



本法施行ノ際現ニ營業稅及所得稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ヘキ製鐵事業ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ從前ノ規定ニ於テ開業ノ年又ハ能力増加ノ年及其翌年ヨリ十年間トアルハ之ヲ開業ノ年又ハ能力増加ノ年及其翌年ヨリ十五年間トシ營業稅トアルハ營業稅及營業收益稅トス

### 第五章 課稅最低限

#### 第九條 個人ノ純益金額四百圓ニ滿タサルトキハ營業收益稅ヲ課セス

課稅最低限  
本條は個人營業の課稅最低限を規定せるものなり。營業收益稅は法人たると個人たるとを問はず其の收益に課稅するものなるを以て其の課稅最低限度も亦兩者に對し區分するの要を認めざるものゝ如しと雖法人は其の組織概して膨大なるものなれば例へ其の收益寡少なる場合と雖擔稅力に於ては個人の比にあらず故に課稅最低限は個人營業に限りて之を設けたるものとす。個人に對する營業收益稅は稅法所定の計算方法に依る營業の純益金額四百圓を以て課稅最低限度と爲せり。故に純益金額四百圓未滿の場合に其の營業の規模如何に大なるも或は資本金額賣上金其の他の收入金多額なるものと雖營業收益稅課稅の範圍外なりとす。

### 第六章 稅率及稅額の計算

#### 第十條 營業收益稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人 百分ノ三、六  
個人 百分ノ二、八

法人カ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ營業收益稅額ヨリ之ヲ控除ス  
個人カ其ノ營業用ノ土地ニ付納付シタル地租額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業收益稅額ヨリ之ヲ控除ス  
前二項ノ場合ニ於テ控除スヘキ地租又ハ資本利子稅ハ純益計算上之ヲ損金又ハ必要經費ニ算入セス

### 規則

第二條 營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益稅額ヨリ控除スヘキ地租額又ハ資



本利子税額ハ營業收益税ヲ課スヘキ營業ノ用ニ供スル土地又ハ資本ノ利子ニ付キ納附シタルモノニ限ル但シ貸附ケタル土地ニ對スル地租額ノ控除ハ其ノ土地ニ付キ生シタル純益ノ總額ニ百分ノ三、六ヲ乘シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ營業收益税ヲ課スヘキ營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地又ハ資本ノ利子アルトキハ其ノ地租總額又ハ資本利子税總額ヲ營業收益税ヲ課スヘキ營業ニ屬スル收入金額ト其ノ他ノ營業ニ屬スル收入金額トニ按分シテ控除額ヲ計算ス但シ收入金額ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ資産價額又ハ純益ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算スル事ヲ得

第三條 營業收益税法第十條第二項ノ規定ニヨリ營業收益税額ヨリ控除スヘキ資本利子税額中公債、社債又ハ産業債券ニ對スルモノハ其ノ公債社債又ハ産業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スルモノニ限ル

前項ノ公債、社債又ハ産業債券ヲ所有シタル期間ノ利子ニ對スル資本利子税額ハ其ノ納付シタル資本利子税額ヲ其ノ公債、社債又ハ産業債券ヲ所有シタル期間ノ利子額ト所有セザリシ期間ノ利子額トニ按分シテ之ヲ計算ス

第四條 營業收益税法第十條第二項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ地租額又ハ資本利子税額ノ控除ヲ受ケントスル者ハ營業收益税法第十一條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ

前項ノ申請ヲナス場合ニ於テハ土地ノ地目別又ハ資本利子ノ種類別ニ其ノ地價又ハ利子、納付シタル税額及控除ヲ受クヘキ税額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

第五條 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ申請ヲナシタル者ニ對シ其ノ計算ヲ證明スヘキ書類又ハ帳簿ノ呈示又ハ提出ヲ命スルコトヲ得

第八條 營業收益税法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ控除スヘキ地租額ハ其ノ營業用ノ土地ニシテ家事ニ關聯セサルモノニ付納付シタルモノニ限ル

前項ノ地租額ハ前年中ニ納付シタル金額ニ依リ之ヲ計算ス但シ營業收益税法第六條第一項但書ノ場合ニ於テハ其ノ年ノ豫算ニ依ル

第二條第二項ノ規定ハ營業收益税ヲ課スヘキ營業ト其ノ他ノ營業トニ共通シテ使用スル土地ニ對スル地租額ノ控除ニ付之ヲ準用ス

第九條 營業收益税法第十條第三項ノ規定ニ依リ營業收益税額ヨリ地租額ノ控除ヲ受ケムト



スル者ハ營業收益税法第十二條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ但シ其ノ年三月十六日以後ニ於テ納稅義務アルニ至リタルトキハ純益金額ノ決定前其ノ純益ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ土地ノ番號、地目、地價及地租額ニ關スル明細書ヲ提出スヘシ

### 稅率

稅率とは課稅標準の單位に對し租稅を賦課する比率を謂ふ。稅率の制定には數種の分類あり就中主要なるものに二あり一は比例制及累進制の區別にして他は從價制及從量制の區別即ち之なり。而して營業收益稅は比例稅にして從價制に依るものなり比例制とは同一の課稅標準に對し其の數量に差別を設けず均一の稅率を課するものを謂ふ此の課稅に在りては之が爲に支拂ふべき稅額は課稅標準の額に應じ變化するも課稅標準に對する稅額の割合に至りては變化することなく課稅標準額の多少に拘らず其の割合常に均一なるものなり要するに比例制に於ては稅額に變化あるも稅率は常に均一なるものなり。反之累進制とは同一の課稅標準に對し其の數額に等級を附し此の等級に従ひ差別したる不均一の稅率を課するものにして之が爲に支拂ふべき稅額に變化あるのみならず其の稅率にも亦差別あり課稅標準高の多額なるものは高率を課せられ

其の少額なるものは低率の課稅を受く例之所得稅法に於て第一種の所得中乙超過所得及第三種個人の所得に付ては累進率を採用せり。比例稅制と累進稅制とは互に得失ありと雖小所得者の負擔力が比較的小にして大所得者の負擔力が割合以上に大なるを原理とするときは其の負擔能力の大小によりて等級を設け之に従て稅率に差別を附するは最理論に適し租稅公正の原則に適合するものと謂はざるべからず故に理論上に於ては比例制よりも累進制を以て進歩したるものと認むるを得べし然るに營業收益稅法に於て比例稅制を採用したる所以のものは營業收益稅は前に論述したる如く所得稅に對し補充的地位に在るものにして所得稅が累進稅制を採用せる今日に於ては營業收益稅に於て比例稅制を採用するを以て其の調和の妙を得たるものと認むるを得るのみならず我邦の稅制上等しく收益稅の性質を有し農民の負擔を代表する地租に於て比例稅制を採用せるが故に商工業者の負擔を代表する本稅に於ても其の權衡上比例稅制を採用するを以て適當なりと爲すべきなり。次に第二の分類に依る從價制とは課稅物件の價格を標準として稅率を定むる制を謂ひ從量制とは課稅物件の尺、量、數等を標準として稅率を定むる制を謂ふ。而して營業收益稅、所得稅及相續稅等は皆從價稅に屬するものなり。左に稅額の算出方法及控除額等を説明すべし。



一 税率 營業收益税の税率は左の如し。

法人 百分の三、六

個人 百分の二、八

即ち法人は税法第四條の規定に依り個人は税法第六條の規定に依り計算したる純益金額に對して税率を乘し之を計算するものとす。而して前記の計算に依る營業收益税額より控除するものあり左の如し。

二 法人の營業收益税算定額より控除するもの

税法第十條第二項及施行規則第二條第三條の規定する所にして即ち左の如し。

(イ) 事業年度内に於て納付したる地租額

控除すべき地租額は施行規則第二條の規定に依り營業の用に供する土地に限るものなり特に貸地に對する地租額の控除は純益の總額に百分の三、六を乘したる金額を越ゆることを得ざるものとす(施行規則第二條第一項但書)此の制限を設けたる所以は元來地租控除の特典ある理由は營業收益税と地租と即ち補充税の重複課税を避けんとするにあり従て重複課税を避け得ることを以て目標としそれ以上不當なる税額までも控除する必要を認めず故に

特に貸地の場合に於ては其の貸地の収益に對し課せらるべき營業收益税額を限度として地租額を控除すれば足るものなり。

而して此の場合に於て營業税を課すべき營業と其の他の營業とに共通して使用する土地あるときは其の地租額を營業收益税を課すべき營業に屬する収入金額と其の他の營業に屬する収入金額に按分して控除額を計算す但し収入金額の割合に依るを不適當とするときは資産價格又は純益の割合其の他適當なる方法に依り之を計算するものとす。

(ロ) 公債社債又は産業債券の利子に對する資本利子に税額法人の納付すべき營業收益税額より控除すべき資本利子税額中公債社債及産業債券に對するものは其の所有したる期間に對するものに限る、右は資本利子税控除計算上一種の特例なるが故に如斯規定を要す否らざれば巧妙なる方法に依り合法的に脱税行はるゝ懸念なしとせず例へば某なる者公債社債を所有する場合其の利子受取の方法として實際行はるゝ所は所有者自ら之を受取る外時としては自己の取引銀行に對し利札を提供し銀行は得意先の爲に代つて其の利拂を受け其の利子額を當座預金に振替へること往々あり此の場合に於て資本利子税の關係如何を見るに某なる個人に於て直接利拂を受くるときは當然相當税額を徴せらるゝも法人の納付する資



本利子税は其の期に於て納付すべき營業收益税額より控除せらるべきを以て得意先の依頼に應じ利札を引替に當座預金に振替へ銀行が其の利拂を受くる方法を探るときは一應資本利子税を徴収さるゝも營業收益税納付の際には之が返附を受くると同様の結果を生ず即ち之が當然の結果として營業收益税法施行後は公社社債又は産業債券を所有する個人自ら其の利子を受くる者なく何れも銀行其他の法人を利用して公然資本利子税の脱税を行ふに至るべし。即ち此の脱税を防止せむとするの趣旨にて控除税額の計算方法に特例を設けたる所以なり。

(三) 個人の營業收益税より控除するもの。

(イ) 營業用の土地に付納付したる地租額

營業收益税額より控除すべき地租額は其の營業用の土地にして家事に關聯せざるものに付納付したるものに限るものにして前年中に納付したる金額に依り之を計算す但し税法第六條一項但書の場合に於ては其の年の豫算に依るものとす、而して家事に關聯する土地なりや否やを定むる單位となるものは土地の地番或は地域の一劃等にあらすして土地臺帳に記載せられたる一筆一地を標準とするものなり、即ち各筆中一部分たりとも家事の爲に使用

されたる事實あるときは原則として其の地租額を控除せざるものなり然れども是等は事實の認定に屬するものなるを以て實際の適用上に於ては多少の斟酌を加ふるの餘地あるべし例へば料理屋待合貸席湯屋等の如く營業用に供する土地面積が家事用の分に比し著しく擴大なることを通例とする營業に付ては極めて一部分を家事用に供するが爲めに其の土地全體に對する地租を控除せざるは其の取扱上酷に失するの嫌なきに非らず故に斯かる場合に於ては其の實情を精査の上取扱者に於て相當考慮の上租に不公平なきを期するの要あるべし。

左に税額の計算を例示すべし。

(一) 法人

- イ、當事業年度の營業純益金額 一〇〇、〇〇〇圓  
 ロ、右純益金額に税率百分ノ三、六を乗じて算出したる營業收益税額 三、六〇〇圓  
 ハ、當事業年度に於て納付せる地租額又は資本利子税額 一、〇〇〇圓

右の場合に於ては(ロ)の營業收益税額三、六〇〇圓より(ハ)の地租又は資本利子税額一、〇〇〇圓を差引きたる殘額即ち二、六〇〇圓を以て現實の課税額とす、而して此の場合控除す



べき地租又は資本利子税は純益計算上之を損金に算入せざるものとす。

一六

例示

イ、普通の計算に於ける当該事業年度の總益金

二〇〇、〇〇〇圓

同 總損金

一〇一、〇〇〇圓

差引純益

九九、〇〇〇圓

なるとき

ロ、当該事業年度に於て納付したる地租又は資本利子税額一、〇〇〇圓を損金に算入せざる結果として当該事業年度の總損金は一〇〇、〇〇〇圓其の純益金は一〇〇、〇〇〇圓となるが如し。

(二)個人

個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額(附加税を含まず)は其の營業收益税額より之を控除す計算法は法人の例に準ず

而して前記の免税を受けむとするものは税法第十一條及第十二條の規定に依る申告と同時に其の免税額の申請を爲すべきものとす。

營業收益  
税の附加

## 第七章 營業收益税の附加税

前章に於て營業收益税の税率及税額の計算方法に付説明を爲したるも收益税に對しては府縣稅又は市町村稅の附加せらるゝものあり、故に本税額の計算に當りては其の附加税をも考慮せざるべからず、依て特に一章を設けて之を説明することゝ爲せり。

### 第一節 附加税の意義

附加税の  
意義

府縣又は市町村に於て賦課する租税即ち地方税には二種の區分あり即ち(一)は創定税にして(二)は附加税なり、而して創定税と稱するは府縣又は市町村に於て適宜課税物件を選択し、之を目的として府縣又は市町村限り獨立的に賦課徴收を爲すを謂ひ府縣說としては特別土地税、即ち増價税、家屋税、營業税及雜種税、市町村税としては戸數割及特別税として課する各種の市町村税は何れも之に該當す、附加税と稱するは府縣又は市町村に於て國稅又は府縣税を基準として一定の課率に依りて本稅即ち國稅又は府縣税に附加して之を賦課する府縣税又は市町村税を謂ふものなり。

附加税の賦課徴收は、府縣制、市制及町村制に定むる地方税の根據法及其の他の特別法令の



規定に基き、府縣及市町村に於て各其の適宜に取扱を原則とするも所得税、地租及營業收益税の附加税に付ては地方税制限法を以て其の課率を制限せり、又別に都市計畫法及罹災救助基金法に依る其の特別課税を認めたるものあり。

(参照)

府縣制第百三條 府縣税及其ノ賦課徴收方法ニ關シテハ法律ニ規定アルモノヲ除ク外勅令ノ定ムル所ニ依ル

府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ市町地ニ分賦スルコトヲ得

市制第四十七條 市税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一、國税、府縣税ノ附加税

二、特別税

直接國税又ハ直接府縣税ノ附加税ハ均一ノ税率ヲ以テ之ヲ徴收スヘシ但シ第百六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國税ノ附加税タル府縣税ニ對シテハ附加税ヲ附加スルコトヲ得ス

特別税ハ別ニ税目ヲ起シテ賦課スルノ必要アルトキ賦課徴收スルモノトス

同 第百第二十三條 市税及其ノ賦課徴收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律上規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

町村制第九十七條 町村税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 國税 府縣税ノ附加税

二 特別税

直接國税又ハ直接府縣税ノ附加税ハ均一ノ税率ヲ以テ之ヲ徴收スヘシ但シ第百四十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國税ノ附加税タル府縣税ニ對シテハ附加税ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別税ハ別ニ税目ヲ起シテ課税スルノ必要アルトキ賦課徴收スルモノトス

同 第百三條 町村税及其ノ賦課徴收ニ關シテハ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

### 第二節 附加税の課税範圍

附加税の課税範圍は府縣制又は市制、町村制の規定に依ること勿論にして之を(1)納税義務

附加税の課税範圍



者(2)課率に區分して説明すべし。

(一)納稅義務者

府縣稅又は市町村稅は法人と個人とを區別せず、左の各號の一に該當する者に於て納稅の義務を有するものである、即ち營業收益稅附加稅の納稅義務も亦此の一般法則に依るものとす。

(イ)府縣若は市町村内に住所を有する者又は住所を有せざるも、府縣若は市町村内に滞在すること三箇月以上に及ぶ者、

(ロ)府縣若は市町村内に住所を有せず三箇月以上滞在することなしと雖、府縣市町村内に於て土地家屋物件を所有し、使用し、占有し又は營業所を定めて營業を爲し又は府縣市町村内に於て特定の行爲を爲す者、

(參照)

府縣制第四百條 府縣内に住所ヲ有スル者ハ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

同 第五百條 三箇月以上府縣内に滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

同 第六百條 府縣内に住所ヲ有セス又ハ三箇月以上滞在スルコトナシト雖府縣内に於テ土

地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ又ハ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ又ハ府縣内に於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ行爲ニ對シテ賦課スル府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ(大正十一年法律第五十五號ヲ以テ改正)

市制第八條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財産及營造物ヲ共有スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

同 第九條 市住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者 禁治産者 準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ニ處セラレタ者ハ此ノ限ニ在ラス(大正十年法律第五十八號ヲ以テ全條改正)

一、帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者

二、獨立生計ヲ營ム者

三、二年以來其ノ市住民タル者

四、二年以來其ノ市ノ直接市稅ヲ納ムル者

市ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得家督相續ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其



ノ財産ニ付被相続人ノ爲シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納税ト看做ス市公民ノ要件  
中其ノ年限ニ關スルモノハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セララルコトナシ  
町村制第六條 町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス

町村住民ハ本法ニ從ヒ町村ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ町村ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

同 第九十八條 三月以上同村内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ遡リ町村税ヲ納ムル義務ヲ負フ

同 第九十九條 町村内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖町村内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ使用シ若ハ占有シ、町村内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ町村内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ハ其ノ土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ其ノ行爲ニ對シテ賦課スル町村税ヲ納ムル義務ヲ負フ

(二)課率

附加税の課率は府縣又は市町村に於て適宜之を定むるを原則とす、但し地租所得税及營業收益税に對する附加税の課率に付ては明治四十一年法律第三十七號及地方税制限に關する法律

の規定に依るべきものたると共に都市計畫法又は罹災救助基金法に依る特別課税の規定に依るべきものとす。

營業收益税の附加税率に關する地方税制限法及其他の特別法の規定を略述すべし。

(1) 地方税制限法に依る制限

(イ) 制限内の課率

一 府縣 營業收益税 百分の四十一

二 市町村營業收益税 百分の六十

(ロ) 制限外の課率

一 特別の必要ある場合府縣市町村は内務大臣の許可を受け制限課率の百分の十二を限度として課税することを得。

二 左の場合に於ては内務、大藏兩大臣の許可を受け、前記各號の制限に拘らず必要の程度に於ける特別課税の課率を定むることを得。

(A) 内務大臣の許可を受けて起したる負債の元利償還の爲費用を要するとき

(B) 非常の災害に因り復舊工事の爲費用を要するとき